

昭和五年三月

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第五輯

福

岡

縣

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第五輯

## 覆刻にあたりて

「福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書」は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となっているのでありまして、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃って保存されているところは、現在では、案外に少ないのではないのでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情に堪がみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとつえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十三年十一月一日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑 紫

豊

## 凡 例

- 一、本縣ハ昨年二月史蹟名勝天然紀念物調査規程ヲ設ケ調査委員十七名ヲ囑託シテ之カ調査ニ從事セシメタルカ本輯載スル所ハ其委員ノ調査報告ニ係レリ
- 一、本輯載スル所史蹟七、天然記念物十、名勝二、而シテ委員中調査未了ノモノ尙二三アリタリ
- 一、委員提出ノ報告書中其寫眞ハ悉ク本輯ノ圖版トシテ掲載シ得ス適宜省略セルモノアリ
- 一、委員ノ調査ニツキテハ地方ノ小學校職員其他役場吏員有志諸氏ノ厚キ援助ニヨリ調査地ノ史蹟地圖其他ノ便宜ヲ得タルコト少カラス委員ニ代リ謝意ヲ表ス

昭和五年三月



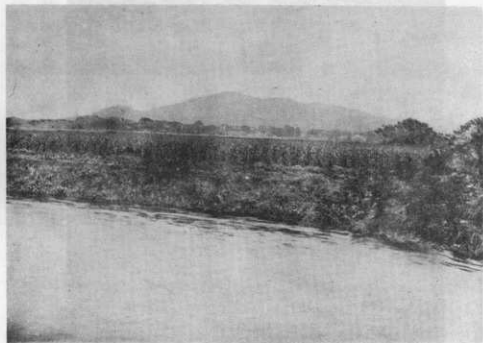
# 第五輯 目次

## 天然紀念物

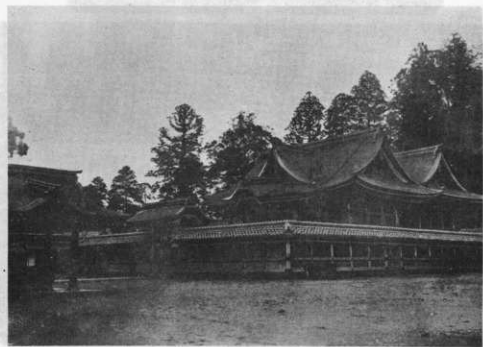
- 高良山神籠石……………(圖版數10)……………調査委員 武藤直助……………(一)  
 臨時調査委員 石野義助……………(一)
- 日 拜 塚……………(圖版數11)……………調査委員 中山平次郎……………(15)  
 同 託 島 田 寅次郎……………(15)
- 左谷建正寺、右谷石泉寺……………(圖版數12)……………調査委員 竹岡勝也……………(17)
- 天台寺 陞 調査……………(圖版數13)……………調査委員 山本通……………(18)
- 宗像氏關係史蹟……………(圖版數14)……………調査委員 伊藤尾四郎……………(15)
- 八院の古墳墓……………(圖版數15)……………調査委員 岡 茂 政……………(16)
- 小倉市廣壽山福聚寺……………(圖版數16)……………調査委員 末岡作太郎……………(18)
- ダイサギ** *Herodias timoriensis* (Cuvier) の調査……………調査委員 川口孫治郎……………(104)
- ツバメチドリ** *Glaucis orientalis* (Leach) の調査……………調査委員 川口孫治郎……………(108)

ヘラサギ <i>Platalea L.</i> の調査	調査委員	川口孫治郎	(108)
<small>宗像郡上西郷村西法寺所在</small>			
サロンウメの調査	(圖版數 三)	調査委員	綱 綱理一
			一郎 (110)
香春岳に関する調査報告		調査委員	綱 綱理一
		調査委員	綱 綱理一
			市郎 (115)
香春岳産植物目録		調査委員	鍋 島 興 市
			(116)
椿、なんさんこざくら、げんかいつつじの調査	(圖版數 三)	調査委員	鍋 島 興 市
			(117)
千佛鐘乳洞の調査	(圖版數 七)	調査委員	栗 田 鼎 造
			(118)
舊、石井坊庭園遺構調査	(圖版數 三)	調査委員	永 見 健 一
			(122)
<small>風景觀賞地點としての</small>			
東油山観音境内の調査	(圖版數 一)	調査委員	木 村 尙 文
			(124)

(高良山遠景(南久米驛南方より高良山を望む))



高良玉垂神社

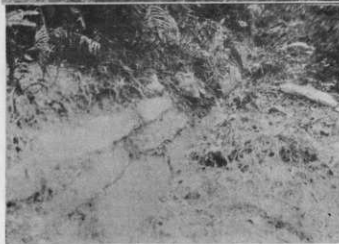
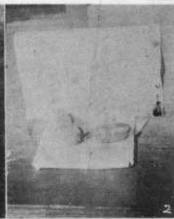


高良山南谷發見の神籠石（水門石）共一



二共 上 同

もな石號九六四第の角西南は×石列の近附角西南るけに堂至勢



分部るせ造築に段三

壁岩然白るせ用利を岩母

高良玉唾神社所藏山中發見の石鍋破片の一部

景光の近附石號〇六九第るせ在散陸頭



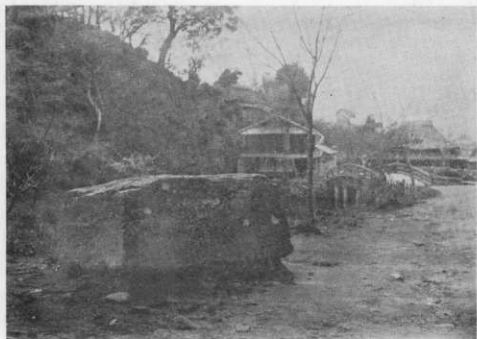
圖るた覗き仰を石列の方東北りよ(チ)上圖



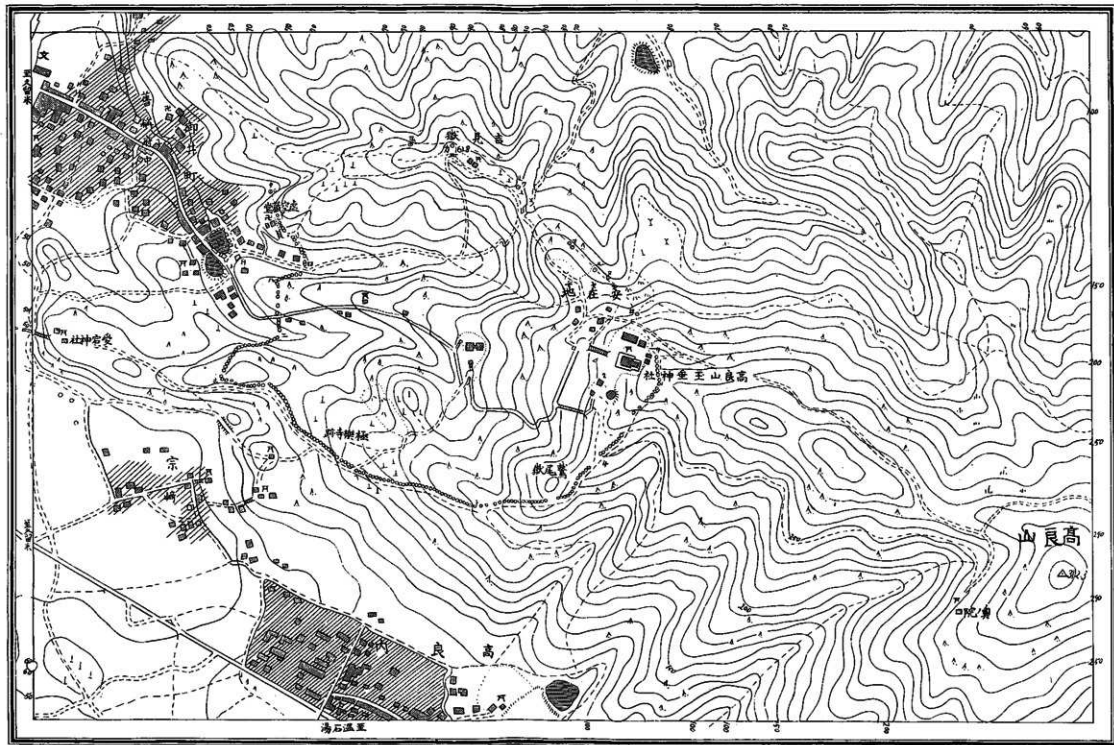
石列るけ於に後背社神垂玉良高



石籠神るたれさ去搬に畦池洗手御社神垂玉良高



# 高良山龍石實測圖





# 高良山神籠石

調査委員 武 藤 直 治  
臨時調査委員 石 野 義 助

## 目 次

- 一、位 置
- 二、傳 説
- 三、文 獻
- 四、實 測
- 五、保存上に就て

本編は高良山神籠石實測の結果を記述したるものにして、神籠石に關する學說及高良玉垂神社其の他高良山に關する記述は之を避けたり。

- 一、位 置 高良山は福岡縣筑後國御井町に在り九州鐵道急行電車久留米終點より東、約三〇〇米、久大線御井驛より南西約一二〇〇米にして御井町に至る。是より上ること約二〇〇〇米にして國幣大社玉垂神社坂下に詣るべし。高良山は水繩山の連峯の西端を占め標高三一二米あり。一名不瀟山フセウサン又高牟禮山と云ふ別峯を吉見ヶ嶽と稱す。山は蔚然として聳え、水は清冽なり。
- 二、傳 説 古來鬼の築城なりと傳稱す。

三、文 獻 筑後志、高良玉垂宮縁記、八葉記、太宰管内志、人類學雜誌、考古學雜誌、歷史地理、史學雜

誌、人類學上より見たる我が上代の文化等は、高良山神籠石に關する文獻の主要なるものなり。

四、實 測 神籠石を實測するに當り、石野中佐は、神籠石列線の實測を擔任し、本員は列線各石に就て測定と觀察とを行ひ、其間測量夫二名を使役し、臨時に人夫を雇うて、障礙物の除去を命じ、作業中及實測終了後に於て、寫生及撮影を行ひたり。虚空藏堂附近、玉垂神社參道左右、愛宕山方面、極樂寺趾附近、玉垂神社社後方面を除く外は、雜木繁茂して、今日の樵路と相隔つること、數米に及ぶ所も尠からず、是等の部分は、其の實測に差支なき程度に整理を行ひ、齒朶類の叢生せる所は、悉く之を芟り取りしも、列石の根に沿へる舊小逕は、其幅甚狹少にして、高さ數米の斷崖に倚りて、徐々横歩行進を行ひ、僅に實測するを得たる所あり。

高良山神籠石の現存する物は、御井町街衢の東端御手洗池の東北約一〇〇米に在る虚空藏堂の東北約二〇米、標高約九五米、圖上イ、御井小學校所有御井町二六四七番地の一、厨幾太郎耕作果樹林より始まり、二十五分の八乃至二十五分の七の傾斜を以て下り、同一七八番地の二、渡邊重雄所有地と虚空藏堂の境界斷崖に沿ひて下り、同町一七八番地の一、渡邊重雄宅地に至り、二十五分の七の傾斜を以て地下に埋没し、同町一八〇番地竹林、渡邊勉所有地に入り、不明なりしが、同竹林中五個を發掘す、同町一八一番地、渡邊大作所有に人り、里道に沿ひて露出し、四分の一の傾斜を以て下り、點々道路上に露出し、急傾斜して不明となり、同町一八四(金子良太郎所有地)に若干露出するも、圖上ロなる水繩舊街道附近、宇北谷溪流附近、不明なり、此地は高良山神籠石の所在地中最低き位置なりとす。

右溪流を越えて、高良玉垂神社社地、爾後單に社地と稱すに入り、露出して二十五分の九の傾斜を以て西上し、圖上ハの高地に上り、上面は殆んど水平にして、磁針東西南北兩線に依り直角をなし、南向して同町一二三の一佐藤彌吉所有に至り、點々殘存す。此地は前所有者時代、賣却し他に運び去れりと、同町の父老金子良太郎及荒木万藏は語れり、更に社地に入りて露出し、玉垂神社參道を横斷し、約三分の一の傾斜を以て、下り圖上ニの溪谷附近に至り、地中に埋没せり。

圖上ニの溪谷を越えて露出し、四分の一乃至三分の一の傾斜を以て登り、愛宕神社の東方約一五〇米に在る一一三・七八米高地勢至堂と稱す、圖上ホ標高一〇三・一五米に至り、東西南北兩線に依り、直角をなして東折し、且つ此の位置は、上面殆んど水平なり、第九圖參照。

圖上ホより東折し、五分の一乃至十分の一の傾斜を以て下り、圖上ホより一三三米にして、最低標高約九二米なり、是より十分の一乃至五分の一の傾斜を以て登り、圖上へに於て玉垂神社より大學稻荷への道と交又す、此の位置に在りし大石は、御井町青年百二十三名に依り、御手洗池の東端參道上に搬出されたり、第一七號圖版參照、圖上ホへの間に安山岩二個補助石として使用せらる。

圖上へより五分の一乃至十分の一の傾斜を以て登り、圖上へより約八〇米にして安山岩一個あり、尙へより二二三米の位置に滑石、當地にて温石と稱す、二個あり、更に九〇米東進安山岩四個存在せり、内一個は半破し、他は概して形狀不整なり、高良山神龍石は大部分秩父古生岩を以て配列し、概要直角の切石なるも、此の安山岩は現狀前述の如し、此の位置は圖上トを以て標示せり、(第一四號圖版參照)

圖上ト附近より二十五分の八乃至二分の一の急傾斜を以て、營の尾嶽に上り、最高點附近に滑石一個(第一一三號)を發掘せしも、紛失を恐れ土を以て覆ひ、復原狀態として保存せり、是より更に五分の一乃至十分の一の傾斜を以て下り、標高二〇〇米圖上ヲ附近より、七分の一乃至二分の一傾斜を以て、玉垂神社東側高地に登り、第一五號圖版參照標高二五〇米を越え、下降して、玉垂神社東背後水繩街道に至り約三分の一の急傾斜を以て西北方に向ひ、第一六號圖版參照大杉の根に埋没し終に列石の行進方向を失へり。

高良山神籠石は他地方のその如く、切石を一列に山腹を環りて、並列したるものなり、母岩を以て神籠石に代用し、其の上面を削平し高さを揃えあり、而して其の背後に尙ほ母岩の垂直面ありて上下二段に幅一米乃至一・三〇米の平坦なる階段部を有する截斷面を成せる所あり、世俗に、二重に神籠石を廻らせる部分ありと云ふものは、蓋し斯かる部分を指せるものゝ如し、(第一〇號圖版參照)

此の如き特殊の構造ある部分に於て、階段狀の平坦部は是れ何の爲めに設けたるか、凡そ、母岩急傾斜を爲す處に在りて之を神籠石代用となすには、勢適當の高さに於て削平したる部分を作らざるべからず、而して、其の幅一米以上なるは是れ他の神籠石の部分と同じく、特に土を覆ふ爲めにしたるにもおらざるべし、正に是れ築堤又は木柵を設くる餘地を存するものの如くにも觀察せらる。

神籠石は正面及側面に琢磨を加へ、上面も亦多少加工の形迹あり、下部は自然のまゝなり、第五八三號石及第五八八號石は此の點に於て、特に顯著なる實例となる、前者は正面七〇度の傾斜を

有し頂端より六〇度の處に於て六種突出し、二〇度の傾斜を爲せり、(第二一號圖版參照)後者も正面七〇度の傾斜を有し、頂端より六二度の處にて突出し、水平面を以て階段部を造れり、(第廿一號圖版其二及第一二號圖版參照)是等は地上凡そ一定の高さを保たしめるものなるを知るべく、其高さは約六〇種(約二尺)なり。

自然岩を利用せる部分にても、頂部を揃ゆる爲めに苦心せる形迹は、必ず第五二二號石を觀るを要す、則ち自然岩の凹字形に缺損せる部分に他の剝岩を巧妙に挿入して、頂部を一直線となせるに一瞥を喫せざるを得ず。

列石の延長第一號より第一二九〇號に至る迄、一五〇〇米に達す、即ち、十四町十五間なり、尙其の兩端間即ち北部方面は列石推定線の延長約一〇〇〇米あり、隨て、全長約二五〇〇餘米二十三町餘に達すべし。

實測の結果列石の巖然たる部分約八〇〇米にして、自然岩の部分、七一米、缺損の部分一九〇米にして、推定石數二百個以上に及ぶべし、自然岩なりや缺所なりや未だ明ならざる部分六八米附近に移動せる部分四〇米、他に搬出せる部分一四米、埋没せる部分四一米、埋没せるか、缺損せるか不明なる部分四五米、發掘したる部分約三〇〇米なり、但、北部方面は之に加算せず。

附圖展開圖に示せる如く、處々埋没せる部分は、時日の許す限り、發掘をなし、列石中現存を確めたるもの總數千二百九十二個なりとす、數圖後更に二石を發見す、故に石の番號と一致せず。

諸處露出せる母岩に、多少の人工を加へて、之を利用せる部分あるは前述の如し、然れども、大部分は切石を使用せり、其の大部分は秩父古生岩にして、滑石は三個を留む、別に安山岩六個を交ふ、

高良山神籠石の大きさは、測定の結果左の如し。

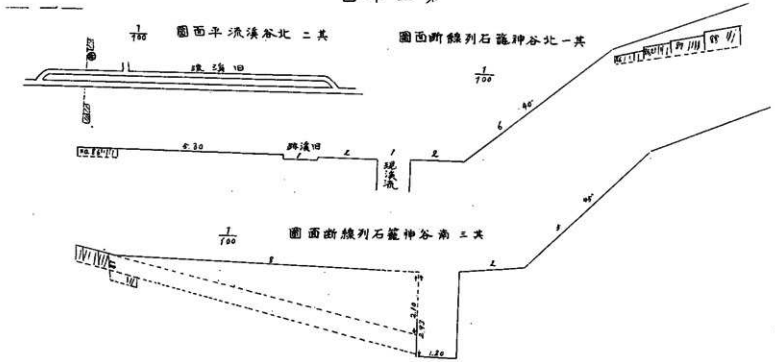
長さ、中には極めて稀に一八種又は二〇種等の短きものあれども過半は八〇種(約二尺七寸)以上を占む即ち八〇種のもの百〇四石、九〇種以上のもの九十九石、一米以上のもの四百五十四石あり、二米以上のものは十八石、三米以上のものは僅に一石にして、則ち三・二〇米に達す。

高さ、其の基底部埋没せるもの、大部分を占むるが故に、正確に測定すること困難なり、今測定し得たる範囲内に於ては、七〇種以上のもの、最多く、一米以上のものは僅に三石、最高のもの一・四〇米なり、今回發掘したる部分は、約三〇〇米に及べども、確に其の存在を認め得る程度に止め、現に前面上部約二〇種乃至三十種出土の状況に在り、また已むを得ざるなり。

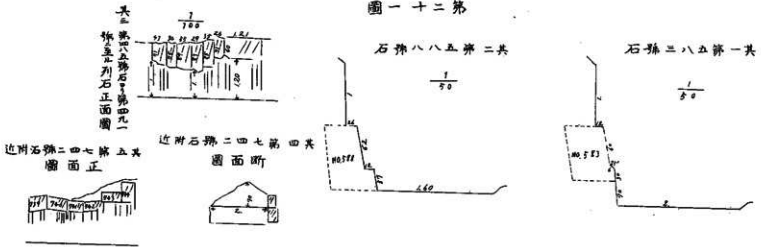
厚さ、大部分或は浅く或は深く埋没して其厚さ不明なり、中には、數米の土を以て覆はれたる部分も尠からず、今回は、僅に數十石につきて、之を測定し得たるのみ、其の平均の厚さは、七六種にして最厚きものは、一・二六米あり。

列石の大部分は、地面に垂直若しくは七八十度以上の角度を以て、安定の位置を保てり、管に前面のみならず、側面及上面も略々直角を爲せり、岩質に依り石英の如き硬度高き礦物を含めるものは、他の部分のみ風化して、加工粗悪なるが如く見ゆれども、相當に琢磨を加へたるは明かなり、上面の琢磨は前面及側面に及ばざれども、略々削平せられ、琢磨せられたるを認む、要するに、進歩したる人工の形迹顯著なり、後世何人の惡戯か、山字を陰刻せるもの一石、(第五一四號石) 圓字又は圓字と思惟せられざるにもあらざる程度、の字畫不鮮明の淺彫の痕迹を留むるもの一石の外、刻字其他紋様等を發見せず。

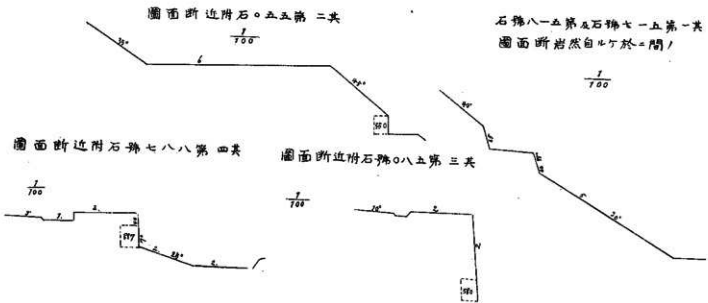
圖一十二第



圖一十二第



圖二十二第



列線中に宇北谷及參道の南側に於て溪谷に降下せるも此附近或は埋没し或は崩壊し列石も亦埋没せるもの如く、水門の遺趾を發見せず、但水門の存否を考ふるに當り須知の事項は、北谷に於ける溪流及道路の變更と南谷に於ける溪流北岸の埋没なりとす(第二〇號圖版其三參照)北谷に於ては圖上ハの高地より二十五分の九の傾斜を以て下り第八八號石は北六十度東の方向を取り、第八七號石は埋没せるを以て、此方向のまゝ、南岸に下れば、對岸なる第八六號石との連絡面白からず、是れ或は第八六號附近の神龍石は後世列石の配置を變更したるものなるべしとの説を聞くに至れり、是に於て、第八八號石を發掘したるに北四十六度東の方向を取り、更に第八六ノ二號石及第八六ノ一號石を發掘したるに北四十一度東より北四十度東の方向となり、是より四十度の急傾斜を以て水邊に下り、其の間神龍石は缺如せるも、北十六度東の方向に第八六號石と一直線を成し、現在の列石は原位置を保持し、毫も移動したるにあらざることを確認し得たり、此の附近の溪流は、現今道路の南側に通ずれども、昔時は北側を流れたるものにして、明治四十年頃工兵隊の作業にて約一〇〇米の間に現溪流を穿ちて、舊溪流を閉塞したるものなり、現地を観察すれば直に之を首肯するを得べし。

南谷に於ては、玉垂神社の參道より二十度の傾斜を以て下り來れる列石が、第三四八號石に至り、二四種の地下に埋没し、第三四九號石は八三種埋没せり、其の南端より溪流の北岸迄は、八米ありて、地表は二度の緩傾斜を爲せり、今、此の埋没せる部分が露出部の如く、二十度の傾斜を以て、此の溪流に達するものとすれば、其の先端は約二、一〇米の深さに埋没せるならん、若し又第三四九號石が原位置を保てるものとすれば、其の列線端は約三米の深さに埋没せるならん、唯此に注意



を要するは、此の第三四九號石は原位を保てるか、將た北谷に臨める列石の如く階段狀を爲せるものか、將た溪流までは特に緩傾斜を爲せるか、將た又水平の位置を保ちて埋没せるかは更に發掘するにあらざれば、知ることを得ず。

さて南谷の深さは三米にして、極めて清淺なる水流あり、其の幅上部に於て三米水底に於て一、二〇米なり、其の北岸壁の基底部水際に於て列石推定線に接近し、約二米の長さの小石垣あり、小石を以て築けり、此の附近崩壞の跡を留むるを以て、更に調査するの要を感ぜり、南岸は幅約二・二〇米の平坦部を有し、古の極樂寺路、溪谷に沿ひて通ず、此に一石佛立てり、頭部は廢佛、佛の際打ち落され、無し。列石線は是より四十五度の急傾斜を以て上ること數米にして、神籠石儼存し、或は五度或は十度乃至二十度の傾斜を以て向上せり、此の南岸には母岸を基礎としたる築石ありて、高さ一・五〇米、長さ約二米あり、神籠石の列線を上流に避くること、約三米に位置す、其の石總て小にして、規模亦小なり、蓋し、後世護岸工事を施し、以て、其の上を通ずる極樂寺路の崩壞を拵ぎたるものなるべし、此の溪上昔時架するに、石橋を以てしたるが、今は御手洗池頭高樹神社前の小溪に移せり。

勢至堂南西角高地上及圖上ハの高地上に於ては、列石の方向磁針の正南北と一致せり、東西の方向も略正しく、正に直角は成せるは既に記述したる所なり、第九號圖版參照、西南角に於ては南北五・三九米、東西約六米、列石の上面水平を保てり、此の地點は南西方面の展望廣潤なり、圖上ハの高地部に於ては、水平を保てる部分南北七・四三米、東西五・八七米あり、北西方面の展望に富む、尚、南西角より大谷に下る途中に於て地盤は十二度の傾斜を有するに拘はらず、約二米の高さに三段の石組ありて、稍々水平に近からんとす、此處亦西方御井町方向の參道を望見し得べき位置に在

り斯の如く、特殊の地點に於て、特殊の構造あるは頗る研究すべき事とす、第八號圖版參照)

又高良山神籠石は勢至堂附近の一小部分を特例とする外全列石の大部分は上面土を以て覆はる、是等の土は自然の作用に依るものもあるべけれども、また地形上より觀察して、人爲的に之を盛りたりと判斷するを妥當なりと思はる、處甚多し、石上の堆土幅約二米にして其の背後に一米内外の濠跡と思はる、窪地列石に沿ひて連れる處あり、第廿一號圖版其四、及第二二號圖版其三圖參照、明瞭に築堤狀のもの有在せるは第五九〇號石附近及第七四三號石附近等なりとす、第五九〇石附近は第十三號圖版に示せる如く、列石上に築堤狀を爲して、相連り、樹木繁茂せり、第七百四十三號石附近に於ては、基底部幅二米、神籠石の頂部延長面上垂直の高さ七十程あり、但此の附近列石の布置多少不整にして殊に第七四〇號石以下數石は稍々傾墜の狀を呈するを以て、此の高さを示せども、第七四四號石以下石上の堆土顯著ならず、是れ或は神籠石を利用したる極樂寺築地の面影なるも知るべからず、されども、又列石上に於ける築堤の形狀を考察する一資料とすべし。

列石は全部他より運搬し來れりなど傳説あれども、事實は之に反し、全部高良山中及附近の産たることは高良山の造岩は元來秩父古生岩にして、現に列石と同種の岩石儼存せるは其の實證なり、高良山附近に他の滑石竝に安山岩の産地現存し、山中に石を採取せる遺跡及運搬路現存し、縱令、是等は後世の閉塞なりとするも、何れも、神籠石列線に向ひ來れるは、注目すべき件とす、而して、此の道路より、神籠石の列線の外側に現在せる道路と聯絡せり、目下、諸所荒廢に近き處あるも、大概道路存在せり、而かも、此の道路附近は何れも、大石を配列し、道路を遠隔するに從ひ列石の小

なるは之を證するに足るべし。

列線不明の部分につきては元來列石ありしや否の疑問を懐くものあれども、此の種の所謂神籠石と稱する他地方の實例に徴するも首尾連環せるは、信じ得べし殊に高良山神籠石につきても山間作業に多年の經驗ある父老等が嘗て數石の竝列せるを見たりと言ふに徴し、其の列線の位置方向を考察するに、略々首肯し得べし、且つ上野靜夫所有地内に於て今回發掘し得たる一石（第十八號圖版參照）の如きは神社背後の第一二九〇號石との連絡を考ふるに貴重の資料なりとす、此の第十八號圖版は形狀不整なる一塊石の觀を呈すれども是れ一面を打ち缺きたる爲めにして、正面竝に側面は琢磨を經、岩質は他の神籠石に同じ、神籠石築造の目的未詳なれども果して山城なりとせば、北方面は決して不問に附すべからざる位置にして南方よりも寧ろ重要なる事ありしなるべく必ず存在せしこと推察に難からず又靈城説として磐境の類ならんには、尙更存在したること當然なるべし。

北方面に於て傳説のみにて、列石の現在不確實なるは遺憾なり、此の方面不存在につきての傳説を擧ぐれば左の如し。

一、他の築城に使用せり。

二、民有地の部分は明治時代に於て他へ搬出せり。

三、現に賣却搬出したることを證明する者平木寅次郎、金子良太郎、荒木萬藏等あり、上野某女の如きは其の所有地に存在せる神籠石を賣却の相談を受けたりと語り。

尙他へ搬出使用せる物の確實なるものは展開圖に掲載したり、實測の結果、目下存在する列石中

運搬に便利なる方面は多く缺損せるを見る。又墓地への上り口、或は他の通路となれるか、或は其の前面に細運樑路ありて、運搬に便利なる位置に於ては、殊に缺如せるもの多し。北部方面は石材の産地に遠隔せる爲、概して小石なりしを以て、早く搬出せるにあらざるか。

一、篠山城の築造にも、高良山神籠石を使用せりとの傳説あり。一説には、該築城には三井郡阿志岐村古城の石垣を毀ちて、使用したりと、本委員嘗て石野中佐及筑後史談會員竹下工氏と共に篠山城趾の城壁全部に就て調査したるが、該城壁は其の築造最精巧を極むと稱せられ殆んど全部花崗岩の切り石を使用せり、然るに秩父古生岩を用ひたるもの數十石あるを認めたり。而して、城の外壁北東部の上部及内壁北東部に最多く、其の他は神苑内の庭石及西部竝南西部に於て最上層及内壁に於て、數石を認むるのみ、是等は花崗岩が規則正しき切石なるに拘はらず、千年の風霜に暴露したるまゝのものにして、其の加工程度、形狀、大さ、石質等總て神籠石に髣髴たり、若し精密に鏡檢を行はば、其の眞偽を決することを得べし。

一、其の他、他處に運搬し去りて其の所在の明瞭なるものは少數にして、不明なるもの多し。

一、又、虚空藏附近が崖崩れの爲、巨石墜落して人家を破壊したる傳説あり。此の崖崩れの部分の神籠石は既に他に移動して舊位置には存在せざるべしと、厨大平田商業學校長は其の先考（玉垂神社祠官たりしこと久し）の談として語られし所なり。

一、玉垂神社北方湖井の中に他の組石とは全然別個の一石あり、其の形狀、石質、其の他神籠石に似たり。其の位置は玉垂神社本坂坂下より吉見ヶ嶽に通ずる道路より、稍々北に入りたる崖下に當る是れ果して其の原位置を保てるものとすれば、此の方面は埋没せるものゝ如し。

一、同地附近同町八一(平木寅次郎所有地内にも存在せるも埋没せりといふ。

一、同町八九番地(上野静雄所有地には傳説に依り今回一石(圖上ニ)發掘し、此の西方約五〇米の斜面下(圖上ニ)に今回大神籠石埋没せりといふと地主は確言せり、依りて、其の發掘を試みしも、杉苗植栽の關係及時間不足の爲、發見するを得ざりしは遺憾なり、其の他圖上ニ(同町九一番地の一)鹿兒島丑之助所有地カ(社地)同町一八六番地同町有山林は存在の傳説地にして、目下、神籠石類似の母岩らしきもの存在せり。

圖上ニは墓地にして、同地平木勝守之墓(明治十四年十月十七日の刻銘あり)所在地點は墓穴穿掘の際神籠石の列石に掘當て、之を避けて埋葬したりと平木寅次郎は語れり。

圖上ニは御井町厨幾太郎所有地にして神籠石二個、圖の如き方向に並列しありしに、同家開墾人夫之を破壊して、石垣を作りたり、同氏は之を聞き、保存すべしと警告したるも時既に後れて終に及ばざりきといふ、同石垣には確かに神籠石の破片と目せらるゝもを使用せるを目撃し得べし。

要するに、北方面には神籠石存在せしも、長日月の間に搬出されしなるべし、殊に吉見ヶ嶽附近は非常に要害の地なるを以て、夙に築城され、豊太閤も亦此に陣したることあり、現今に在りては山の原形を存せざるを以て、神籠石の列石破壊せられたるにはあらざるか、同山翠平神社の石垣にも亦神籠石の破片らしきものを發見せり。

高良山中には、玉垂神社背後の瓢形古墳、鷲尾嶽の圓墳を始め古墳少からずと雖、副葬品等出土物あるを見聞せず、唯明治年間に、舊地主附近の參道上に雨後勾玉を發見したることあるを耳に

するのみ、又今日メンヒル等は之を確認すべきものを發せず、獨り石鍋類の破片は山中諸處に出づ、石材は滑石にして、手法及外觀等朝鮮の石釜及石鍋に勞習たるものあり、滑石は高良山中にも産地あるを以て石鍋類が大陸輸入品なるか否かは、勿論一考を要すと雖、石質其の他すべての點に於て、韓人の製作に係るや、蓋し疑ふを要せざるべし、玉垂神社の舊神職中に犬舞、後に改めて獅子舞を指揮したる百濟氏あり、又神籠石築造の形式、朝鮮山城に類似することは大體に於て、諸家の意見一致せるが如し、隨て、其の築造に韓人を使役したること、白鳥博士の説の如くならんには、此の石製厨具の破片亦神籠石研究の一資料ならずとせず、石鍋に就て目撃し得たるもの大凡左の如し、

一、高良玉垂神社所藏の石鍋破片は同神社祠官渡邊潤士氏の採集に係り、一は高良山上野靜夫所有山林開墾中に得られたるものなり、同所は神籠石列線不明なりとせらるゝ北部方面にて今回一石を發掘し得たる同地域内なりとす、他の一は、旗崎茶臼山附近に於て採集せりと、  
(第一九號圖版參照)

一、高良山中に祖先以來水住せる平木虎次郎氏所有品は其の數多し、神社本坂下より宮司官舎に通ずる路筋に於て採集したるもの最、多しといふ、

一、鎌倉時代より引續、高良山に關係深き舊家厨幾太郎氏の所藏品は、虚空藏堂附近、神籠石所在地の丘陵開墾中、發掘し得たるものなり、

前記石鍋類は、果して神籠石に關係あるや否は、未だ俄に斷定する能はざるも、同山附近は確かに朝鮮と何等かの關係ありしは、證するを得べし、

五、保存上に就て 神籠石問題の解決は、我國上代文化の研究に大なる關係あり、最後の断定が靈域となるも、城廓となるも、將た筑紫國造等の遺墟となるも、大和朝廷の國家的施設となるも、國寶的價値あるものとして、保存の必要ありと信ず。

一、列石中の滑石は現存せるもの以外にも、數個存在せしが、疾病療養に効驗ありとして、破壊搬出せられたる傳説あり、將來の參考として、貴重なるものなれば、確實に之を保存する必要あり。

一、列石の、民有地にあるものは、將來破壊移動の患を除く爲めに、社地に存在するものと共に、速に保存の令達あらんことを切に希望して已まざるなり。(完)

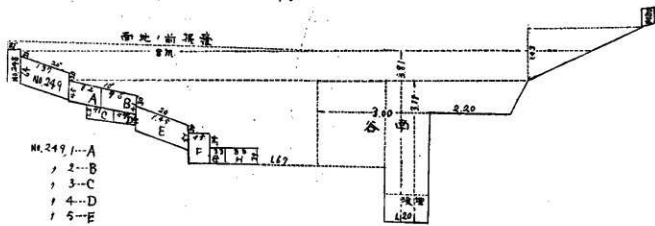
實河中、國幣大社高良玉垂神社宮明田上、豊榮氏を始め、祠官各位、元祠官村井芳太郎氏、高尾代金子良太郎氏、有志明鏡太郎氏共の他、神籠石所在地關係者諸氏の厚意に對して、深厚なる感謝の意を表す。

## 追 補

高良山に於ても他の神籠石の如く水門ありしものとすれば、其の遺跡は北谷及南谷の外、之を求むべからず。然るに、前述の如く之を發掘するにあらずれば、神籠石の存否を確認する能はず。況んや水門址を。此に於て昭和五年三月更に發掘を行ひたる結果、新に八個の神籠石を發見せり。此等の石は、展回第二四九號石に續けるものにして、第二四九號石は、其の一部分を發掘し、長さ八三釐を測りしが、今回発見の石は、長さ三七七釐、奥行八五釐を有するものなり。其の傾斜は二〇度なり。今回發掘の第二四九號の石より、同號八に至る八石中、同號一及二は同號石より二釐高く、十度の傾斜をなせり。第二四九號の一は長さ八八釐、高さ四五釐あり、同號二は長さ九六釐、高さ四一釐、奥行一〇二釐あり。此の二石は基底に二石を有す。今之を同號三(長さ三七一釐、高さ三三釐)及同號四(長さ五七釐、高さ一五釐)とす。同號五は同號二より三釐高く、長さ三七釐、高さ五三釐あり。同號六は更に二〇釐低く、長さ五五釐あり。水平の位置を保てり。同號七(長さ三三釐)、同號八(長さ三八釐、高さ三九釐)は一水平線を成して、並列し、共に同號六より三四釐低く位置に在り。是より一・六七米にして南谷の北岸に達す。今、發掘し得たる神籠石以下に考證するに、第二四九號石以下は十度乃至二十度の傾斜を爲せるも、同號九以下三石は水平の位置に在り。且つ、前述の如く二段に重ねたる所あり。而して、二〇度乃至三九度の傾斜を成せるは、上層の神籠石を取り去りたるにあらざるか。更に南岸の地形を觀察するに、南岸を距ること二・二〇米に於ける自然岩頂は北岸六・六〇米を越えたる第二四九號の石の頂點と同高を保ちて南谷の水底より三米強の高さに在り。又第二四八號石の頂點は南岸第二五〇號の高さに及ばざれども、水底より三・八一の高さに在り。今回發掘したる神籠石は上層の狀態にして、或は水門陸なるべしと思はる。北谷に於ける神籠石配列の狀況亦相似たるものあり。爰に記して讀者の高教を乞ふ。

於に谷高山良高月三年五木卯  
 國面所能石籠神ろなし提案了

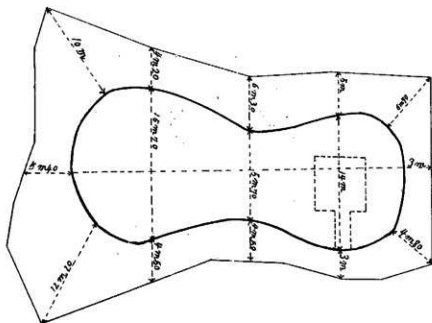
$\frac{1}{100}$



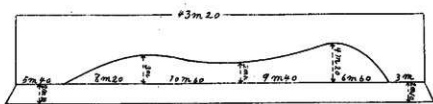
- №.249, 1--A
- 2--B
- 3--C
- 4--D
- 5--E
- 6--F
- 7--G
- 8--H



# 墳古塚日拜

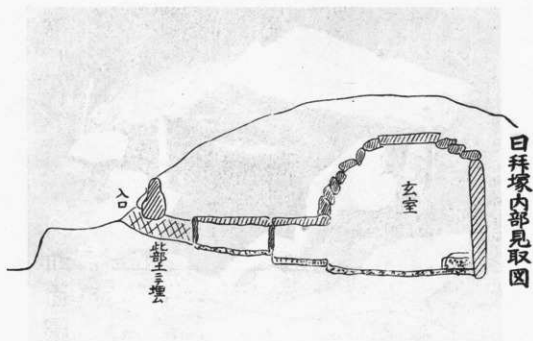


平面圖



断面圖

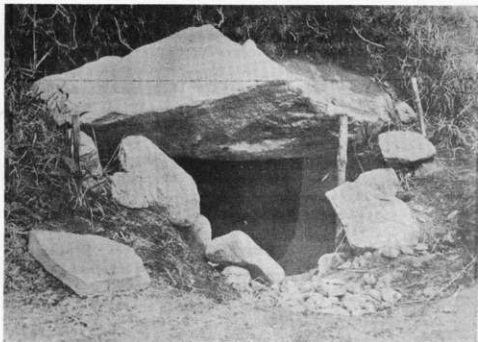
日 拜 塚 全 景



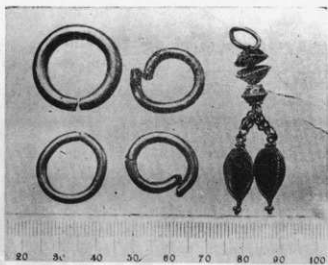
道美及階段面方南塚拜日



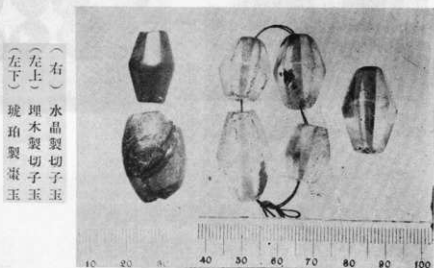
面上道美上同



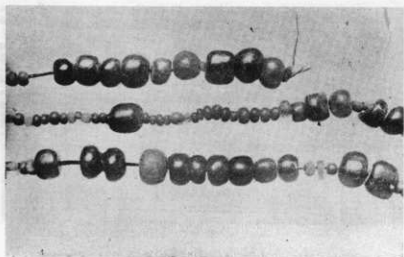
日拜塚内等吳塚園



(右) 金製耳環 (左) 金環



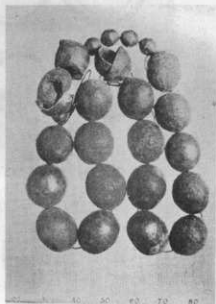
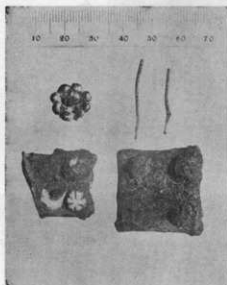
(右) 水晶製切子玉  
(左上) 埋木製切子玉  
(左下) 琥珀製蜜玉



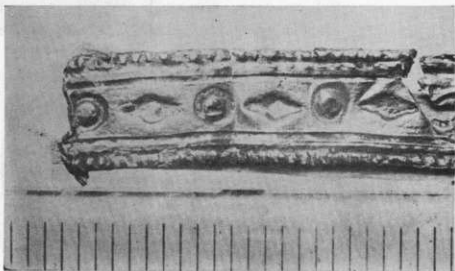
硝子製丸玉及小玉  
(内に滑石製白玉一個あり)

具金銀鍍銅地銀(上左)具金銀地銀(上右)  
 線 銀(下左)金座金純(下右)

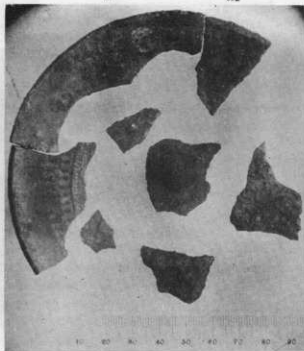
玉鈴裂銀



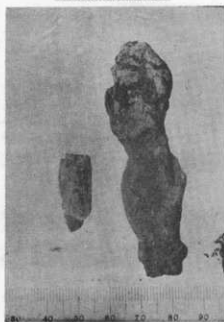
(耗盛目、大廓)具金伏帶金純



鏡 鑑



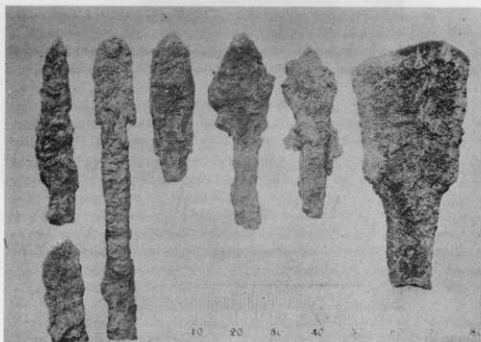
片斷部刀短柄角鹿



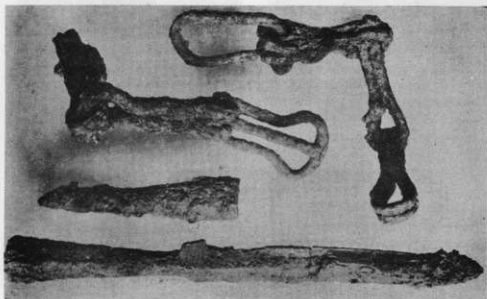
頭柄刀太頭環金鏡



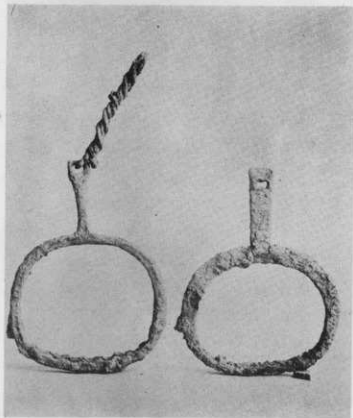
形 諸 端 尖 鐵 鐵



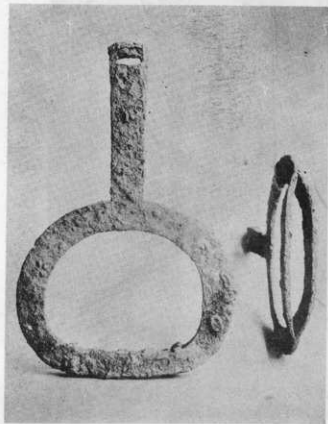
鎖庫兵附具鉸製鐵(左)突石及鉞鐵(右)



(ずらあに對一) 鐵製輪鏡



鐵製輪鏡一對

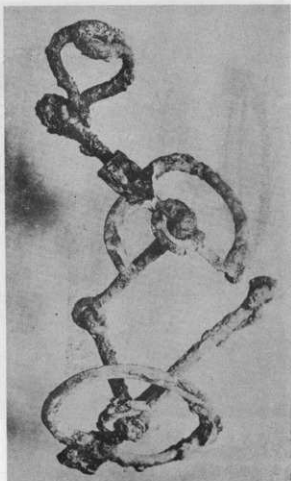




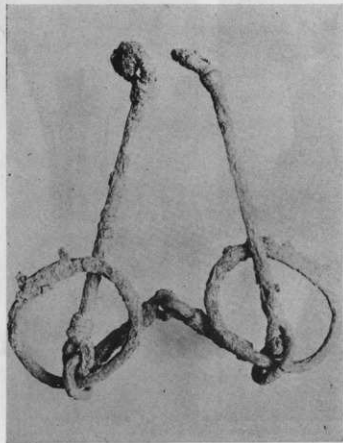
鐵製輪一對



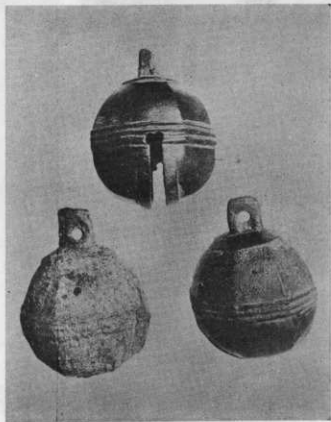
鐵製櫓(銅鍍金板附)



鐵製轡



青銅製馬鈴



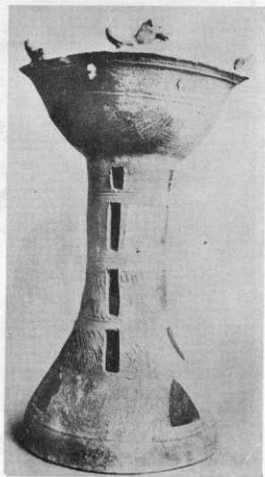
卍高持子



卍高持子



臺器形大附馬飾裝



日 拜 塚

調査委員 中山平次郎  
同 玉泉大梁  
囑 託 島田寅次郎

所在地 筑紫郡春日村大字下白水官有地原野

甲、外 形

現 狀 小高き臺地の一部に現存せる築山狀隆起にして、其の東方の一半は最高く、他半は西方に延びて少しく低く、恰も二山相連續したるが如き狀を呈し、其の外形は弧を縦斷して之を伏せたるものに類し、所謂前方後圓墳の型をなせり、而して此塚の基部は形式簡單ならず一階の上面略平坦なる段地を設けたるものなるを以て、段塚とも稱すべき一形式を備へたるものなり。

此の段地の周圍は後世耕作等のために多少削除を受けたることあらんも、甚しく古來の形を變じたるものにあらざるべく、現狀として此塚の表面は隨所雜草又は小笹の繁茂を示し、附近の臺地が畑地として利用せられたるとは異り、全然耕作を見ることなし、上世古墳たる隆起の表面には必然にあらざるも、往々葺石として礫石の存在を見ることあり、又隆起を周らずに埴輪を以てせるものあり、故に特に此葺石及埴輪の存否に就て注意したるも、斯る設備を發見すること能

はず。

尙其状況につきましては平面圖及縦斷面圖につきて了解せんことを要す。

## 乙、内 部

横穴式石槨にして、後圓部の中央一階の段上に南に向ひて羨道の口を設けしこと普通の古墳に異ることなし、羨道の長さは三米八八、其幅は入口に於て一米一五、奥部に於て一米〇三、其高さは入口に於て一米二七、奥部に於て一段低く一米四八にして、其天井及側壁並に下底(入口部を除く)は石材を以て構作せられ、其底面は中邊に於て一の段階狀低下を示せり。

玄室の構造は單室にして本縣の他の玄室に比すれば簡單なる形式に屬し、奥行三米四〇、間口二米二四許なる長方形石室として構作せられ、其の南壁の中邊に於て上述の羨道と相連通せり、此玄室の側壁をなせる石材重積の方式は所謂持送り式にして、壁の基部には頗る巨大なる石材の使用せられあるを見るも、其の上部に於ける用石は左程大ならず、數段之を重て穹窿狀に積み、室内の空間をして上方に赴くに隨ひ漸次狹縮せしめ、覆ふに大なる天井石を以てしたるものなり。

玄室の底面は礫石を以て敷詰められたる由にして、私等の調査したるときは既に著しき攪拌を蒙り、其礫石の大部分は其下層たりし砂層及其下方の土層の一部と共に羨道外に搬出せられ、其原狀を確め難しと雖も舊狀を知れるものゝ言に徴すれば、此下層は羨道奥部の底面と略同高を保ちて存在せるものなりと云ふ、現狀として玄室底面は羨道奥部の底面より少しく下位にあ

りて一段低下せるが如き觀あるも、是は實は礫石及土砂搬出の結果に外ならずして、羨道奥部底面の高さを以て元來の玄室底面の高さと考えざるを至當とし、隨て玄室の高さを現狀より少しく小に約四米〇二と推定するを妥當とす。

此日拜塚の玄室に於て特に注意を喚起するは奥壁に沿ひて其前方約三尺許の部に横に板石を以てしたる一の區劃ありて、之と奥壁との間が一段高かりしと云へる事實なり、此設備は私等調査の際は全然除去せられて其の原狀を認め難しと雖も、斯る段階部は元來其床上に棺を安置せんがため特に設置せられたるものと推定すべく、此床上に棺を發見する能はざりしは木質を用材としたる棺なりしが爲多年の間に腐朽消失したるに由ると考察するを妥當とす、是等玄室底面の上部には發掘當時五六寸許の厚さを保ちたる土層を存せる由なるも、是れ多年の間に玄室築石の間隙より次第に落下したる土壌の推積により生じたるものなるべく、玄室築造の當時より存在したりとは推察し難きものにして、斯る實例は多く古墳發掘の際に見る所なり。

尙茲に一言すべきは此塚の存在せる地に一ヶ所の金石併用時代遺物を發見せるの事實是なり、副葬品中に彌生式土器の破片と黒燧石製石鏃及同石片等古墳埋藏物とは認定し難き古き時期に屬する遺物の混入せるを怪み實地踏査の際特に注意せしに、日拜塚附近の畑地の表面に彌生式土器破片及黒燧石片等の散列せるを發見し、此局部が金石併用時代に屬する古き時期の遺蹟なるを知り得たり因て思ふに日拜塚は金石併用時代遺蹟の存在せる局部に後に至り、更に營造せられたる古墳なりと云ふべく、則ち副葬品中に古墳埋藏物と認め難き遺物を見るは、元來此局部に埋没せし古物の混入せるものと認定するを妥當とす。

(内) 埋藏物類

一、裝飾品類

1 金製耳飾 一個

小金環の下に大小二個の珠算形のものあり、其下に二個の細き兵庫鎖を以て三稜式狀垂下飾を附したるものなり、恐くは尙一個存せしなるべし、本品は朝鮮よりの輸入品と推定す。

2 金環 四個

金製二個、環の太さ甲は其徑二、八耗長徑二、一耗短徑一九耗乙は其徑四耗長徑二三、五耗短徑二三耗、銅地金張二個、甲は其徑二、九耗長徑一九、三耗短徑一七耗形狀不整乙は其徑三耗長徑二〇耗短徑一七耗形狀不整。

3 銀打物製梨形飾玉 二十六個 (大二十ヶ、小六ヶ)

其横断面のもの二個を合せて製したるものなり、其形狀に大小の別あり、最大のもの長徑一、五三耗短徑一、三、五耗最小のものは長徑七、三耗短徑六、三耗なり。

本品は尙破損品多かりしも通算せず。

4 水晶製切子玉 五個

共に六角形、(一)長二、五、六耗直徑一、五耗、(二)長二、二耗直徑一、六耗、(三)長二、〇耗直徑一、五耗、(四)長一、七耗直徑一、四耗、(五)長一、五、五耗直徑一、二耗。

5 琥珀製靈玉 三個

長二四耗其横断面は楕圓形をなし其長徑一八耗短徑一四耗兩端部に多少の破損を認む他二つは破損其他尙大破損のものあれども通算せず。

6 埋木製切子玉 一個

埋木を彫みて玉とせしものなり長二〇耗横徑一四耗三片に破碎す。

7 滑石製白玉 十二個

8 硝子製丸玉 百三十八個

9 硝子製小玉 千八百二十個

以上藍青色を最多とし、黄青綠淡黄等を混ず、數量は前記の外に小片ありしも通算せず。

10 帶狀薄金板殘缺 五枚

長四〇耗幅七耗及長二四耗幅七耗長一七耗幅七耗等なり、何れも打出小紋を有す裏面に銅板の小殘缺を認めしものあり。

11 金板製花形座金 一個

金薄板製打出八辨式花形座金にして、中央に鐵痕跡あり裏面に銅鏽の附着あり、直徑一四耗なり、武具等の裝飾なるべし。

12 銀薄板(殘缺) 二個

甲は長方形薄板、長二九耗幅一三耗二個所に小孔あり、裏面に銅鏽の附着を見る、乙は長一一耗幅七耗なり。



以上數量二千〇十八點

## 二、鏡 鑑 類

### 13 仿製鏡(殘缺五片) 一 面

直徑約一二五耗の漢式仿製鏡(日本製)にして、内三片は連續確實なり、其銅質の厚さ並に紋様等より考定すれば、五片共同一鏡破片と認定すべきものなり、外區に外行鋸齒紋を二重に周らすを認むるも内部の紋様は破片小なるを以て詳ならず、蓋し獸形鏡の類なるべし。

## 三、利 器 類

### 14 鍍金環頭太刀柄頭 一 個

單龍式環頭太刀柄頭にして、鍍金青銅製なり、環部長徑六九耗、短徑五五耗、厚一〇耗、莖部には鍍金を見ず、莖部の長三二耗、幅一七乃至二〇耗、厚四乃至七耗、末端に近く一個の目釘孔あり、製作は此類のものとして良好なり、朝鮮製なるべし。

### 15 16 鐵直刀 二口 同上莖部 四個

甲 總長一一二耗の直刀なり、身は長九三〇耗、幅四〇耗、背厚一〇耗にして、中邊の稍上方に於て折損し、背の所々に木片の附着を見る、莖は長一八二耗、幅二〇乃至二六耗にして、三個の目釘孔を有す。

乙 細身直刀、鋒端に小缺あれども、略全長を知るを得べし、現存の長五八七耗、身長五一二耗、身幅

銀蛇腰巻長五寸  
此邊王類多シ  
狗剣柄頭

木片アリ

約三尺

幅一尺二寸

尺四約長刀大

平石

平石

玄室

嚮一組

刀類

刀類

馬具  
箭尻

馬具  
箭尻

類

類

類

鏡

類

羨

仕切石

道

二八耗莖七五耗平造平背にして身及莖の表面所々に木片の附着あり此の外直刀小片接續明確ならざるもの九個あり其内莖部と見るべきもの四個あり。(身部破片は通算せず)

17 鹿角柄鐵短刀(破片) 二個

大は長七五耗小は長二五耗にして、中軸に棒狀の鐵質莖部破片を存し、其表面を鹿角と認むべき石灰質殘物を以て被包せらる、以上の大小二個は元來同一短刀柄部の破片なるが如し。

乙 二個に破碎すれども連續すること確實なり長五五耗なり、中軸に棒狀の鐵質莖部破片を存し、其表面を鹿角と認むべき石灰質殘物を以て被包せらるゝこと全く前者に同じ。

18 鐵刀子鋒部(破片) 一個

長五七耗幅一五耗の破片にして、平造平背なり表面の所々に木質殘餘の附着を見る。

19 鐵鉢反石突 一組

袋部を有せる古式の鐵鉢にして、穂長三〇〇耗なり、穂部は長一八九耗幅最厚部に於て二五耗所々に鞘の殘物と認むべき木片の附着を見る、袋部は一一耗徑一五乃至二九耗にして其内部に木片殘存す、石突は其長一三二耗末端尖りたる普通の形式なり、其内部に木片殘存す。

20 鐵鏃尖端部 九十一個

一個の平根式のもの、他は皆尖根式にして、劍身形のもの、と刀身形のもの、とあり、鏃身莖部斷片甚だ多數あり。

21 蛇腹形銀線(殘缺) 七本

幅一耗強長短あり、長さもの二八耗短きもの二二なり、太刀の柄部を卷きたるものなるべし。

計 一百〇九點

#### 四、馬 具 類

##### 22 鐵製輪籠 六個

甲 下部に長方形斜格狀踏板を附したるもの一對

總丈二〇四耗 輪部丈一五四耗 橫徑一八五耗 踏板長一五六耗 幅五七耗

乙 大一對小一個 大者は總丈三一五耗 輪部丈一六五耗 橫徑二〇七耗にして輪部は幅廣く三

〇耗に達し、踏部二條に分岐せる形式なり、小者の總丈二二五耗 輪部丈一四六耗 橫徑一六七耗にして輪部幅狭く一二耗を算し、踏部二條に分岐せる形式なり。

丙 一個 總丈二二七耗 輪部丈一四六耗 橫徑一七七耗にして、輪部幅稍廣く二〇耗に達し踏部簡單なる形式にして二條に分岐せず。

##### 23 鐵製轡 二組

甲 銅張鍍金の鏡板を附せる鐵製一組、鏡板は中軸を有せる二重楕圓式の簡單なる形式にして、

鏡板の大徑一〇二耗 小徑八〇耗なり、所謂總通の長一七耗 幅二三耗 鍍金は所々に其痕跡を留むるに過ぎず、銜長一六八耗 引手長一一五耗なり。

乙 鐵製一組、鏡板は環狀の簡單なる形式なり、其長徑一〇〇耗 短徑八五耗 銜一六六耗 引手長二二四耗なり。

##### 24 鐵地銅張鍍金雲珠 二個

甲 鐵地銅張鍍金雲珠四脚式の脚部の缺失せるものなり、直徑五五耗高一七耗なり。  
乙 斷片なり。

25 青銅製馬鈴 三個

甲 八角青銅製鈴なり、鈴高五二耗徑四九乃至五二耗にして、鈕は高一四耗幅一三耗厚五耗なり。  
乙 高五二耗徑五二耗にして、鈕は高一五五耗幅一四耗厚六耗なり。  
丙 高五〇耗徑五一耗にして、鈕は高一五耗幅一七耗厚八耗なり。  
以上三ヶ共鈴の中央に三横線を周らせり。

26 鐵製絞具附兵庫鎖 六本(三對)

鎖は二段繫のもの二對、三段繫のもの一對、形式は大同少異

27 環狀鐵器 二個

大小二個、大なるものは長徑一一〇耗、短徑九一耗なり、小なるものは長徑五六耗、短徑五〇耗にして、銅張なり。

28 鐵製鋏止金具 破片共 五十三個

何れも完全のものなし、形式も不同にして、鐵地銅張鍍金のものあり、鐵地銀張のものあり、鍍製のものあり。

計 七十四點

五、土器類

## 29 子持高増 二個

甲 須惠器質焼物にして、其肩部に子増五個を有す、總高五〇〇耗、増部高一九八耗、脚部高三〇二耗、口徑九五耗、腹徑二二四耗、脚上部徑一〇〇耗、脚底徑二六二耗なり。

乙 子持長頸高増、肩部に子増四個を有す、總高四八六耗、増部高二七一八耗、脚部高二一〇耗、口徑二四六耗、増腹徑二五六耗、脚上部徑一三一耗、脚底徑二六四耗にして、脚底の一部破損せり。

## 30 大形器台 二個

甲 須惠器質焼物にして、其口縁に馬と認むべき裝飾を有す、其馬數七個ありしなるべし、尙縁部の側面にも若干の曲玉狀及圓板狀小突起を見る、總高裝飾馬を除く五〇三耗、鉢形部高一三三耗、脚部高三九〇耗、鉢形口徑三三〇耗、脚上部徑一一三耗、脚底徑二九〇耗なり。

乙 底部大破す、現存高三八二耗、鉢形部一〇二耗、現存脚部高二八〇耗、鉢形口徑三四五耗、脚上部徑一一四耗、脚底徑破損のため不明、以上祭器なるべし。

## 31 長頸増 三個

甲 須惠器質焼物なり、總高二九五耗、頸部高一〇六耗、増部高一八九耗、口徑二二八耗、腹部徑二二六耗にして、丸底なり。

乙 總高二六四耗、口徑一八四耗、腹徑二一〇耗、丸底なり。

丙 腹部のみにて、口頸部及底部缺失す。

## 32 高増 二個

甲 須惠器質焼物にして、頸部に破損を見るも、缺失せる部分なし、總高二六〇耗、埴部高一八四耗、脚部高七六耗、口徑八二耗、腹部徑一四〇耗、脚上部徑五七耗、脚底徑一三二耗なり。

乙 前者と同形同質のものなり、總高二五二耗、埴部高一七〇耗、脚部高八二耗、口徑九三耗、腹部徑一六五耗、脚上部徑五七耗、脚底徑一三二耗なり。

33 高 坏 三個

甲 須惠器質焼物なり、總高一四二耗、坏部高三四耗、脚部高一〇八耗、口徑一一〇耗、脚上部徑三一耗、脚底徑九〇耗なり、脚部三ヶ所に上下相對する二段の透あり。

乙 高坏の脚部を失ひたるものと認定すべき須惠器質焼物なり、口徑一一三耗、深四六耗。

丙 同質口縁及脚の一部缺失す、總高一二九耗、坏部高二八耗、口徑一〇七耗、脚底徑八七耗なり。

34 環耳付提瓶 一個

須惠器質焼物なり、總高一八六耗、頸部高四〇耗、瓶部高一四六耗、口徑八〇耗、腹部横直徑一四八耗、腹部厚徑一一二耗なり。

35 器 蓋 二個

甲 高埴に附屬せる把手附蓋と認定すべき須惠器質焼物なり、總高四八耗、把手高一三耗、蓋高三五耗、把手上部徑三二耗、蓋直徑一〇三耗なり。

計 十五點

合計 二千二百十七點

## 六、人 骨

36 左側趾骨破片 一個

長四七耗なる小形管狀骨の一部にして、成人人體左側第三趾骨の一片と認む。

37 小管狀骨破片 三個

小管狀骨の小破片なり、人體趾骨の一部の如くなるも明瞭ならず。

計 四點

## 附 録

副葬品の排列位置につきて

本墳は昭和四年六月八日夜分に心なき人のために發掘せられ副葬品は一旦他へ持運ばれたるものなるが故に、如何に玄室に排置せられありたるかは明確ならず左圖は春日村の柴田村長が發掘の當夜懐中電燈を携帯して入込みたる桶口某を召し圖によつて副葬品の所在を説明せしめたる概略なり、録して參考に資す。



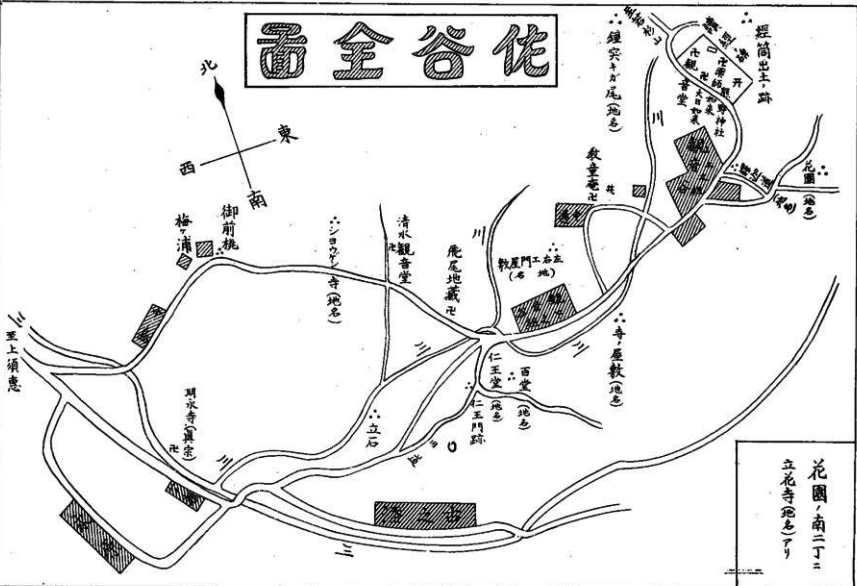
傳善無畏塔(若杉山頂)



太祖神社本殿(若杉山頂)



# 佐谷全圖

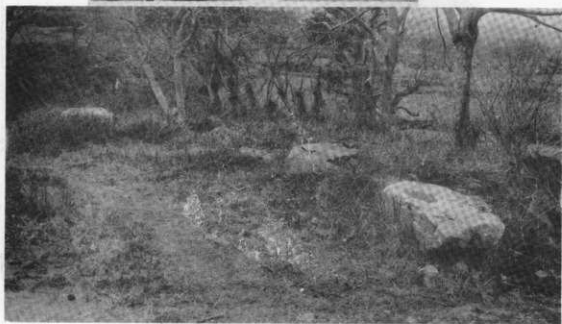


經筒出土跡  
 開  
 御前桃  
 梅浦  
 清水観音堂  
 虎尾地藏  
 教童庵  
 仁王堂  
 百堂  
 立石  
 花園  
 花園南三丁目

至上須恵



左谷觀音堂全景



(谷左)石礎門王仁



(堂師大谷左) 像師大教傳傳



(堂日大谷左) 像泰如日大

十一面觀音像（左谷觀音堂）

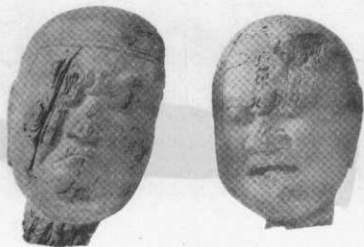


面 正



面 側

仁王頭部



(左谷飛來邸)



十一面觀音頭部



聖觀音頭部



破像(左谷観音堂)



正中二年古碑(左谷)

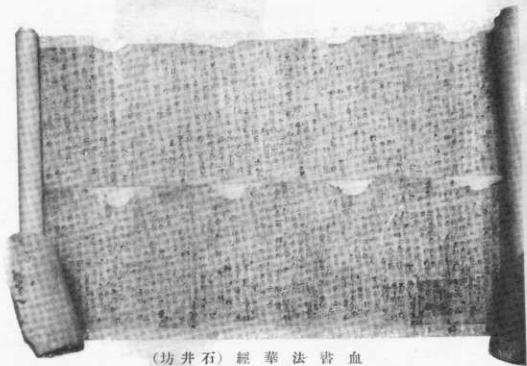


大日如來像(右谷本地堂)



石井坊全景





(坊井石) 經華法書血



千手觀音像(右谷觀音堂)

(右谷觀音堂)



像來如陀彌阿



像來如迦釋

## 左谷建正寺、右谷石泉寺

調査委員 竹 岡 勝 也

一、左谷右谷の名稱

二、左谷建正寺

三、現 狀

四、右谷石泉寺

五、現 狀

### 一、左谷右谷の名稱

左谷は柏屋郡須惠村左谷、右谷は同郡勢門村若杉にあり、古之を左谷右谷と並び稱せし事に就き、續風土記には

若杉村を右谷と云、南の村を左谷と云、今は訛て佐谷と書、ひかし若杉山太祖権現の社に屬せし僧坊、左右の谷にあり、左谷の寺號は建正寺西南院と云、右谷の寺號石水寺東北院といひしとかや云々。

とあり、貝原好古は太祖神社緣起に於いて

此時當山にも宮寺を立られけるとかや、其寺號を延年寺太祖山三藏院と云、後には寺家ますま

す繁榮し、左谷今の飯谷村也、右谷今の若杉村也二所に分れて、右寺の惣號を石泉寺東北院と號し、左谷の寺の惣號を建正寺西南院と號せり云々。

と語る、要するに太祖神社が鎮座する若杉山頂より西南を望み、高鳥井の嶺を境として之を左谷右谷と稱し、佐谷の地名は左谷の意味に基くものとするにあり。

## 二、左谷建正寺

建正寺の起元に關しては徵すべき記録なし、太祖神社縁起に依れば、聖武天皇の御代太祖神社の宮寺として先づ延年寺が建立され、之が發展するに及び、左右の兩谷に分れ、左谷の寺院は惣號を建正寺と云ふとあれ共、その起元を聖武天皇の御代に求むる事に就きては固より何等の徵證なし、又左谷山賢聖院には永祿以來書繼がれたりと云ふ縁起の寫本あり、之には建正寺の起元を傳教に托し、傳教が渡唐に際し熊野權現の神託に依りて建立する處なりと傳ふ、即ち延暦二十二年傳教入唐求法の勅命を蒙り、先づ筑紫に到り有智山寺に掛錫して四船平達の新願の爲めに四軀の檀像藥師佛を造る、仁忠の叡山太師傳には此の事に關し

延暦廿二年閏十月廿三日、於太宰府寇門山寺、爲四船平達、敬造檀像藥師佛四軀、高六尺餘云々、とあり、必ずしも虛妄と稱すべからず、然るに縁起は更に翌廿三年傳教國中の古跡を巡見する事を語る、即ち先づ宗像郡に到りて三所の明神を禮拜し、次に郷内に於いて大樹叢叢して光明現在するを觀じ、之を以て一樹三軀の大日如來を彫刻せり、本木、中木、末木の三つと稱する、即ち之にして、而かもその末木の大日は熊野權現の神託に依りて之を谷山に安置せん事を求め、遂に谷山に到りて熊野權現を禮拜し、直ちに一字の堂舎を建立し、堅像十一面觀音を彫刻して之を安置し、次

に寶樓閣を造立して之に末木の太日<sup>たいにち</sup>を安置し、又一堂を建て之に彌陀藥師の二尊を安置せり、その他栗林山の尾崎に鐘樓を建て、仁王門、笠木の鳥居、百堂皆完備して、次に精舎を建立し之を聖聖院と號せり、尙産子の菩提所として龍華寺を建立し、竹木伐取の供養の爲めに九輪の石塔を造立し、飛尾の地名を飛松と改め、此處に堂舎を建立して地藏菩薩を安置し、附近に残る處の清水の觀音、香羽の瀧又皆傳教の盛むる處となす、かくして熊野權現の神託に基き堂塔完備するや傳教は歡喜して之を左谷山建正寺と號せりと云ふ、又附近に泉あり、一日傳教此の泉を水鑑として自らの肖像を彫刻し、泉の邊に庵室を營みて之を安置す、此の庵室を教童庵と號し、泉を鑑の井と稱すと云ふ事あり。

兎に角傳教は渡唐に際し、熊野權現の神託に基き社地に左谷山建正寺を建立する事ありしが、歸朝に及ぶも未だ建正寺の住侶なかりき、依つて弘仁五年入唐の心願を遂げん事を求め、筑紫に下向するに際し、有智山寺に止錫して法華を演説し、その時一山の大家に告げ、曩に建立する處の建正寺僧徒なきに依り天台隨喜の客僧を彼山に移して以てその法脈を護持せしめんとせり、依つて有智山法相宗の僧十有八人天台に移住し、以來師資相承して戰國に及ぶ事を語る。

以上は縁起が傳ふる處の建正寺の由來にして、附録は之を以て妄誕なりと稱し、拾遺又妄誕取るに足らずとし、等しく之を排斥する正に然るべしと雖、縁起の依つて發生したる所以又一顧の價値なしとすべからず、傳教は曩に寇門山に於いて四軀の檀像を造る事ありしが、次いで叡山太師傳には

弘仁五年春、爲達渡海願、向筑紫國修諸功德、敬造檀像千手菩薩一軀、高五尺、大般若經二部、一千二百卷、妙法蓮華經一千部、八千卷云々。

とあり、宇佐の神宮寺に於いては自ら法華經を講じ、河春の法華院即ち神宮寺又此の時の建立にかゝると傳へらる。その他傳教嘗つて日本國に於いて六千部の法華經を書寫し、六基の寶塔を建立して、一々の寶塔に千部の法華經を安置し、下樓に於いては法花三昧を修せしめん事を發願されたる事あり、九州に於いては一は竈門山、一は宇佐彌勒寺なりしが、彌勒寺の寶塔は遂に完成するに至らず、依つて之を箱崎に移す事、承平七年の石清水文書に見えたり、かくの如く傳教は普く日本國に於いて天台流布の大願を發し、その九州に於ける中心は一は竈門山、一は宇佐に求められたりと見るを得べきか、従つてその當時或はその以後に於いて、竈門山との關係に於いて天台の寺院建立さるゝ事ありとするも別に不思議とするに足らざるべく、建正寺の緣起又必ずしも此の間の消息を傳ふる處なしとすべからず、即ち建正寺の起元固より微すべき記録を缺くと雖、尙その盛時を忍ぶべき數體の佛像あり、就中觀音堂が安置する處の十一面觀音は、一木の立像にして全身に亘り後世の修飾あるも、その面貌と云ひその衣文と云ひ、尙平安初期の様式を窺ふに足るものあり、傳教を下るとするも遠からざる時代の製作に屬する事を思はしむ、その他或は再飾せられ、或は破損せる多くの佛像あり、之に就いて藤原期に至る迄の佛像を求むる事必ずしも困難ならざる状態にあり、尙觀音堂右裏の小丘より天治二年の銘文を有する經筒發掘せられたる事報告書第二輯に詳かなり。

何れにするも當寺の起元は平安朝に迄遡るべく、一時兩谷の僧坊三百餘區と稱せられし事風

土記等の傳ふる處なるも時移りて戰國に至るや遂に荒廢の運を免るゝ能はざりき。之を緣起に見れば先づ弘治三年大友宗麟筑前を領し、寺社を破却し、神領を沒收する事あり。此時より十有餘坊顛倒して社家神人等農夫となり、僅かに賢正坊、印壽坊、教童庵のみ居を卜して靈祠に香華を獻備する事ある等、當山佛閣の消歇は弘治を以て始めとなすと稱せらるゝに至れり。次に天正十四年、島津の軍杉禪正を飛尾の出城に攻むる事あり、左谷の民家に放火し、兵火盛んに燃えて山上の神社に至る迄一時に燒盡すと傳へらる。尙之より先衆徒等争鬪の事あり、左谷右谷双方に分れ于戈に及びしが遂に猛火滿山に及び兩谷の僧坊一字も残らず回縁に歸せし事太祖神社緣起に見ゆ。兎に角當寺の荒廢は戰國時代に求むべく、此後尙賢正坊、印壽坊の名稱は残る事あるも一時社僧永住するものなき状態にありしかば、明和四年窺門山の座主楞伽院眞雅深く之を以て憂とし、之を再興せん事を欲して仲谷坊良辨を印壽坊に入れ、修驗を以て幕末に及べりと傳へらる。

尙太祖神社緣起には元祿當時に於ける左谷の佛堂遺址等に關し次の如き記載あり。

左谷山觀音堂、右谷山の觀音と同じく三藏法師の守護佛也と云傳へたり。寺内に藥師堂、大日堂、權現堂など残れり。

釋迦堂址觀音堂より一町斗麓に有。

大師堂、觀音堂より二町斗り麓に院主坊屋敷と云古宅の址有。此處に大師堂有、則弘法大師を祭れる所也。

二王門址、觀音堂より三町許麓に二王門の址あり。

女人門址、觀音堂より七町許下に一瀬と云所有古へは此側に左谷の女人門有て是より上には

女人の參詣を許さざりしとかや。

百堂址、一瀬より上に堂の多く在し所とて百堂と云所有、今小社の址等所々にみへたりといへ

どもいかなる神佛を祭りしにや其由詳ならず。

又拾遺には觀音堂、藥師堂、大日堂、重盛の塔、正中二年の碑文等に關する記事あり、次に當時の遺跡に就いて下の如く語る。

又仁王門址 觀音谷礎石残り、鳥井址、同鐘樓址、同所、獨鈷水、水を貯ふ上に龍王窟有、早の時新雨する所な など所々に在、皆昔僧坊繁榮の時の遺址也、又村中に觀音堂二字有、梅浦、地藏堂、藥師堂、中田 傳教大師堂 觀音谷、井森有、此外城香寺、正元寺、二王堂、立花寺、阿彌陀堂など寺の名を呼地多し、古建聖寺の坊舎多かりし時の遺址なるべし。

### 三、現 狀

一、觀音堂 三間 十一面觀音 立像、四尺 を安置す、像中再興の銘あり。

元祿二 己戌 天二月上旬、塙藤原氏佛師、巖瀬姓、亦四良尉次麿作之

尙堂中破損せる佛體多し、何れも古色あり。

一、大日堂 十三尺、九尺五寸 大日如來 坐像、三尺三寸 を安置す。

一、藥師堂 一間 藥師如來 坐像、一尺八寸 を安置す。

一、熊野神社 一間 天保元年、長野勝太郎、種正の奥書ある社記一卷あり。

一、傳重盛塔 二尺三寸

一、正中二年古碑 高四尺二寸、市三尺七寸、厚九寸、乃至四寸五分 花崗石



碑文多く磨滅して判讀に堪へざるも院主坊に傳へられたる古き寫あり、今之に依る。  
上段

聖德太子 傳教大師 十方佛土中 唯一乘法 無二亦無三 除佛方便說 妙法蓮華經  
諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂 弘法大師 聖空上人  
本文

奉讀誦妙法蓮華經一萬部 右妙經讀誦之志趣凡此經者宿願式万部正和三年甲寅七月十五日 筑前國於宮崎社始之同國於若杉山 上宮積數千部正中二年天台別院 有智山末寺於左谷山賢聖院所 令結願也仰願者釋迦多寶普賢 文殊山王三聖大祖八幡十羅刹女 當所觀音爲妙蓮滅無始罪障 生都率雲上超煩惱性海達 淨刹之望別過去二親并嗟 範等諸靈成佛得道無疑 雖私宿善天長地久御願成就 仍祿旨趣如件 留始後見共明佛惠 正中二乙丑七月十五日 大旦那藤左工門入道茂利 讀誦聖人大乘坊妙蓮敬白 寺院主西邊運定坊宗海 長明々道坊建藏房 左大夫長一房道願房 僧教房□長房 大藏院空辨比丘尼道性坊 明性坊前成坊助定坊 此外經讀衆百十人

一、通夜堂二

一、大師堂 十七尺 大師像 坐像 一尺九寸三分 を安置す、台坐再興の銘あり。

奉再飾 傳教大師御鏡之像一體 佛師正左工門 施主 院主坊快舜末子小山田源内 同  
享保十六辛亥歲卯月廿一日 運宮事畢 太宰府安樂寺檢校坊 傳法師三部都法大阿闍梨  
法印快辨

- 一、仁王門礎石 舊道に沿ひて三箇あり、位置移動せるものあるべし、今は老木の楠なし。
- 向礎石と思はるゝもの鳥居附近に二三あり、紀念碑台石等に使用せらる。
- 一、地藏堂 二尺 飛尾にあり、明治三十六年再建
- 一、清水観音 石祠 二尺五寸 あり、新に虚空藏菩薩石像を安置す。
- 一、破損せる佛體 飛來邸に保管せらるゝもの十一面観音頭部及び胴體、聖観音頭部、仁王頭部等あり、孰れも優秀の作にして、藤原時代の製作にかゝるものと推定せらる、十一面立像五尺八寸五分、聖観音頭部一尺二寸、仁王頭部各一尺。

#### 四、右谷石泉寺

石泉寺の起元又知るべき由なし、太祖神社縁起には、又當社に宮寺を立られし事、社司の家に云傳ふるは、元正天皇の養老年中に天笠の善無畏上人日本に渡り、終に此山に登りて、眞言の秘法を修せり、故に上宮より半町許北に當りて善無畏の石塔とて共しるしのこれり云々とあり、次に聖武天皇の御代宮寺を建立して之を延年寺、太祖山三藏院と號し、後左右兩所に分れ、その右寺の惣號を石泉寺、東北院と號せし事、左谷の條に述ぶるが如し、更に縁起は空海歸朝の際、此山に登りて秘法を修し、獨結水は其址なりと傳ふる事あり、善無畏來朝の事古く諸書に散見する處ありと雖、固より信ぜべき限りにあらず、空海云々の事又徵すべき記録なく、從つて此の縁起を以て石泉寺の起元を論ずる事甚だ不安の感なき能はず、唯茲に見るべきものに數體の佛像あり、殊に觀音堂が安置する處の釋迦像の如き、後世の修理著しきものありと雖、尙その頭部に於いては藤原以前の様式を窺ふべく、阿彌陀、地藏又同様の様式を止め、少く共當寺の起元は平安朝に迄遡るべき事

を想見せしむ、而かも是等の佛像は左谷の佛像とはその系統を異にし、殊にその衣文の如き明かに室生の佛像との連絡を豫想せしむるものあり、恐らく當寺は左谷と相前後して之は密教の寺院として建立されたるものと見らるべきか、縁起が善無畏を稱し、空海を傳ふる、又由來する處なしとすべからず、唯左谷に大日堂あり、當寺に山王社あり、その交渉を見るべきものなしとせず、尙觀音堂には三國傳來と傳へらるゝ、千手觀音あり、本地堂には大日如來、不動の諸像あり、今は荒廢せりと雖、兩谷の僧坊三百區と稱せられたる全盛時代の面影を窺ふに足るものあり。

石泉寺の荒廢に關しては太祖神社縁起に詳細を語る、次に之を引用すべし。

本社より西の方廿五町許下に別峯有大内家西國を領知せし時、其家臣杉豊後守興行を當國鞍手郡に遣し、龍徳の城に置いて其邊の政をさかしむ、然るに興行此別峰をみそなはして城を築き、高鳥井の城と號し、龍徳の城より城代を遣置、糟屋郡の事をしらしむ、杉重直同連並相續て此城を懸持にす、かゝりければ坊中の僧徒其法儀をよそにして、只于戈を業としたりける、或時衆徒等聊争鬪の事有りて、左谷右谷双方に分れ、于戈に及びしが、いかゞしたりけん、火を放て攻合ける、故猛火滿山に及て、兩谷の僧坊一字も残らず、回録せり、かゝりしかば、さながら廢亡の地となりぬ、其後程經て漸本山歸住の願ひを起せしものも有けるに、猶世の亂れ甚く、殊に天正十四年の秋薩摩の嶋津氏御笠郡岩屋城を攻破て、粕屋郡立花城に手ひかひせんとす、然るに豊臣秀吉公九州征伐のため下り給ふよしにて、先勢既に長州赤間關、豊州小倉に打入れれば、薩摩方の軍勢、こらへずして悉く退散せり、然れ共立花城の押へとして、高鳥井城、其頃は空城なりしを取立、筑後國住人星野中務大輔吉實、同民部少輔等を籠置けるに、八月廿五日立花統虎立花の城より

打て出高鳥井の城に押懸即時に攻落し城主兄弟を討取ける。かく戦闘のちまたになりしかば彌御社を守る者さへなくて只叢祠藪神の如く成けるこそ淺ましけれ天正十五年秀吉公西征ありて九州を一統し給ひける。され共國々所々の神田寺領残らず没收有りしかば此御神のわきて尊き理をわきまへず古へ繁榮の靈區成し事を知給はずして神領の沙汰にも及ばず。其年當國を小早川隆景に賜りける。隆景は慈仁の徳有てふかく神祇を尊崇せる人なりしか。共此時神職社僧も退散して一人もなかりしかば誰有て我朝始祖の御神なる事をうつたへなげく人もなし。然る故昔より當郡所々に有つる三百餘町の神領一畝もなくなりぬ。かゝりければ御社もますく類破に及びさながらあばらやの如く成しとかや。且隆景隠居せられける後共義子中納言秀秋受繼て當國を領せり。此人不仁不道にしてわづかに残りし諸社の神領をさへ削りとられける。が此御社には掠らるべき神領もなかりしかば往昔神功皇后の手折給ひし名にあふ分杉の靈木を伐取て材用とせられけるこそ口惜けれ。かく不道の罪つもりけるか。一旦榮華にほこられし事ありしか共程なく病死し子孫殘なく絶亡びぬ。是神罰にあらずや。慶長五年東照神君逆徒を退治し給時黒田甲斐守源長政莫大の功勞有しかば豊前六郡の主を改て當國に封ぜられける。長政は亂に勝の才衆に越たるのみに非ず。治を致すの徳も又群に秀たりしかば能仁慈の政を以國民をなつけられけるにより國內安く民豊なりき。されば神田寺領等の事は皆先國主の例に隨はるゝならはし成ければ當社にも神田を附られつ。然といへども社頭を守ものさへなき事を愁ひ寶満山の龜石坊有辨と云者をして分杉村にゐらしめ石泉寺とて古へ右谷の法頭職の居たりし廢寺を再興して是に住せしめ當社の祭祀を司り灑掃をなさしめら

る云々。

かくして荒廢に委せられたる石泉寺は龜石坊有辨に依りて再興せられ、太祖神社の祭祀瀝掃を司る石井坊が藏する處の過去記には、當坊中興開山權大僧都法印有辨、從是妻帶修驗龜門山配下となる。寛永三丙寅年九月卅日死去とあり、然りと雖佛像堂舍尙之を再興するに至らざりしが、元祿年間に及び縁起に依れば、予が友濱氏貞元邦君に仕て銃卒の長たり、且粕屋郡中租稅の事を司れり、近き頃分杉山の麓にゐて荒野をえらび、自人力を費し墾田をなし、其内を以て年々當社に寄附し、祭日の神供料とす云々と云はるゝ事あり、此の濱貞元、石井坊當任理玄の時に於いて佛像堂舎の再興せられたるもの少からざりき、太祖神社縁起も實に濱氏の委囑に依り、貝原好古が起草したるものなる事文中に明かなり、更に濱氏の自記にかゝる太祖山延年寺石泉寺神軀佛像經卷再興記なるものあり、之にはその再興に關し次の如き記事あり。

往昔山中有三百有餘之寺院、雖然中古罹兵火悉廢棄、如今僅有延年寺石泉寺存而已、予嘗爲本郡稅吏、一日到於山下休場、察其地空曠而正宜稻梁、嘆其荒蕪而欲開發之、幸蒙先國君光之公之許命、開發新田數段、其內以三畝寄太祖之神領、以爲神社佛閣經卷神器等修補資料者也。

以て石泉寺の再興が如何に多く濱貞元に負ふ處ありしかを知るべし、かくして再興せられたる石井坊は幕末に至る迄修驗を以て太祖神社に奉祀し來りしが、明治の初年神佛分離の布告下さるゝに及び修驗を廢止し石井環氏邸としての今日を見るに至れり。

向太祖神社縁起には元祿當時に於ける石泉寺の遺跡等に關する記載あり。

北山三社大明神、上宮の南に有當山の地主神也と云傳へたり、此三社は思姫命、大國主神、賀茂明

神を祀ひ祭れる所也。

八大龍王窟、上宮より一町斗寅の方に有、是海神を祀ひ奉る所也。此所に矢筈一叢有、是往昔神后の手づから植させ給ひし竹と云傳へて一本も枯ず、枝葉しげりうるはし。

大講堂址、上宮より十七町許戌亥の方に其址のこれり。

鐘樓址、右同所に有、凡此邊を古堂と號して末社の址數ヶ所有、一々詳ならず。

湯屋原、右同所に有、是當山繁榮の時衆徒の浴室有し所といへり。

中堂、上宮より戌亥の方廿七町にあり、本尊藥師如來也、山號を高尾山と號す、今尙小堂存せり。

觀音堂、同方廿九町許に有、今猶小堂存せり、三藏法師三國傳來の守護佛也と云傳へたり。

女人門址、同所の北に一瀬屋敷と云所有、是古へ右谷の女人門有し所にて是より上には女人の

參詣をゆるさず、今は本地堂、石泉寺有、弘法大師の作と云傳へたる大日如來を安置す。

阿彌陀堂址、同所の小高き所に阿彌陀堂有し址也。

山王社、上宮より三十五町斗麗に有、是日吉七社を勸請せし址也、今尙小社存す。

更に拾遺には次の記事あり。

山中所々に堂塔の址多し、今は修驗者石井坊のみ有、別所谷といふに昔の僧坊の址有、秋には谷の左右に草花多く咲亂る中にも高麗菊多し、是前栽の址なるべし、此所に觀音堂有、二間四方の草堂にして千手觀音を安置せり、昔は女人是より上に至る事を禁ず、一ノ瀬に樓門有し所を女人門の址といひ傳ふ、高尾山と云所に藥師堂有、肥前谷に山王社有、又山神社も有、上宮の長一町斗り塔ノ尾といふ所有、善無畏三藏の塔と云、又四軒家の西南杉上の尾崎に無縁塔とて有、笠石

の下丸く壺の如し、圓形の中に梵字を彫たり、下の基石に銘有、其銘曰、

奉安置塔一基所修功重先師空公和尚○慈蔭者乃至法界有情同圓種智嘉曆第○○暮春二日

と有、嘉曆は後醍醐天皇の年號也、此内に血書之法華經有、今は石井坊に藏す云々。

### 五、現 狀

一、石井坊 石井環氏邸なり、雪舟作と傳へらるゝ庭園あり、庭園に沿うて本地堂、地藏堂あり。

一、本地堂 十三尺八寸  
十三尺六寸 本尊大日如來 坐像  
一尺二寸 再興の銘あり。

元祿十四 辛巳年十二月吉日 奉再興仕大日如來傳教作 福岡佛師佐田又四郎

再興記には次の記事あり。

右弘法大師刻作也、元祿十四 辛巳年十二月尊容并佛龕再飾之安置延年寺

堂中又不動明王 三尺三寸五分 及び兩童子 二尺一寸五分 立像三軀を安置す、再興の銘あり。

元祿十六 癸未年卯月廿八日 奉重興不動三尊佛弘法大師御作 座主石井坊理玄 施主人

博多崇丹町吉田藤吉 早良郡田嶋村西島勘右工門

その他不動童子の被損せる佛體を藏す。

一、地藏堂 八尺 古記に正徳五年明和三年、再建の事あり、傳惠心作地藏菩薩 立像  
五尺二寸 を安置す。

再興記に次の記事あり。

右賀永三丙戌年十二月再飾之安置延年寺、

一、觀音堂 十三尺五寸  
十三尺六寸 古記に寛文十二年建立、元祿十七年重興、天保三年再建の事あり、本尊千手觀

香立像 三尺四寸 左右に釋迦立像 三尺一寸 阿彌陀立像 三尺一寸 兩像を安置す。

千手觀音厨子に再興の銘あり。

奉重興 千手觀音之靈像并寶龕一字 仰冀 上和下睦國家安全矣 惟時元祿十五壬午十

一月穀旦 太祖山延年寺 石井坊理玄代

同台座銘あり

上、施主濱兵衛門貞元 六十一才 法名大空實相居士 元祿十五壬午十二月朔日

下、千手觀音 初再興三百十三年 再々興元祿十五壬午十一月吉日

施主 濱賞相 大佛師筑之前州 福岡名嶋町 佐田又四郎朝櫻

再興記に次の記事あり。

傳云大唐國善無畏三藏養老二年傳來之瑞像也、古龕中舊記猶存、其文云一旦遇回錄之異、佛閣

爲灰燼矣、爰以天文六年辛酉杉彈正忠平朝臣興運再興也云々、自爾以經歷星霜、堂社廢壞已久、

因茲元祿十六癸未年十二月尊容并佛龕俱再飾安置石泉寺。

尙古龕中舊記の詳細は元祿十七年明光寺鐵相記にかゝる重修筑前州太祖山石泉寺觀音靈

像并堂宇記に見るべし、今之を略す、唯明德最初の修造を傳ふる古蓮座の破片二厨子内にあ

り、次の銘あり。

石泉寺 大悲觀音 作者元阿彌 蓮華座 明德三年壬申十一月 日

石泉寺 勸緣奉興 元阿彌作 蓮華座

阿彌陀像



再興記に次の記事あり。

右聖徳太子製作也。寶永二乙酉年十一月朔日、再造光明跏坐佛龕以莊嚴之安置觀音堂中、  
釋迦像

再興記に次の記事あり。

右寶永二乙酉年冬十一月、俾佛工又四郎新修造之安置觀音堂中。

一、藥師堂六尺 破損せる佛像數體を安置す。

一、血書法華經巾五寸二分 一巻及び經筒

再興記に次の記事あり。

右經者貞亨三丙寅年冬十月、所開發新田地中有磐石、爲障礙、故除去之、其下有銅筒、側有石碑、上刻圓相、其圓圍筆五佛種子、下有應安八乙卯年沙門延淨之字、筒中有佛經一巻、鄉民不能讀、即以告予、予亦不知爲何經也、乃問吉祥院遷山法師、數回歷覽而示予曰、是血書法華經也、因再加補繕、籠盛之寄納延年寺。

此の再興記は寶永四年濱氏の自記にかゝり、血書法華經と共に一巻に收められたるものにして、此間疑點を夾むべき餘地なし、然るに拾遺は無縁塔を記し、此内に血書の法華經有今は石井坊に藏すと傳ふ、是種信の過失に基くものか、或は更に無縁塔より發見せられたる法華經あり、嘗つて石井坊に藏せられしが今は散逸して傳はらざるものか、何れにするも今石井坊に藏せらるゝ法華經は濱氏の寄納にかゝるものにして、無縁塔より發見せられたるものに非る事は明かなり。

一、傳善無畏塔約二尺五寸

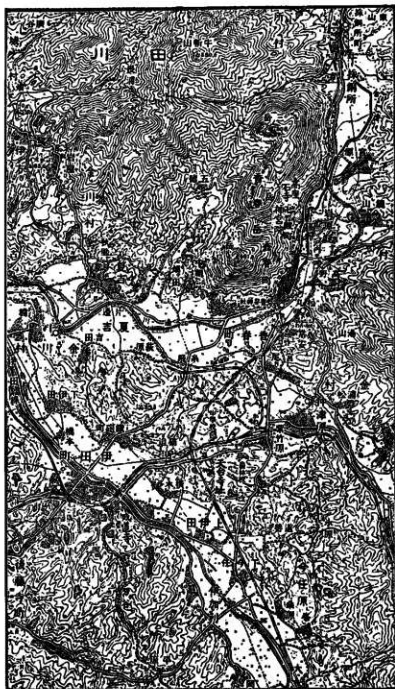
尙石井坊には書畫の類珍重せらるべきもの多く傳へらる。就中役行者繪卷の如き、近世畫工の筆にかゝると雖、その優秀なるものとして推さるべきか。

附記

本調査中左谷見取圖は小山田猛氏を、右谷見取圖は石井環氏を煩はしたるものなり。現状の調査至らざる處之を以て補ひ得れば幸なり。尙本調査は兩氏その他の御厚意と御盡力とに負ふ處少からず、附記して以て感謝の意を表す。

天臺寺遺跡の碑

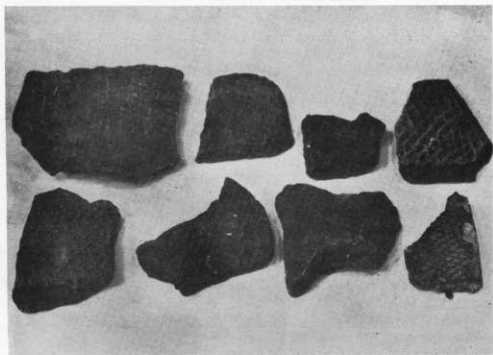




址 堂 本 寺 台 天



片 破 瓦 寺 台 天



ひ望を址塔りよ方南、址寺台天



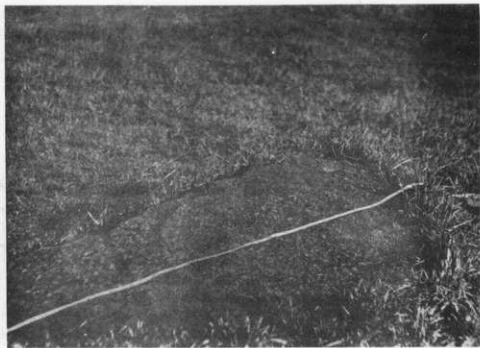
む望を址塔りよ址堂本寺台天



礎心、址塔、址寺台天



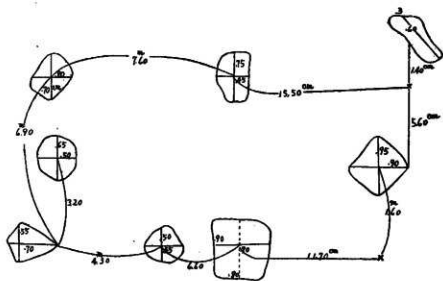
柱側、址塔、址寺台天





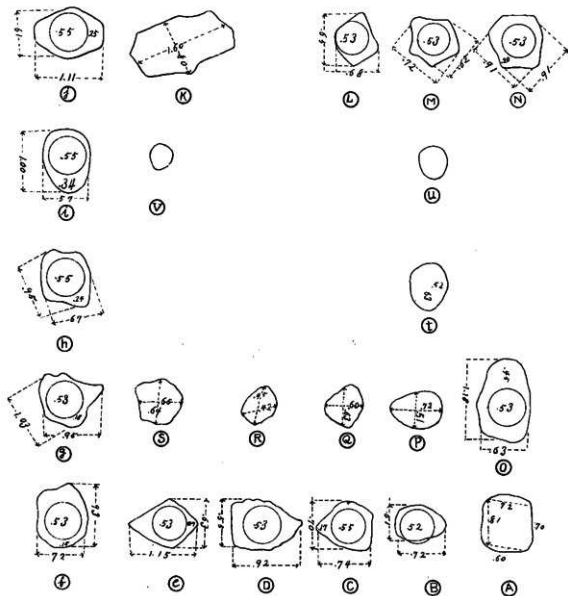


(第二圖) 本堂址礎石形狀及大サ



### 第三圖

礫石の配列形状及大サ  
 (礫石間ノ距離ハ第一圖ニ示セリ)



# 天台寺趾調査

調査委員 山 本 通

## 一、位 置

田川郡伊田町上伊田の内伊田原の鎮西公園内に在り。

## 二、創 始

最澄は延暦二十二年遣唐使藤原葛野麿等の一行に加はりて入唐せんとせしに風雨のため目的を達せず筑紫の海岸に上陸すそれより宇佐八幡宮に詣でて海上安全入唐求法の達するやう祈念しける時八幡宮の神託を受けて田川郡に來り香春明神に參籠せり然るに海上急難の時は必ず光を示さんとの神託を受けたり翌延暦二十三年入唐法を求めて二十四年歸國せり往還ともに海上安全にして目的を達することを得たるは一に香春明神の加護なりとて田川郡香春岳の麓に寺院を建立せりこれ田川郡内に天台宗の寺院の建立せられし始めなり此の時建立せられしは神宮院高藏寺、東光寺、小藏寺、功德寺、大殿寺、觀音寺なりと箕田軌氏は説かれけり然るに天台寺の建立については確證なし、兩豊記によれば傳教大師歸朝の時田河郡に伽藍十八ヶ所を造始む今の勾金の庄の内天台寺はその一つなりとあり又應永戰覽記下卷には、勾金の庄天台寺は往昔傳教大師歸朝の時香春社に參籠し修法滿備して田河郡に十八箇の伽藍を建立して天台別

院と號すとあり、箕田軌氏の説によれば、天台寺は弘仁年中の建立ならむ。最澄は先年入唐求法の際、神明の加護を被りたる字在香春窟門の三社に對し、其の願を果さんため、弘仁年中西下せり。此時、天台宗顯學の大道場となすために、總て比叡山に模して香春岳一ノ岳の頂に山王權現を勸請して、奥の院となし、大平記に嶺頭には山王權現の社壇を並べ、號には大菩薩の高座寺軒を争ひ云々、とある。盛況となり、應永職覽記に、天台寺は常に千人の衆徒を會して、護持國土の名藍なり、とある。大寺となりしなり、と。

左に二三の文献を參考のため記さむ。

○元亨釋書卷一最澄傳云、元亨釋書和解による賀春の神宮寺に於て法華を講ぜられしに、この時、豊前國田河郡公務の役人等見たりしは、天に瑞雲たちて其狀ことやうなりけり、やがて記録して最澄師に進上せしかば、最澄は見らるゝより、その奇怪がまじきことを心に忍み、それかたく封じて人目をはばかりつゝ、門弟義真に告げられしやう、吾入滅の後、にいたりて必ず此誠をひらくべし、存生のうちは無用なりとつよくこれをいましめらる。遷化の後、諸々の弟子たちその文をひらき看れば、これも經王講説の瑞相天にあらはれたる證文なりける、されば其の文にいはく、今月十八日未の時、紫雲光かがやかし、賀春の嶺に起て法鏡の庭をおほひけるを、村の民ことごとく見て、その異相なるを感じあへることを記せり。又最澄の渡唐せらるる時、すでにこの田河郡賀春山の下に宿せられしかば、夢の中に梵僧とおぼしき人前に來て衣を租きて身をあらはす。左の肩は人に似て、右の肩をみれば、石の如く見えたり。この人のいへるやう、我はこれ賀春明神にてこそあれ、たのむらくは和尙慈悲をたれて、吾この罪業ふかき身をいかんともす。

くいたまふべし、さあらんにおいては我もはた貴僧このたびの求法のために異域の企をなしたまへるを只一すぢに加護して晝夜をかけてたゆみなかるべし、我正身を知らまほしくもひたまはゞそも海中の急難あらんとき光を現ずるを其驗とせらるべしといへり、かくて最澄その明けぬる且、山の右の方の崩れたる巖を見らるゝに草木も生ぜずして宛も夢中の半身のごとくなりしかば心中にふかくこれをあやしみ思へり、又海中を見れば浪風の様體案の如く光をかゞやかしければ、さればこそ神の言まさにいつはりなしと信じて法華院を建てみづから講談の席をはじめられけり、すなはち神宮院となづくこれなり、さていよゝあやしむべき事はこの講席を開かれしより後は、かの右かたにありし巖の地自然に草木を生じつゝ、それよりして年々枝葉もしげりゆくほとに里人なべて奇特のふもひをなしにける。

○續日本後紀卷第六

承和四年太宰府言、管農前國田川郡香春岑神、辛國忌長大姫大目命、忍骨命、豊比咩命、惣是三社、元來是石山而土木惣無生、延曆年中、遣唐請益僧最澄、躬到此山祈云、願緣神力平得渡海、即於山下爲神造寺讀經、爾來草木蒼鬱、神驗如在、每有水旱疾疫之災、郡司百姓就之祈禱、必蒙感應、年登人壽、異於他郡、望預官社、以表崇祠許之。

○傳教大師流記(太宰管内志所載)

弘仁七年丙申正月十七日最澄於豐前國田河郡以赤染連清爲檀那、繕寫妙法蓮華經一部十六卷、爲報香春明神指南恩、其懇懇既畢、(中略)大師歸朝之後、爲報彼神恩、道遂和尚具筆金泥法華經一部被施入當社畢、其外自書寫墨字妙法蓮華經並十六卷各一部別奉納之、又香

春山其高一里、有白巖無青草、當初又明神示大師言、我山可令生草木云云、而彼山東腰有方丈白石、大師坐彼上七日七夜講法華藥草喻品、千草萬木忽生長、此號高座石。

## ○古縁起(太宰管内志所載)

承和七年庚申正月十七日、最澄於豊前國田河郡、以赤染連清爲壇越、繕寫妙法蓮華經一部并六十卷、建立一堂、爲報香春明神指南恩、其懇勲舉、仍明神社面前砌相並造經藏一字、以連清令承續萬福之本、其中奉納矣、寔明神者教興繩柱哉、最澄爲利生自日域、赴到船略、扶助滄海、無難畏、往還豈之非明神之助乎、抑去延曆四年云云(中略)

此社者爲比叡山王別社、以寺者爲香春寺、寄田地爲延曆寺別寺、偏欲令明神法樂莊嚴、縁起請遣後昆耳、最澄以記矣、永續赤染連清燈油佛餉田拾五町云云。

## ○太宰管志、曰、

さて上宮と云は香春の一ノ岳の上にあります山王社を云、天台別院たるが故に近江國比叡山主大山昨神を祭れり、今は社もかたばかりに成れり、香春本宮の神官奉仕す。

## ○豊國紀行(太宰管内志所載)

上香春町云云、古此處に傳教大師渡唐前後に住れし事あり、此時より香春に寺を建初ける昔は六坊有しと云、其跡社、左右處々にあり、今も一坊残りありとあり、今も上香春の少し北、方高座石寺上に小庵ありて神宮寺名を存せり、天台宗にして今は無住なり、是かの於山下爲神造寺とあるによく叶へり。

## ○香春神社舊記

香春社神宮寺有六坊山王山高座石寺、雲立山東光寺、壽龜山小藏寺、碧水山功德寺、無盡山大藏寺、瑞鷲山觀音寺是也。

### 三、廢 滅

應永戰覽記、後太平記、戸次軍談等によれば一時は堂塔寺院等を連ねたる天台宗の寺院も足利時代となり世の亂るゝにつれて次第に衰運に傾きしが大内盛見が香春城主千手興房を攻めし、興房を救けて防戦し香春落城と共に寺院は多く兵燹にかゝり、これより衰へたるもの如し、天台寺も亦これより漸次衰頽し廢寺となりしならん、田川郡内の天台宗の寺院は天正の頃無住の廢寺となれるを異宗の僧侶の再興せしもの多きを見れば天台寺の廢頽せし年代も或はその頃ならん。

○太宰管内志所載の一、二を左に記す

世の中亂れて後此山に城を造れるに依つて神社佛閣などやりおとろへたるなるべし、いま按ずるに兩豐記に田河町香春岳の城は天慶年中に伊豫椽純友がつきたる城にして二男純再を置けり、其後應安の比には大友氏の幕下千手信濃守興房此城を守り永祿の比に至つて原田五郎義種居れり云云。

さて香春の城と云は一ノ岳の中腹にあり要害の地なれば初て城を造る是より次第に神社佛閣衰へたるものなるべし。

○應永戰覽記下卷

天台寺は千人の衆徒會して護持國土の名蓋なり、然るに頃年稍もすれば佛衣を脱し甲冑を帶

して妨亂を任て淨土寺先に進て十六箇寺の衆徒を引具し野臥をかたらひ惡行をなす云云大内盛見制使を立らる鷲頭兵部大輔桂左衛門佐共旨を承て天台寺に立入り制詞の趣をのべ寺の傍にて惡僧六人の首を刎たり淨土寺には杉阿波守立越て衆徒等領掌す。

## ○應永戰覽記中卷

應永五年正月三日光胤妻仲千菊丸落行于田川郡指掛于勾金伏拜鶴岡打過爲朝屋敷著天台寺僧憐之隱置于經堂云云。

大内盛見入于田川郡云云十日朝護徳谷人家寺塔不殘一字放火之以硯寺觀音堂爲本陣云云寄手爲押上于硯寺之處天台寺衆徒著一柳袖印書大日眞言其勢五百餘騎振錫杖自南原驅來於硯寺前與大内勢合戰及十八度小早川手者討取一宿老覺乘阿闍梨依之衆徒大崩追之到糸飛川衆徒等指天台寺引入此夜大内勢取陣於硯寺燒雲火云云寄手於藥師院搗相圖鐘聞之陶越前權守武田安藝守等同時燃立金剛寺荒神口之間四方之口口亦掛火町加木寺塔悉燒立此時宮下野守自高座石寺攻入放火佛殿諸堂十二日晚天寄手責入于二丸防衛已盡之間大將與房於大廣間集一門郎從僅最後之酒宴云云

## ○戸次軍談十二卷

弘治二年六月廿日大友勢原田親種が香春城を攻落す件に云云嶺上には日吉神祠を祭り競には堂塔寺院を連ねて九折坂凡五六町分ケ上る中々馬蹄の及ぶ處にあらず云云

## 四、現在の遺蹟

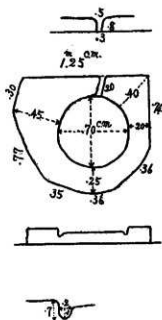
## 1 礎石



太宰管内志によれば左の如し、

「里俗語傳に上伊田村の内伊田原の東寺が門と云處是天台寺の跡なり今に残れる礎石は門の跡なり昔盛なりし時は三百坊有しと云常足按ずるに門の跡と云物は實は本堂の跡と大塔の跡となり其二基南北に相並べり礎石の邊に古瓦残り坊中の跡と云物げにさもありしならむと思はる天台寺の事いまだ舊證を得ずなほ悉く云はば伊田原の地平田より少し高き所にして夏吉村より下今任村に通ふ道筋なり原の廣さ南北二里許も有むと思はる東西は五町或は十町もあるべしめづらしき平原なり東堂大塔の跡其中にあり平原よりは六七尺も高かるべし礎石の大き三尺四方許にして其數三十五六許あり堂の跡の廣さ四間に五間許もあるべしか其南の方十間許にあるは大塔の跡なり是も同程の石を二十許並べり中に塔の輪木を立たる石あり徑二尺五寸許の圓穴を彫たり深さ五寸許も有るべし此邊すべて短き草ばかりにして木もなく又草の生ぬすき間もなし礎石は昔のままに聊も動きたる様は見えず破瓦の散れるは此邊ばかりなり瓦も青色なるは堅牢なる事都府樓に殊ならず坊中の跡と云物は多く東北の方にあり東西五間南北十五間許なる處是は礎石も破瓦も少し残り其外東西南北六十間或は東西五十間南北百間許なるもあり或は島となれるもあり又小松などの生たる處もあり是より東に低き處平田少しありて其東に同じ程の高さにて廣き平原あり此方は多く島と成れり是に堀の跡と思はるゝも見え又屋敷の跡と云もはるゝも元より多し、然るに現存せる礎石は左の圖に記す如く其數少く且つ殘存せるは本堂址及塔址と考へらるる三ヶの處のみとなれり、

本堂址は東西十五間南北六間許り高さ尺餘の土壇の上に礎石八個残存せり。  
 此處より三十五米突九〇許り南方に二十一米突餘の距離をへだてて高さ五尺餘の二つの土壇あり東方に在る土壇の中央に塔の心礎ありその周圍に十五ヶの礎石残りなほ其他に残存せる如く考へらるゝも埋れてゐて明かならず。



して周圍に幅二程深さ一程の溝を有し其の一端より外方に濕氣抜の溝をつくれり、太宰管内志の「塔の杉木を立たる石あり云々」といへるはこの心礎ならん。

心礎の周圍の礎石には古圓柱座らしき何ももなく石面は平らかなれども芝生に掩はれて表面を見ることが能はざるもの多し、其の中の主要なるもの二、三の大きさを第四圖に示せり、第三圖に示す如く西方の土壇上に二十三個の礎石あり其の中に圓柱座の存在せりと認めらるゝもの十三個あり寫眞に示せるは直徑五十三程高さ一程の圓柱座なり其他は兩露のため削磨して座の高さを測定しがたし。

田川郡教育會は大正七年四月この土壇の上に碑を建立し左の如く記せり。

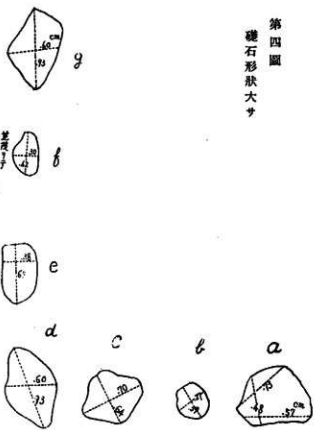
(右側) 大正七年四月田川郡教育會建之

(正面) 天台寺遺跡

(左側) 往昔傳教大師入唐歸朝の時田川郡に十八伽藍を建立して天台別院と號す中にも天台寺護國の名藍として其名高し。

第四圖

礎石形状大サ



2 其 他

礎石は何れも花崗岩の自然石の表面を平滑に加工したるものにて田川郡内に産する岩石なり。

礎石の存する附近一帯は芝生にて東方には梅樹小松林などあり西方は畠をへだてて小松林あり南方は次第に傾斜して田圃につゞけり北は鎮西公園の運動場に接せり此地の公園とならざる頃は松樹など多くありしといふ。

さてて廣き平原あり此方は多く畑と成れり是れに堀の跡と思はるるも見え又屋敷の跡とあるも元より多しとあれども今はその一部分は田川農林學校々地内となり其他は果樹園及菜園などに開拓せられて層数址らしき面影を認めがたく只古老の語り傳ふるのみなり。

古瓦の破片の多く散在せるは天台寺遺跡の碑を中央として方一町餘の間なり古老の言によれば完全なる瓦及文様の全きものなど出しことありと言へども寫眞に示したるものの外まだ發見せず。太宰管内志によれば都府樓の青色の瓦に似たるものもありし由なれどもまだ破片をも發見せず多くあるは何れも布目瓦の破片のみ。



宗 像 大 司 宮 夫 人 墓



宗 像 大 司 宮 侍 女 墓



## 宗像氏關係史蹟

調査委員 伊 東 尾 四 郎

宗像大宮司の家は、延喜の昔其の祖先清氏から、天正年間氏貞に至るまで、凡そ八十代程續いてゐる。尤も此中には一人で幾度も大宮司になつた人もあるから人数で言へば八十より遙に少い。中世武家の世となつては、宗像氏も亦武人となつて、北九州の一隅に武力を張つてゐた。宗像氏の事は宗像神社の古文書や其他の記録もあつて、其の事蹟は若干これを知ることが出来るが、遺蹟とか遺物とかいふことになると、的確なるものが甚少い。左記の如きものが、先づ宗像氏關係遺蹟の主なるものと見なすべきものであらう。

### 一、大宮司宅址

田島村大字田島御内の田の中にある。又妻室の宅址もある。それを御東殿といふ。

### 二、片 脇 城 址

田島村大字田島片脇の人家の西の山上にある。平地が三所あつて、南の方は三反許、北方は二反許、中央は五反許。此處は祖先清氏以來代々の居處で、後には城があつたらしい。上の方高き所に、大木の松がある。それを、焼立松と云ふ。

### 三、白 山 城 址

河東村大字山田の北白山の絶頂に平地が三所ある。それが白山城址で、此城は宗像大宮司卅六世氏國が新に築いた。氏國は鎌倉時代の初頃の人で、此頃から大宮司家は全く武家のやうになつてしまつた。建武三年足利尊氏が西下の時、大宮司氏範が尊氏を招き入れたのも、此城であつた。最後の大宮司氏貞も葛岳の城に入る前十二年の間は、此に住んでゐたさうである。

#### 四、葛岳城址

宗像郡赤間町に近く遠賀郡に接した山を城山とか葛岳とかいふ。此處には古くから城があつて、建武三年足利尊氏西下の頃には、宗像氏俊がこれを修補して尊氏を招き入れたといはれてゐる。最後の大宮司氏貞は最初山田村の白山城に入つたが、後には此城に入つた。天正十五年豊臣秀吉が島津氏征伐に下つて來た歸途には、此城に入り、翌年これを毀たしめた。山頂に城址があり、一丸、二丸、三丸、新堀、馬立場、馬賣場、城道、屋形口、大門口など、城に關係のある地名が残つてゐる。

#### 五、宗像氏貞墓

宗像郡岬村大字上八門前にある。墓石高三尺、氏貞は最後の大宮司で、天正十四年三月四日に歿したが、當時喪を秘し、此處に葬つたといふ。此附近は宗像の家臣占部氏の墓地で、墓石が澤山ある。近傍の承福寺は占部氏の菩提寺で、氏貞は即ち占部氏の墓地に葬られたのである。傳説によると、正氏、氏男の墓も此處にあるといふが、果して如何であらうか。氏男は中國の大内義隆に従ひ、彼地に戦死し、其の墓は周防の深川大寧寺にある。

#### 六、宗像氏男の弟千代松及其の母の墓

鞍手郡山口村大字山口字本畑にある。宗像大宮司七十九代氏男は中國大内義隆に従ひ、天文二



十年彼地で戦死した義隆を弑した陶晴賢は其の姪が宗像正氏に嫁して生んだ氏貞を以て、大宮司家を嗣がせんと欲し、九月に宗像へ下らせた。然るに宗像の家人はこれに同心せず、氏男の弟千代松が三歳なるを、氏男の後室の養子として、氏男の後を繼がしめんとし、其の父氏續もそれに同意した。陶は是を聞き、氏續と千代松を殺すことを、氏貞の家人寺内治部丞に命じた。氏續は逃れて彦山に去つたが、其の甥土橋氏康は多数の人を煩はさず、自分一人で形を付けようと引受けて氏續を殺した。千代松の母は氏續の妾で、其の名を辨といふ。千代松を抱へて鞍手郡沼口に隠れて居たが、討手が来たので、逃れて山口村に來たのを、遂に追付かれ、母子共に殺された。其の地を今に辨殺といふ。後、氏貞の室の命で、千代松が靈を神に祀り、今宮殿と號し、御供料を寄附した。

#### 七、宗像正氏夫人宅址

宗像郡河東村大字山田増福院の南一町外園カキヅといふ所にある。此處は正氏の別館の在つた地で、正氏の夫人と其の女菊姫即ち氏男夫人が殺されたのは、即ち此處である。正氏は長門の黒川に居た時、陶晴賢の姪を娶つて、氏貞を生んだが、正妻は宗像の田島に居て、菊姫を生んだ。正氏は氏續の子氏男を婢養子とし、山田に退隱し、氏男は天文二十年大内義隆に従ひ、彼地に戦死した。それから陶は己が姪の生んだ當時七歳の氏貞を宗像に下し、氏男の後を繼がしめた。然るに宗像の家人等はこれに従ふを欲せず、氏續の子にして、氏男の弟たる千代松を立てんとしたから、陶は氏續と千代松を殺さしめ、其の後更に正氏の後室及菊姫をも殺さしめた。時に天文二十一年三月廿四日で、後室に仕へてゐた花尾は自殺し、小少將、三日月、小夜の三人も殺された。それから種々祟があるので、氏貞は恐れて田島の村中に社を建て、後室の靈を氏八幡と號して祭つた。氏貞の歿後、後室は又

六體の地蔵を安置した。此六體の地蔵は明治七年頃神佛の争のあつた時、外に持出して、今は宗像郡内の某處にある。今寺にある地蔵は其の後に造つたのである。

#### 八、宗像正氏夫人氏男夫人及四侍女の墓

前記宗像正氏夫人氏男夫人の墓は増福院の南五町原社といふ所の圃中にある。寛政三年三月郡吏富永氏休石柵を構へ。

宗像大宮司正氏卿氏雄卿兩夫人故墳

と刻した石を建てた。又四侍女の墓は夫人の墓の北三町井上といふ地にある。これも富永氏が石柵を構へ

花尾局、小夜、三日月、小少將、侍女四人墳

と刻した石を建てた。

#### 九、宗像氏貞室墓

宗像氏は氏貞で、滅び氏貞の室は其の女が長州に嫁してゐるのをたよつて、彼地に赴いた。然るに宗像郡南郷村大字大穂に後室屋敷といふ地があつて、其處に五輪塔があり、宗像氏貞室の文字が刻してある。大穂の地は氏貞の後室が豊臣秀吉から與へられた領地の一部で、後室は暫く大穂に住して居たらしい。しかし果して大穂で歿したか否か明でない。或は長州で歿した後、作つた假墓かも知れない。

x x x x x x

以上で一通り宗像氏關係史蹟の主なるものは述べ終つた。序に宗像氏關係の金石文を添記し

て置かう。

宗像神社境内に國寶として保存されてゐる有名な阿彌陀經碑は宗像大官司氏國の時、支那から運來つたもので、右脇左脇に添刻した文句を見ると、承久二年とか、寛喜三年とか、嘉禎二年とかの文字があり、大官司宗像朝臣氏國の名も見ゆる。

又河東村山田増福院には氏男の鉄印がある。

## 八院の古墳墓

調査委員 岡 茂 政

## 一、概 説

天龜天正以來筑後の南平野に於ける蒲池西牟田田尻等の諸豪族の争闘は絶へず續けられて盛衰興亡の夢の跡そぞろに往年の慘劇を追想せしむるものゝいづれも蝸牛角上の争にも似て、さしたる戦闘はなかつた。獨り慶長五年十月關ヶ原戦役の延長とも見るべき鍋島立花の衝突した八院戦争は可なり著名なものである。其の戦線は三潞郡なる城島榎津蒲池に互り江上大溝木室の三村を中心とし、就中木室村八院が最も劇戦地であつた。其兵數も肥前勢一萬餘人柳川勢千餘人と稱ぜられ兩軍の死傷數百人に及んでゐる。柳河の戦死者士三十二人陪士五十三人、戦死名數によるこの役は江上役とも言ひ八院戦争とも言ひ鹿原陣とも稱ぜられてゐる。其遺跡として横溝、八院に當時の立花氏の將卒を葬つた墳墓が今猶殘存してゐる。

## 二、戦 況 の 大 要

參謀本部編纂になれる日本戦史關ヶ原役の第七篇第十七章に其大要が次のやうに記されてある。

柳河城は筑後山門郡にして立花宗茂の居城なり。七月中旬大阪方の檄至るや宗茂以て義舉と



中八院の石地蔵 立花統次戦死の跡

立花鎮實父子墓



八院役軍河柳主將小鎮野幸に立花宗茂の（尙政）に付せし感状



同院役小鎮野幸下部戦死傷者到着に宗茂に抽判

なし將に發せんとするに臨み、加藤清正の書、いたり大阪の舉は行長三成の奸謀なるを告げ之に従ふこと勿らしめんとするも、肯かず其兵二千五百人を率ゐて東上す。途次鎌苧の瀬戸に於て家康の書に接す。其書柳河に留り兵を出さざるべしと勸め、事平ぐ後賞するに肥前若くは筑後の一國を以てせんことを肯ぐ。宗茂書を裂き海に投じ、既に大阪に達しては瀬田を成り又大津城を攻め遂に取つて之を守り、九月十六日關ヶ原の敗報を聞き、十七日兵を收めて京都に入り、木下家定に勸め共に大阪に赴かんとす。家定聽かず、乃ち獨り大阪に至り輝元に勸め、共に城に據り一戦せんと云ひ、又毛利秀包を誘ひ共に西下し、兩城合從して東軍を拒かんと云ふ。並に聽かず。老臣等議して曰く、豊臣氏の爲に盡す已に畢れり、宜く家康と媾和すべしと。宗茂之を容れ、其士丹親次を留め家康に陳謝すべきを命じ、其母齋藤氏と共に大阪を去り、島津惟新と船を並べて歸る。惟新共に薩摩に赴かんと云ふ。聽かず。日向泊に於て相別れ、府内に上陸し山路を越えて十月九日柳河に歸る。

是より先黒田如水は豊後に在りて九月十九日書を清正に寄せ共に柳河を攻めむと云ふ。其書廿三日宇土に至る。清正之に答へて柳河攻撃の事具さに來意を領す。但宇土城未だ拔けず攻陥の後更に此より再議すべしといふ。廿九日清正書を鍋島直茂に遣り關ヶ原の敗及輝元の大坂城を去るを告げ、家康の爲に力を盡すべきを勸む。

佐賀の城主鍋島直茂は初め大阪にあり東下に従はんことを請ひしも、家康の諭示を受けて邑に歸り、唯其子勝茂及龍造寺高房に東行を命じたりしが、勝茂は奉行等に要せられ遂に西軍に屬し、伏見安邊津等を攻め伊勢に在て關ヶ原の敗を聞き大阪に還り、井伊直政黒田長政等に依りて

罪を謝し、九月廿五日家康に伏見に謁す。家康之を宥し、宗茂を伐ち自ら償はしむ。乃ち晦日を以て大阪を發し、西下す。是より先直茂は勝茂遂に西軍に屬し、西軍關ヶ原に敗れたるを聞くや、勝茂も亦戰死すると爲し、且島津、立花等皆西軍なるを以て家康必ず西下すべしと慮り、鍋島茂里及中野神右衛門等に命じ池を修せしめ、以て防戦の準備を爲す。既にして勝茂の書至り立花を伐つべきを命ぜられ、直に柳河に向ふを告げ、援兵を乞ふ。直茂之に答ふるに、宗茂と舊誼あり、遂に開戦すべからざるを以てし、先づ歸國すべしと命ず。

十月十一日勝茂歸り直茂以下と會議し、全州の男子年十六より六十に至るものを擧げ茂里を以て先鋒となし、十四日父子共に佐賀を發す。兵三萬餘人、尋で如水も豊前より久留米及柳河に向ふたり。

柳河と佐賀との中間に筑後川あり、渡津二所下流なるを榎津と云ひ上流を住吉といふ。直茂立花の榎津に備ふべきを慮り住吉に到る。此地秀包の領地に屬し、渡る可き舟筏なし、諸兵徒涉して大番寺に至り、先づ使を久留米に遣し、致城を勸む。

久留米城は筑後三潯郡にして秀包の居城なり。秀包始より西軍に屬し、大津攻城後大阪にあり、桂入道快友等留守し、直茂父子及如水の兵來り攻むると聞き、防禦の準備を爲せしが、如水の和を勸むるに遣ひ之に従ひ、秀包の女を黒田に、快友の男を鍋島に遣はし、質と爲し、城を致して去る。蓋し秀包素と如水と親し、嘗て快友等に命じて、若し西軍利あらず、四隣來り伐たば力を竭し、拒守し克たされば吾が孥を殺して之に死せよ、但如水若し來らば愼て抗する無く、其指揮を受けよと云ひしに因るなり。鍋島、黒田並に兵を遣して之を守る。



十七日清正使書を宗茂に遣り和を勧め、且大津攻城の始末を問ふ。蓋し清正は征韓以來宗茂と親しきを以て爲に家康に分疏する所あらんと欲するなり。宗茂之に答書し、且使者を發し大津致城に關し周旋したる禮遇を送り示す。

十八日直茂進て城島に至り其諸隊を大善寺附近及大塚原早戸崎等に進め、又瀬高附近を放火し使を柳河城に遣し開戦を報知す。

宗茂諸士を會して戰略を議し自ら出で決戦せんとす。老臣等は親次大阪に於て謝罪中又清正と協議中なるを以て姑く戦はず、唯守備兵を派遣し、敵若し來らば之を防禦するに止め以て和議を妨礙することなかるべしと云ふ。宗茂已むを得ず之に従ふ。

十九日立花吉右衛門其領地城島の安危を顧慮し、兵二百餘を率ゐ之に赴き、榎津に至れば鍋島の兵三千許方に前面十町の距離に在り、而して城島の守兵は已に柳河に退却せり。吉右衛門乃ち輕兵を放ち鍋島の兵を攻撃して二十餘人を殪し、亦退却して城に入る。既にして如水の來て水田に屯するを聞き又出て之に備ふ。

是日午後小野鎮幸も亦三千餘人を率ゐ江上村に出で輕兵を放ち戦を試むと雖も、鍋島の兵應ぜず日暮竟に退却す。

廿日鎮幸の部下某命を矯め前隊の士を激し突進せしむ。鍋島の兵之を八院江上村の西端に邀へて撃退し、遂に大に追撃す。鎮幸及立花統次來り援け、鍋島の兵を卻く。直茂乃ち茂里等諸隊を促し進戦せしめ、鎮幸殆んど危し。吉右衛門之を聞き水田を棄て江上村の北端に來り援け、纔に兵を收め還る。此戦死傷城兵三百餘、鍋島の兵二百餘人。夜宗茂自ら諸隊を率ゐて敵營を襲はんとす。將

野玄嘉等諫めて之を止む。直茂父子は直に捷を家康に報し獲る所の首級を送る。

廿一日宗茂十時但馬等を出し蒲池を守らしむ。鍋島の兵戦を挑む立花の兵應戦し數人を斬獲す。

廿五日清正麾下の兵千二三百を率ゐて瀬高に至り、如水直茂等と議し、宗茂の質を收め宗茂をして島津を伐つの先鋒たらしめんとし、以て告ぐ。宗茂之を諾し兵を率ゐて城を出づ。清正其士加藤美作をして柳河城を守らしめ、如水書を家康に遣り之を報告し直茂父子は佐賀に還る。

曩に大阪に在て宗茂の命を受けたる親次は本多正信父子に依り降を家康に請ひ、許可を得て十月二十日柳河に還る。宗茂之を賞し廿七日再び之を東上せしめ江上村の戦已むを得ざるに出で敢て敵意に非ざるを陳告せしむ。

十一月如水清正直茂宗茂等肥後に相會し、島津を伐たひとす。既にして家康及直政忠勝書を如水に遣り十月廿五日の報告に答へ時季嚴寒に向ふを以て姑く討薩の兵を認め各其邑に歸るべしと云ふ。

十八日家康書を如水、清正、直茂に遣り柳河久留米其他の諸城を收め守衛を置き、之を報告すべきを命ず。

其後宗茂は熊本に寄寓す。清正善く之を遇し新に邸第を高瀬に造り此に居らしめ、供給甚だ厚し。

其詳細な記事は關ヶ原軍記八院軍記に見え、太宰管内志や筑後將士軍談等にも之を引用してゐるけれどもいづれも信を措き難いから、今小野家(和泉の裔)に傳はれる江上鎗の次第と稱する

覺書を記すことにする。

於肥後國高瀬小野立花吉右衛門十時源兵衛三人江上表繪之次第於御前申上候覺。

和泉申分

十月十九日の申の刻に江上に罷出、敵の様子具に見届候、勢は一萬少餘と相見え候、安東五郎右衛門千手六之允兩人暮れざる先に一せり合可仕由申候而、足輕を出し候得ども、敵出合不申候、五郎右衛門は敵の備より一町の内迄相働鐵砲四五挺放させ候得共、敵殊の外さわぎ候を見て、押懸候得ども、堀有之候故、力なく控へ申候、左様に仕候内に日暮れ候間、私方より人をもつて引取申べきよし申遣候故、引取申候、其夜六之允申候は存たるより、敵の勢殊の外大勢のよし申候、立花右衛門大夫新田平右衛門兩人申候は、道雪公御代より已來、肥前衆との取合に敵の大勢なる事今にはじめざることなり、筑前にては、洞野原、筑後にては、下妻、瀬島、高良山、其外所々の小せり合に、味方の勢に十倍せぬ事は無之候得共、八幡も、照覽一度もふかくを取たる事なし、今度とても嘸あらんと申、私申候は大村全長加藤主計頭殿へ御使者に被遣候之由相聞へ候、此一左右次第又は關東の首尾次第明日にも一戦を遂げ候はゞ、よも仕損ぜじと雜談申候、其座に居申候ものども、何も其通りに存はまじ候、然處に翌廿日の日出に、夥敷鐵砲の音聞え候と、一度に打廻りに差出候者ども走り歸り、只今安東五郎右衛門石松安兵衛千手六之允三人鎗を合せ候由申候間、則備押出し候得ば、敵二三千備をみだし崩候様に見え申候、是は安兵衛五郎右衛門二手にて追崩たる由に而候、其朝は霧深く、敵味方のありさま分明に見え不申候、其上四町斗り隔て候故、猶以て見へ不申候、とかく先手を討せ候而は、無是非と存押懸候處、五郎右衛門組杵掛藤左衛門安兵衛與力小申藤五郎右衛門

深手負候得共、押なから分捕一つ宛仕、安兵衛五郎右衛門兩人共に討死仕候由に而安兵衛五郎右衛門二人の首を差上持來り候。鎗の様子はと尋候得ば、六之函引被申候故、崩たる敵立直し兩人は討死之由右之通行々承り候。敵三千斗相懸候處、私備より左之三丁斗先立て立花三太夫鎗を合はせ敵の備切崩し申候由後に知れ申候。私手も鎗を合候故脇之義知れ不申候。安兵衛五郎右衛門討死のとき敵脇にまわり候と見へ申候而、右之方より横矢多射かけ申候。是に而味方大勢損じ申候。鎗合候と一度に跡備立花右衛門大夫も押出敵四備立足もなく追崩候。立花三太夫討死仕候故敵是に色を直し取て返し候。私手のものどもは初の横矢に大勢損じ申候。其時は働兼候。其上私も手負申候故、下知罷成ず雜儀之所、右衛門大夫親子横鎗に懸り敵を三丁程追崩し被申候。矢島左助事も跡備にて右衛門大夫と一所に罷在候得共、後れ候や、又は如何存候や、控居申候。新田平右衛門も左介と一所に居申候が、右衛門大夫の手のものども敵に跡を取切るゝを見て平右衛門ひらにかゝり候へと申候へども、左介若氣無功者ゆへ懸り不申候。私手のもの共あるひは討れ或は手負候て僅十四五人に罷成候得ば、鎗搦を引ざる事にて右衛門大夫を見つき候事不罷成。右衛門大夫親子を討せ申候。此時左介懸り候へば、鎗は味方の勝利に罷成る筈に而御座候。其故は十二備の敵勢を九備まで打崩候。右衛門大夫跡に味方の勢五六人相つゞき候はゞ、残る敵の三備は何より安く追崩し可申候。新田平右衛門も左介を制し兼て一人かけ來り私備より二十間計先にて矢に中り死申候。是を見て敵三人平右衛門の首を目懸けて寄せ候と、平右衛門家來實藤甚兵衛と申もの鎗を以て三人の敵一人突伏、なんなく平右衛門死骸取り申候。私儀も今は早や討死と存まかり在候處、敵大勢取かけ候を私與力丹波左馬帆足日向中野大膳大庭太郎右衛門此四人真先に鎗を合せ

無比類働を致し候、然共敵大勢故少はひるみ居申候處、何と仕候やらん敵思の外崩れ立候故私儀も不思議の命を持瀧池迄引取申候、此年まで六十七ヶ所の疵を蒙り今度は乳の下を二つ玉にて打ぬかれ、すねをも打ぬかれ候へばよも助からじと存候處、清正よりよき外科御付被下候故、此分本復仕候其後安東五郎右衛門石松安兵衛はいか様の儀にて何れに沙汰なく懸り候哉と吟味仕候得ば、私興力松隈小源太十九日の夜何も寄合敵の批判仕たるを物越に承りさては敵は何より安く打破る事ぞと思ひ、偽て私使に罷成五郎右衛門安兵衛六之西方へ参り先手にありながら何故油断して不被懸候哉、懸り難くば跡備にかわられ候へと申候故、彼もの共腹を立無二無三に懸り、右之通に御座候さらば松隈のれ討死をも仕れがし安穩にのがれ于今罷在候事言語同断の次第に御座候、よさめに敵崩れたるは立花吉右衛門かけ付けたる故に御座候、其時被遣候左介を召かれ立花兵庫堀七郎兵衛など様に若きものながら場をふみたるものを派遣候は、鎗には何より安く勝申べし、左介事は御用と申後には罷歸り候と申上候。

殿様御機嫌能、松隈が事大に御笑被遊候、和泉も松隈事其分にてかまひなく肥後に召置候。

#### 吉右衛門分

十九日の朝榎木村臨にて足輕せり合仕候に、少も子細なく敵を追崩難兵二十七人討取申候、其後依御意水田に如水のをさへに罷向ひ候、私一手三ヶ一は城番に留置候、いつもより無勢にては御座候得ども黒田殿家中衆にも高麗已來其手振は見馴候間、大勢成共鎗には勝可申と存居候、私陣場へ小野和泉方より見へかくれに足輕二三人付置申候、是は私手の義無心元存候而付置候たと存、私も自然之事とも存、被官二人江上へ遣候て和泉手之義見せ置候、敵より取かけざるには

此方よりむざと仕懸間敷由、兼々被仰付候故、其分に向せり合も不仕候、翌二十日江上に付置候被官走來、鎗合有之候而安東五郎右衛門石松安兵衛討死そよに相見へ候由申候間、急に江上に參候得ば鉄砲之音夥敷聞へ候間、其儘にて押出候、私一手日來より無勢なる上道をいそぎ候故、漸四五十計にて江上村北はづれより押し出し候へば、味方はもはや見へかくれに罷成、敵大勢しくろにて押懸候、私與力阿部彌吉、寒田忠右衛門一番に鎗を合せし、ばしためらひ候間、私手のもの共跡より五人六人宛追々に來候を、敵見懸候而崩るゝを五丁程追討仕候、依て此方備みだれ候間、早々勢をしづめ引取申候、私手のものども道をいそぎ、草臥不申候は、鍋島殿旗本まで追崩可申候に、さのみ手ごたへ可仕敷にては、無御座候、右之通にて御座候間、私手へは手負討死僅十四五人御座候、敵は四十人討死申候、今少時早く懸付候は、何より安く味方の勝利に可罷成鎗にて御座候と申上る。

## 源兵衛申分

江上へ罷出戦の様子見届よと被仰付候間、急ぎ參り候處、もはや和泉儀は深手を負二三十人に、て控申候、私參りたるを見て和泉自分の勢皆私に相添、其身は僅五六人にて、藩池に引取申候、前後不覺の手を負候得共、ケ様の所に氣を付け候事、驚入申候、さて鎗場へ押し候へば、立花吉右衛門分捕數多仕候而、四五十人に而引來り候、私吉右衛門に申候は、引返し一鎗仕間敷やと申候へば、吉右衛門の申候は、水田より急ぎ來候故、弓鉄砲の者續さ不申候、其方も弓鉄砲無之候もはや、敵は堀をへたて、相備飛道具を透間もなく構へたり、此方に弓鉄砲なくては、かゝりて鎗を入がたしと被申候間、尤に存引取り申候。

右覺書は天野源右衛門宗茂の御前に候して、小野立花十時の三臣申上候を聞て書付けりといふ。

以上の記事で同役の大要は悉くしてゐるやうである。

### 三、江上役に關する文書

此戦役に關する古文書としては戦前ではあるが、清正宗茂の間に往復せる二通のものは、此役の原因たる鍋島對立花の關係を知るに興味あるものである。これは淺川聞書に採録したもので日本戦史關ヶ役文書の中に收められてゐる。また戦役二日宗茂の重臣小野和泉立花三左衛門に與へた書狀の如きは此戦役にも多少觸るゝ處のもので、宗茂の關東に對する心持が窺はれる。又宗茂の同役に對して諸臣に與へた感狀や清正如水等の禁制の如きも當時を偲ぶ上から面白いものと思ふ。茲處に其二三を採録する。

今度上方御出勢無御恙御歸陣目出度候、貴様御事高處以來預御芳志候儀、少も失念不仕候今度之御出勢本より逆徒一味にては無之、只若君様御意と申秀元之催促に付而之儀に候間、難默止思召御上洛尤に候、大津へ被相働京極下城之儀是亦御出勢之上は尤左様に可被成事に候、大阪と關東御和談大方相調候段今日飛脚到來仕候、此上は貴様御事も關東に異議可被思召所に無御座候、信濃守儀も上方へ出勢仕候所に逆徒敗軍に付肥前へ罷下候儀、又關東へ參陣も誰を頼み可申様も無之、本願寺を頼關東御味方候得ば其通りに相叶候に付先達申越候、貴様御歸陣城前より加賀守儀統後表え勢を出し申之由及承候、黒田如水も大友一揆討果し候而無事故豊後國中靜謐申候付、其表え急度出勢可仕候間、我等へも其旨相心得早々出陣可仕候由申越候、定而加賀守へも其段可

申談と存候、加賀守其表へ罷出候共爲左儀も有御座間敷候、拙者儀は宇土表之儀取給候に付其表へ罷出候儀急に成申間敷と申遣候拙者事は其元へ向ひ候共弓矢八幡も照覽あれ、合戦仕覺悟に無御座候、此節之儀に候間關東へ御無事之取扱ひ心の及丈ヶ可仕候、則關東へ飛脚を以而貴様御事逆徒に少も御一味無之に若君様御意をかり申遣候催促に任せ御上洛有之、大津を被敗候儀は、出陣之上とかく不及是非被相働たるにて候、是非京極と扱と被成候上は關東に至ても御別心可有之所は無御座候、貴様御事數年御入魂に申承り御心底存分たる儀に候間、我等手前より申談候は、柳川表之取扱之儀被仰付様にと申越候間、京極方も和談之子細造成儀可被仰越候、黒田、鍋島、杯御領内へ相働候共御かまひなく可被召置候、如水事は尤左様可有儀に候、加賀守儀身之科之通れ道なき故其表へ出陣之望近頃以て比興に存候、不及申候得共今度之儀に就ては拙者存命にさへ有之候は、身上を抛ち随分取持可申候間、少も聊示成御分別等御無用に可被成候、右之趣爲可申述如斯御座候、恐惶謹言、(前正より宗茂への書狀、月日を脱す) 淺川聞書

御事多所思召寄預細書忝存候、久敷き御なしみ、逆思召不被忘御懇意殊以御禮難申述候、左様に被仰聞候段は少しも御虚言可有之儀と不存候、然共我等は只今出來之珍事と不存候、爰而か様に有御座へく存候、秀元えも心之及丈け諫言申候、時宜を以て御聞可被成候、如仰大阪關東御別儀無御座候上は、今更拙方少しも別心無御座候、段御紙面之通に候、近日自是以使者委細可申述候、心事難成細書候間、早々如此御座候、恐惶謹言、(宗茂より前正に) 淺川聞書

猶以今少之事候間難申候へ共可被相抱候、江浦へも敵行無之候は、心付も候様に申遣候、江浦可被申談候、如水も酒見表へ被罷越候間、三川明日遣候諸口如此候間、今少之事候追て可申候以



上。

書狀令披見候尤も之儀候此節之儀一稜之忠節誠以失念有かたき事候はしりたつ程に候へ共諸事不任所存候乍去今明之間に鉄砲衆可差越申候江浦如此候へば其城之儀相抱候はて不叶事候併御前も事され候へば不入事候半左明白邊罷着べき由又申來候間今少之事候今日加主計よりも使者出候へと被申越候間三川入出申候加主久末に居陣にて候爰元ふかふかと取入候間其元へは行有かたき存候併先年之事候間氣遣中々不及申候恐惶謹言。

十月二十二日

左 近花押

立三左衛門尉殿

猶々とかく上方相澄候間今少之事候此節之儀一稜之忠節我等生中難失念候江浦如此候へば其城之儀今少之事堅固之覺悟尤候通路きり候ほとこの事有まじく候たとひきり候共舟にて成共可申談候江浦諸事可被申談候以上。

態申候其元之儀一段氣遣に存候併半左も頓而下向之由追々申來候今日自加主計も使差出候へとの事候間三川入差出申候主計久末に居陣爰元肝要に仕候間其方は手當計たるべき様に存候毎事江浦可被申談候千萬人數付も遣度候へ共今明日は手前に候間善惡人數も差籠可申候恐々謹言。

十月二十二日

花 押

立三左衛門尉殿

猶々此節は別而氣遣候つるに其方一人之大儀粉骨にて候以上。

先刻以飛脚申候定可爲參著候、丹半左衛門今日水田迄罷著候、夜明かたか明朝早々此地可罷著候、身上案堵之御朱印持參候、無殘所相澄申候、主膳手前も同前にて候、主膳へも先刻以狀申候つ若し參著無之事も可有之候、問此狀を以可被申届候、恐々謹言。

十月二十二日

左 近花押

立三左衛門尉殿

今度宗靈院上洛に付而銀子入目之儀家中調も成かね申旨申候、處借銀候、銀子拾貫目儘請取申候、來秋返納之儀少も不可有如在候、假國替等被成我等手前不事成候は、爲惣家中も無相違返納可申候、恐々謹言。

十月二十五日

左 近親成花押

小野和泉守殿

尚々何ケ度申候而も今度之儀別而粉骨候。

愛元之儀江戸母上洛之儀に付而口能之儀共候つれ共、只今無別儀相調一着候而、明日母上洛に相定候、不可有氣遣候、陣引取候までは其元も萬無油斷可被申付候、やがて薩摩立之由候、問其用意尤候、萬々重て可申候、主膳へ此狀可被相届候、恐々謹言。

十月二十六日

左 近花押

立三左衛門尉殿

以上は八院戦役二日宗茂の共家臣立花三左衛門に遣はしたもので、一面には江浦の城を守れる高橋直次と共に防備を嚴にすべきを命じ、一面には丹半左衛門の下向によつて家康から身

上案堵の朱印を得たことを報じたものである。三左衛門は本姓米多比氏、鎮久と稱した人で、小野和泉、薦野三河等と共に柳河の重臣の一人である。猶左近親成とあるは宗茂の當時の名である。又宗雲院とあるは宗茂の實母齋藤氏で、江上の役には宗茂の許に長大學弟義三を使として勝負には御構ひ被成間敷候人の家ぞ續かれたり、御名字に塵を御つけ不被成儀第一に被思召候様にと申送られた人である。淺川聞書從て宗雲院の上洛は家康の如水に與へた文書(日本戰史、譜牒餘録所載)の所謂柳川質物として立花家連續の爲め進んで其衝に當られたこと、思はれる。

次に江上役に關する感狀の二三を擧ぐると次のやうながある。

今度於江上表一戰之刻、依被勳粉骨二ヶ所被疵候、忠儀誠無比類候、殊其方與力被官中間數十人或手負或戰死之衆、着到銘々令披見感入候、必取靜至和泉守一稜可賀申候、恐々謹言。

十二月二日

尙

政花押

小野和泉守殿(小野文書)

今度於江上表一戰之刻、被勳粉骨其方與力被官中間或被疵、或戰死之衆、着到銘々令披見感入候、必至其方一稜可賀之候、恐々謹言。

十二月二日

尙

政花押

十時攝津守殿

今度於江上表一戰之刻、其方被疵、別粉骨之儀無比類候、殊被官中間或被疵、或戰死之衆、着到加披見候、必取靜一稜可賀之候、恐々謹言。

十二月二日

尙

政花押

齋藤左馬助殿(家系)

今度江上表一戦之刻依勳粉骨ニケ所被疵候忠儀無比類候其方與力被官中間數十人或被疵或分捕高名戦死之衆銘々着到加披見感入候必取鎮至吉右衛門尉追而可賀之申候恐々謹言

十二月二日

尚 政

立花吉右衛門殿

此最後の文書は武家高名記關ヶ原軍記によるものとして筑後將士軍談に採録されたものである併し是は小野和泉の威状と混同したものゝやうである吉右衛門が二ヶ所まで負傷したといふことが間違つてゐる軍記類にのせられた文書にはこんな誤は寡くはない。

次に當戰役に於ける黒田加藤鍋島の禁制文を記することにする(筑後將士軍談による)

禁制 下 廣 河 庄

一當手軍勢甲乙人亂妨狼藉之事

一放火人之事

一山林竹木伐採之事

右於違反之輩者忽可處殿科者也

慶長五年十月十八日

如 水 花押

禁制 三 瀨 郡

一當手軍勢甲乙人亂妨狼藉之事付放火事

一伐採山林之竹木事並田島立毛蒨取事

一 對地下人百姓等非分之儀申懸事

右條々若違犯輩於在之者速可處嚴科者也

慶長五年十月十八日

清 正花押

禁制 夜 明 庄

右諸軍勢亂妨狼藉之事堅加制止舉此旨於違背之族者可處嚴科仍下知如件

慶長五年十月十四日

信 濃 守 花押  
加 賀 守 花押

#### 四、八院戦役遺跡

八院戦争の遺跡としては今も残草断碑が田畦の間に残存して當時の佛を偲ばしむるもの一  
二はあるが又耕地整理のため其影すら失へるものもないではない現在其墓石若くは戦歿の地  
として残れるものは、

1 大溝村大字横溝字深野圃通庭跡に残れる立花右衛門大夫父子の五輪塔二基

2 木室村大字中八院の南方にある立花三大夫の戦歿地に建てられた弔祭地蔵一軀

のみである。

一、横溝村の五輪塔

大溝村役場を去る西南十町餘の處田圃の間に約三四反程の荒地がある。老松二三及榎木柳等の  
木立の下に二基の五輪塔がある。一は高五尺五寸幅一尺三寸圓の徑一尺一寸で一はやゝ小く高  
三尺二寸幅一尺四寸圓の徑九寸餘である。大きな墓の圓の表に湛の字が見え、横に水の字が刻ま

れ、其他は磨滅して分明でない、小さいものには圓の表に清の字が幽かに讀まれる、後年臺石を築いて墓地を高めてゐる、之こそ地方では立花さんの墓と云つてゐるが、八院役に戦死した柳河の藩士立花右衛門大夫父子の墓である、又傍に三尺程の墓石があるが、其刻まれた文字はよく見えな、又附近に四個の墓石があつて、其一には歸真釋了圓不退の字が見える、其あたりの藪中に一の圓塔があつて、前庵主自悅首坐、寛永七年六月十一日の字が刻せられてゐる、猶茲處には五輪塔の斷片と思はれる石塊が轉がつてゐる、思ふに同處は圓通庵の跡とあるから庵は廢寺となつて滅びたけれども、之等は同寺の僧侶の墓と思はれる。

筑後將士軍談に小川筆記に據つて横溝村碑として次のやうな記事がある。

深野名圓通庵の廢址に一墳墓がある、立花右衛門大夫鎮實同次男立花善次郎親雄戦死の墓なりといふ、五輪の塔婆を立つ、銘一基は爲妻不明仙宗□不明居士一基は笑爲達宗岡居并に傍に奉建立石塔一基慶長五年十月二十日とあり、鎮實の嫡子を兵庫統實といふ、家祿千石、今に毎歲十月二十日柳府の家士立花衛守氏此墳墓に詣すといふと記してゐる、今其文字風雨に蝕して讀めな

す。

## 二、中八院村の墳墓

木室村八院小學校を去る南方約十四五町の處に田圃の間に濠を廻らした一廓の墓地があつて、其廣さは一坪半位で中央に弔祭地藏尊と刻する臺石の上に地藏を安置し、其臺石に地藏建立の由來を記してゐる、文字難ろにして讀み難いが、要は慶長庚子の十月鍋島立花の兵激戦の地で立花三大夫戦死の地たるを記し、其魂魄を弔せんが爲五十年の後地藏を立つるとしてある、終り

に寛保三歲合癸亥六月二十有四日施主田中藤藏同宗右衛門同源之丞の數字が見え、像の高さ三尺臺石三尺三寸である。

最近に至り三大夫の裔立花政樹氏其周囲の玉垣を寄附し、大正七年には石燈籠一基を立て、ある。

吊祭地藏菩薩石像銘并序

夫此地也者昔日慶長五年庚子十月廿日龍造寺直茂與立花宗茂有大軍也就中柳川設膝立花三太夫膽力勝人所向無敵挑戰而沒屍於巨港齊爲枯骨乃斯其古戰場也然以來吊祭不至幽魂無依鬼哭往々天陰則聞或作蝗螟傷苗稼或起蠹蝨惱人畜爲祟爲妖也殆百五十年于此也學以地藏菩薩者從過去遠劫度六道衆生殊受釋迦如來附屬代末代衆生苦悉使解脫故經曰若人聞此菩薩名字稱名彩畫形像或土石作此菩薩一瞻一體者永不墮惡道矣田父村老慘之相讓曰幽魂爲妖孽經歲猶遊焉願造立佛像布奠設祭吊戰亡之苦則妖孽自熄哉乎而未能襄其事遺憾之久矣於時田中氏三家欲嗣耆老之志而相謀光福潭翁廣慕信心男女喜捨創立地藏菩薩石像因名曰吊祭地藏仰冀依此勳力戰亡幽魂速出冥界疾到彼岸次祈國土昇平無諸災難穀稼成熟黎民康寧功成竣焉潭翁請予銘其銘曰

偉哉心地藏 應願涌靈光

開作燈明食 幽顯永享祥

寛保三歲合癸亥六月二十有四日

願主 田 中 藤 藏

同 宗右衛門

同 源之丞

化主 光福禪寺現住默源

德光老衲禪悅宗交欽誌焉

立花參太夫源統次法名

忠岳院殿花室宗心大居士慶長五年十月廿日筑後州爲江上爲君戰死矣誠哉金石肝腸鼓勇  
爭先精銳所競劍槩如林公始一死生何爲怖畏舞偃月刀而前大呼奮擊其勇猛破數陣人皆至  
今重其忠節吁若人者殆可以爲後代武臣之儀鑑也于時文政十三庚寅七月日其婦人觀水院  
殿應月妙閑大姉兩靈牌位同州山門縣安置榎岳山福殿寺仍而綴一偈以追悼者也

堂々志氣衝雲端 汗馬功高江上千

好月松風長夜靜 柳川萬古使人寒

昭鑑

福殿現住 富峰拜稿

筑後將土軍談に中八院古墳として次のやうに見えてゐる。

龍の坪といふ處にあり、慶長五年の陣所といふ寛保三年石地藏を建立して墓碑に代ゆ此邊の  
池中より武器の類々出づる事ありと、寛延記に見えたり、筑後地鑑にいふ慶長五年十月二十日  
中八院村東田間に於て鍋島立花兩雄決戦肥兵敗れて二の橋の大堀に没入するもの數百人、橋邊  
に一大穴を掘つて其骸骨を納め土を築て塚をなす、土俗呼んで亡靈塚といふ、毎歲里民木塔婆を  
立て之を奠し、或は僧を講して施餓鬼をなす、否らずんば蟻ありて五穀を害すといふ。



筑後將士軍談には小川筆記により横溝村古墳として白垣村の境に石地藏あり。是は慶長の役立花三大夫の骸骨を收めし墳墓にして今も其子孫柳藩の老職立花某より盆中には必弔祭ありといふと記してゐるが之は中八院の石藏を誤り傳へたものと思はるゝ。白垣村にはそれと思はるゝものなきは言ふまでもなく、現に三太夫の子孫の弔祭される處は中八院の石藏であつて、今も同地方に其戦死忌日の前日には一夜相集つて其靈を弔ふさうである。

### 三、五反田の墳墓

横溝村大字五反田に同戦役に討死した十時新五郎の墓があつた。また幸丸内藏助の墓も此邊にあつたやうである。これも其上に石地藏が立てられてゐた。維新前までは同家の子孫盆祭には燈籠を點して弔祭を怠らなかつた。其掃除の如きも維新頃には嘉助といへる地方民に依頼してゐたよしである。

此墓は大正の初年に五反田村の境和三郎が賣收した拂下げ地内にあつた爲に、昭和二年に至り大溝村前幸田清淨院に其遺骨や石地藏を移し、此あたりは一面畑となつてゐる。

筑後將士軍談に江上村古塚として往還の傍に里俗經塚といふものがあるが、或は八院合戦の遺骨を埋葬せる塚であらうとあるも、今はそれらしいものは残つてゐない。

一般に同地方の地勢は至る處堀多く道路もその爲これに遮られて迂曲するもの多く、當時の戦役にも堀の爲に逃れんとして路なくそこに追ひつめられ、こゝに行き詰つて戦歿せし跡歴々として推見せらるゝものがある。兩軍混戦の情思ひやられて懐古の情更に切なるを覺えしめる。

## 五、餘 説

此戦役に於ける柳川方の戦死者は、四ヶ所通久の著になれる戦死者名數に明でありまた宗茂袖判の死傷者の着到被見狀が小野和泉の子孫及其他の家々に所蔵されてゐる。之によるも其激戦のほどが窺はれる。其古戦場たる横溝江上八院一帶の地今は一面田野となつて、以上二ヶ所の遺蹟を留むるのみである。其内中八院の石地藏は保存の法宜しきを得たるも横溝の墳墓に至つては、亂蕪徒に野徑を埋め、動もすると五反田の轍を踏む恐がある。願くは墓は素より環境の堀も敷も將た樹も石も昔の儘に保存して地下に眠れる古勇士の静かな夢を驚かさぬやうにしたいものである。

## 附 記

## 一、傳 説

猶傳説として残れるものに次のやうなのがある。

一、楠 樹 中八院立花三太夫の戦死地に建立された石の地藏の北方に一本の楠がある。これは肥前勢が此樹上から三太夫を狙撃したといひ傳へられてゐる。尤も只今の樹は當時のものではなく孫楠だといふ。

一、亡靈塚 木室村大字中八院宇次郎丸に小さな塚一二ヶ所及同所大字五ヶ川に一ヶ所ありて里人亡靈塚といつてゐる。恐らく當時の戦死者を葬れる處であらう。

一、肥前軍の陣所址 木室村大字本木室宇陣の内に鶴島軍の陣所址があつたといふ。二三年前此

地は田島に變換された。

## 二、戰歿者の略歴

### (1) 立花鎮實父子、

本姓は戸次氏、丹後守親貞の五男親延の孫で通稱孫太郎右衛門大夫後但馬入道了均といふ、戸次鑑連立花を稱するに及び、永祿十一年正月十八日立花氏を冒すを許さる。また大友宗麟の偏諱を賜はり鎮實と稱す秀吉九州下向の時人質として長州下關に至る高島居役には其與力松尾七郎及家臣疵を被り、宗茂より威狀を與へらる。宗茂柳河に封ぜられし時は命によつて今古賀村出城に住し、其後屢各處に従軍して戰功多し、慶長五年十月二十日江上の役に戰死せり、知行高千石。

同親雄 善次郎と稱し鎮實の二男なり父と共に江上役に戰死す、年十七。

### (2) 立花統次

本姓戸次氏父は次郎兵衛統春といふ、幼名角兵衛、孫五郎、加助と稱し後三太夫と改む實は森下備中の二男なり、大友義統の偏諱を賜はり統次と稱す、父は故あつて切腹せるか、其期に先ち小野和泉に命じて瀧池の宅に居らしめらる。切腹後命によつて和泉と同道登城し父の遺跡を相續せしめらる。朝鮮陣に従軍し文祿五年倭千石を賜はり、大津攻撃に従つて母袋組十一人の内に加へられ、慶長五年十月江上表で戰死せり、其戰死の狀況を松蔭公御軍功實錄に、此日霧は深く尺寸を見分けがたく闇夜の如き朝にて立花三太夫大勇猛を奮ひ大勢の敵を切崩し堀を飛越むと馬に鞭を打て飛ばせしに馬も勞れけるにや、飛越ゆることを得ず向の堀岸を踏欠て堀

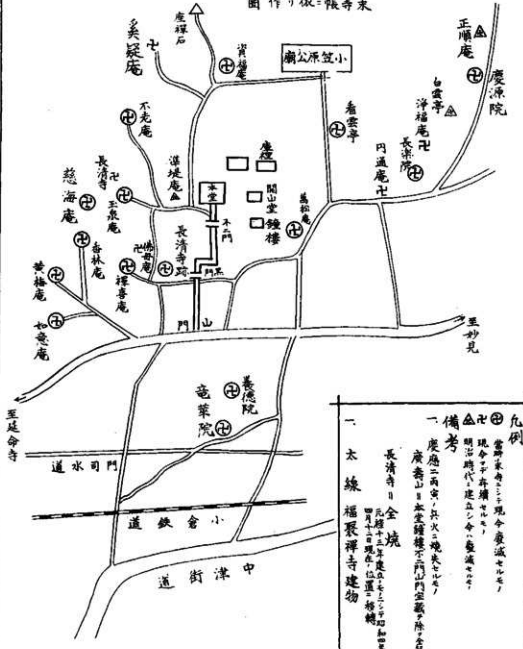
の中に落れば敵共群り来て遂に三太夫を討取ける」と記せり。(昭和五年二月稿)

ルヶ於ニ逆附立足

# 廣壽山聚禪寺末寺分佈圖

(月十年二政寛)代時尚和勝大長管榮黃

圖作、依=帳寺末



一 凡例

△ 當所末寺ニシテ現今廢滅セル者  
 ⊕ 現今寺并蹟セル者  
 ⊙ 明治時代ニ建立シテ今ハ廢滅セル者

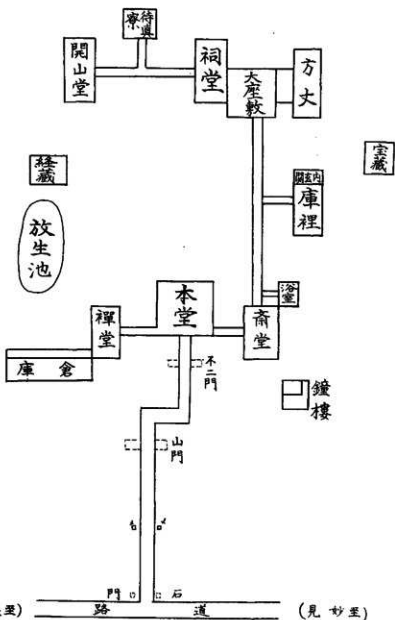
備考

一 慶應二丙寅、兵火ニ燒失セル者、  
 廣壽山ニ本堂鐘樓不三門山門空藏ヲ除キ并  
 長清寺ニ全燒

凡經十三年建立セル寺ヲ知知如  
 四月十日現在、位置ニ移轉

太線 福聚禪寺建物

廣壽山福聚禪寺伽藍配置圖



(堂本) 堂迦釋寺聚福山壽廣



石禪坐非即寺聚福山壽廣



## 小倉市廣壽山福聚寺

調査委員 末岡作太郎

### 一、位 置

小倉市大字足原字廣村にあり、後方東南は足立山を負ひ西北は小倉市街を見下し、遙かに海洋に面す。小倉驛を距る東南約廿八町許にある禪宗黃檗派の古刹にして山城宇治萬福寺の末寺なり。

### 二、起 原

#### (一) 小笠原家と支那僧

本寺は支那僧即非によりて創らめれしが小笠原氏と支那僧とは奇しき因縁あり、建武二年小笠原信濃守貞宗、信州伊那郡伊賀良莊に開善寺を建立し、延元元年清拙和尚(大鑑禪師)を請して開祖となす。時に貞宗誓て曰く「我子孫たるもの、禪師の法系を承がずんば我子孫にあらず、家緒を嗣ぐべからず」と、以後開善寺は小笠原氏の菩提寺として其の轉封と共に松本、古河、明石等に移され、寛永九年小笠原忠真、小倉に入部するや寺は小倉馬借町に建立せられて以て今日に及ぶ。此の寺創立の精神は脈々として小笠原氏の血液に流れ、適々忠真の僧即非と因縁相叶ふに至りし遠因にあらざるなきか。



小笠の光忠眞傳は其の消息を記して曰く

公の即非和尚を留めて廣壽山福聚寺を開創せんと欲するや豫め閑老久世大和守廣之に頼み幕府に請ふ和州之を同列に謀る稻葉美濃守正則曰く右近將監は深く神佛を崇敬の人なり且つ其祖先信濃守貞守も唐僧清拙禪師に歸依し開善寺を建てける例ありとて幕議直ちに決して之を允されたり

と以て福聚寺創立の遠因となすべきか。

(二) 小笠原忠眞と支那僧

明暦元年八月僧隱元を開善寺に遷す萬治三年十月には僧木庵の隱元を慕ひて攝州富田に向ふを開善寺に迎へ訪ふ。

寛文六年忠眞の江戸より小倉に歸城するに際し途中裾を黃葉山に任せ隱元木庵兩和尚に面晤したるを見ても其の歸依の篤かりしを知る。

寛文三年八月十四日僧即非開善寺に入る十五日藩主忠眞出でて接待す時に即非問ふて曰く靈山話頭居士還記得麼と忠眞は只莞爾として微笑するのみ禪師更に問ふて曰く一念圓明無古今と忠眞答へて曰く秋夜長江雲自淨滿天明月印波心と禪師且喜居士不忘付囑と勵まし忠眞は禮拜して退き恭敬供養す禪師又忠眞の呈偈に和して曰く

靈山舊面目非古亦非今秋半一輪月全彰古佛心。

而して即非は十六日小倉を發し宇治に向ふ。

寛文四年九月八日即非は大阪を發し十八日の晩下關港着忠眞は月叟法雲等をして翌朝禪

師を迎へしめ小倉の金粟園に入る忠真は即非に歸依すること深く鍋を小倉に留めんことを請ふこと頻り而かも即非は郷國への歸心矢の如く容易に肯んぜざりき而して忠真の懇望益々熱烈を加へ終に禪師の巖の如き堅き心を動かし藩主の至誠信仰に感じ夙縁あるを思ひ之を許すに至れり。

臘月二日禪師を城中に請じ閉法供養し畢て湧金樓に遊ふ時に二尺の鹿樓園に来る乃ち偈をなし賀して曰く

舉首青天外 方知日國尊 千山宗太岳 萬派出高源

鹿爲迎祥至 烏因聽法屯 王城如舍衛 別是一乾坤

以て忠真と支那僧との關係密なるを窺ふべく殊に即非との交渉篤しと云ふべし壽山創建の機縁爰に胚胎し來る所以ありと云ふべし。

即非和尚の始めて長崎に渡來せしは明曆三年二月十六日にして寛文八年壽山を退き長崎に入り崇福寺に住す寶文十一年五月二十日五十六歳を以て逝く實に東渡以來十四年なり。

### (三) 忠真の崇佛

藩主忠真の敬神崇佛の點深かりしことは父祖以來の傳統にして其の寺院建立のみを見るも移轉八開善寺法性寺大隆寺宗玄寺峯高寺安樂寺本立寺妙行寺建立十一の多きを加ふ從て寺院への寄附等も少からざりしを知るべし而して禪に徹すること最も深し。

小笠の光寛文七年七月病に罹られ荏苒癒えず公夙に快復の期なきを知り十月朔日に

至り、近侍の士を即非和尚の許に遣し問はしめて曰く、忠貞病に處すること殆んど七十日、惟々苦惱の相を空ふするのみならず、亦安間の想を作さず、嚮に深く啓發を蒙りしに、匪らずば焉んぞ能く此に臻らむ、設し風燭の時に臨むとも、當さに自らは是の如くなるべし、知らず向上に別に工夫ありや否やと、乃ち和尚は爲めに證明を加へ、益々徑要を示したりと。

壽山建立の起因又崇佛の至心に發することを知る。

### 三、廣壽山福聚寺の創建

#### 〔寺院由來記〕

廣壽山福聚寺は忠貞公の創建也、寛文四年甲辰、即非和尚、城州、黄檗山、萬福寺より、肥州長崎へ回復として、九月十九日、長州赤間ヶ關より、豊州小倉に渡海あり、忠貞公兼ねて、約し給ふに、因て即非を城東の芳樹亭に止め置き給ひ、屢々禪宗の法要を聞き給ふ、于時公法號を即非に需め給ひ、徳叟紹助大居士と云ふを得給ふ……同年十二月二日、公御城に即非を招き給ひ、兼日仰ありし一寺建立の作事を初め給ふべきに、因て其山寺號を極めらるべしと有りし故、即非廣壽山福聚寺と號せり、同月公規矩郡足立山の麓不老庵の舊主に就て、寺建立の作事を初め給ひ、翌年乙巳三月に至て、其工略整ふを以て、同月十五日、即非これに入寺有て、乃當寺の開祖と成れり云々、倉府俗話傳、小笠原忠貞公年譜、其他の諸書、何れも略ぼ同じく、寛文四年十二月に工を起し、翌年三月に略ぼ落成したるもの、如し、然れども、其の規模概して大ならざりしは、倉府俗話傳に、此時は誠に小寺なり、忠貞公御代に到り、延寶四年丙辰十一月、寺の地を御易へ改めて、諸堂、方丈、厨

庫、其外彼是御造立之御作事初り同七年巳未十月右の御普請御成就ありとあるにより察することを得。

四月八日佛誕生の日に祝國開堂の式典を擧げ所謂西海の法窟は此に現成するに至れり爾來在住三年、大に法幢を翻し日々に其の山水を樂しみ悠々として詩禪一味の妙境に逍遙し子來の碩徳鉅儒を教化し去れり。

寺の地域は元と富田屋如安が不老庵と云ふを造立したる處なり、如庵は疊前の産にして細川氏の小倉城に治せし頃城東京町に住し唐物を商賣し内福なりしが寛永三年十二月細川忠利足立山の麓に地を賜ひ此に草庵を設けしなり。

慶安元年二月小笠原忠真此地域に東照宮の神殿を營み其の傍に天台宗の妙行寺を創建したりしが寛文四年十二月之を城東の鍛冶町に遷し其の舊址に福聚寺を建立したるなり、「鶉の真似」忠真年譜「廣壽山福聚禪寺本末寺由來」記する所大体同じ。

#### 四、變遷沿革

當寺の創建は寛文五年にあること前述の如し、而して初めの寺塔其の位置宜しからず濕氣多く且つ規模も亦大ならざりしを以て延寶七年小笠原忠雄寺地を改め、大体の寺域は變ぜず只堂宇の位置を改めたるなり、更に規模を大にし寺領も初め三百石なりしを享保元年には百石を加増せり。

天明九年正月朔日夜禪堂より出火ありて寺塔悉く燒失せり、直ちに復活の工事成りしが慶應丙寅八月二日再び兵火にかゝり唯殘るは本堂寶庫のみ、久富昌憲覺書は其の當時の狀況を物

語る。

今昔の文を引きて記述に代へん

〔僧衆退去して誰守る者無く荒蕪之地となりしが明治三年午の秋より當時方丈獨園和尚歸山して庫裏之跡に草庵を營本尊之修繕を市中懇意之面々に乞ふ因て翌四年二月十六日有志之向會合して資金を市中の數戸に乞ひ千圓餘之募資調來し終に夏に至つて今の如く修繕成就す。〕

小笠原氏と當寺との關係は今尙ほ密なりと雖も慶應の變により小笠原氏の小倉城を去りしより寺運の復活昔日の如くなるを得ざるは又止むを得ざる所なるべし。

本寺歴代の住職左の如し

開	祖	即非和尚	寛文十一年五月廿日寂	享年五十七
第二世	法雲和尚	寶永三年九月十日寂	享年六十九	
第三世	愚禪和尚	同 七年二月四日寂	享年七十九	
第四世	天津和尚	同 五年正月二日寂	享年五十九	
第五世	梅州和尚	享保四年二月八日寂	享年六十五	
第六世	月江和尚	寛保元年五月九日寂	享年七十五	
第七世	空極和尚	寛延二年正月十五日寂	享年七十六	
第八世	默巖和尚	寶曆二年十二月二日寂	享年七十五	
第九世	忍仙和尚	明和五年正月七日寂	享年七十八	

五、規 模

○萬丈紫石は大本山の管長に選ばれる。

第十世	心岩和尙	天明六年九月廿二日寂	享年八十五
第十一世	千巖和尙	享和二年十一月廿六寂	
第十二世	穆孫和尙	寛政八年正月二日寂	
第十三世	戒林	文化九年五月晦寂	
第十四世	善參	天保三年正月十九日寂	
第十五世	禪燈	天保四年三月一日寂	
第十六世	天瑞	安政二年十月十七日寂	
第十七世	月桂	弘化三年四月二日寂	
第十八世	魯山	安政三年四月十日寂	
第十九世	仙嶺	安政五年十一月八日寂	
第二十世	萬丈	明治三十五年六月八日寂	
第二十一世	大淳	明治十年六月一日寂	
第二十二世	獨圓	明治二十一年五月二十日寂	
第二十三世	紫石	大正三年十月二十六日寂	
第二十四世	虎巖	大正十一年二月十五日寂	
第二十五世	隆照	現 住	

足立山下に寺域約二千一百坪山内の總面積六千坪許、墓地田地等は此の外にあり。  
(一) 建物

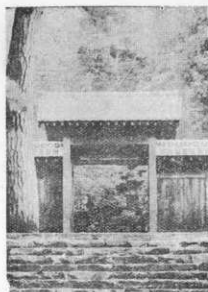
〔豊前國志〕

境内の建物は先第一山門有爰に第一關第二中門廣壽名山福聚禪寺の額有正面に本堂二重御影堂、禪堂、  
食堂、開山堂、經堂、方丈、庫裏、鐘樓等なり。其外寮々十餘ヶ所山内には庵室數字立り。山上には千

疊巖、吐月峰、杯いふ、巖々たる雅地所々にあり、  
春秋の頃數字の庵室に椿樓等多く遊覽の美  
庭ありて良き處也。山中秋の紅葉尤よし。

〔久留昌憲覺書〕

廣壽山福聚寺は唐僧即非和尙の開基にて本  
願主小笠原家小倉領之祖忠真公也



廣壽山福聚寺山門

祖子堂、浴室、大方丈、庫裏、寶庫。

山門、不二門、鐘樓、本堂、  
禪悅堂、選佛堂、輪藏、證堂。

其外諸堂魏々たりしが丙寅八月二日兵火にて燒失し唯殘るは本堂寶庫のみ云々。  
〔倉府俗話傳〕

廣壽山釋迦堂は丸屋吉右衛門元之願を以建立す銀百二十貫目餘にて成就のよし

○以上の諸書記する所により其の盛時の狀況を窺ふに足らんか今其の配置を圖に示さん。

更に現在の建物につき聊か記述せんか。

観音堂 龍下観音といふ、(元と山内第一門の側にありしが今は堂は廢され觀音の石像は東北数町の丸山に遷さる)

第一門 第一關の文字を額に掲ぐ、鶉の真似に廣壽山の第一關と即非の書かれし額に誠に出來のよし、以前長崎の出家是を見て大に稱美したる由、定めて即非和尚も千枚も書替られしならんと云し由云々とあるが是なり。

第二門 所謂不二門にして表面に廣壽名山福聚禪寺の額背面に不二門の額を掲ぐ、前者は即非の書にして後者には名印無し、或は即非ならむかと云ふ。

釋迦堂 即ち本堂にして内陣の構造全く支那式なり、上に海西法窟隱元筆の額下に吉祥寶殿の額を掲ぐ、内には佛前の左柱に降伏一切廣諸天皆稽首、右柱に黃金滿月相三界獨稱尊(第二世法雲書)の聯を掲ぐ、堂の間口七間二尺、奥行六間五尺。

開山堂 即非の木像を安置し即非が使用せしと云ふ笠杖を傍に置く、堂の規模小なり。

鐘樓 鐘は寛文年中の鑄造にかゝり銘文は即非の撰にして筆は法雲なり。

靈屋 小笠原氏の菩提堂なり、前には峰谷胸中新氣宇、滋山凡上別乾坤なる木庵の額あり、内陣には壇上に福聚寺殿(忠真)及圓照院の木像を安置せり、木庵、隱元等黃檗關係者の筆蹟あり。

庫裏 最近に改築し面目を一新せり、靈屋と相通じ其の後は庭園なり。

## (二) 域内の末寺

長清寺 元祿十三年創建、法雲禪師退休の處とす、現存の長清寺は山内にあれども末寺關



係なし。

萬松庵 寛文五年法雲禪師創建。

淨福庵 寛文七年石水和尙建立、延寶六年春改築、唐僧柏嵩禪師を開基とす。

長樂庵 延寶八年僧本宗創建、唐僧千吳禪師を開山とす。

如意庵 延寶年中僧本宗創建、本師松嶺を勸請して開基となす。

玉泉庵 延寶二年春僧懷信創建、廣壽山第五世梅州和尙を開基とす。

資福庵 天和三年僧燈外創建、延寶三年に廣壽山第三世愚禪和尙を開基とす。

禪喜庵 享保五年壽山第六世月江和尙創建、桂岩禪師を開基となす。

佛母庵 寛延元年白官創建、壽山第七世空極を開基とす。

黃梅庵 寛文中の創建か。

不老庵 壽山創立以來の舊號にして、寶曆二年に再興、壽山第九世忍仙塔院なり、開基は珪

山和尙。

香林庵 元祿の初め僧端宗創建、福聚第四世天津和尙を開基とす。

奚疑庵 延寶四年僧大空創建、心岩禪師を開基とす。

慈海庵 創建不詳

慶源庵 正徳四年梅州和尙開創

看雲亭 寛文五年創建、其後廢失したるを天明五年に再興

正眼庵 敗壞として記録なし。

正順庵 同

(三) 山外の末寺

如法寺 築上郡横武

寶福寺 同 八屋

寶藏寺 同 築城

永福寺 同 同 城

千秋寺 同 葛城

朝日寺 同 安武

地藏寺 同 同 武

東光庵 同 横武

千井院 同 同 武

法蓮寺 同 葛城

妙光寺 同 河内

願成寺 同 四郎丸

靈樹庵 同 横武

少林庵 同 同 武

觀音堂 同 新居

専勝寺 同 下河内

佛堂のみ残り寺院なし

敗壞

藥師堂	企救郡黒川村	今は門司市黒川
崇光寺	同	吉田
徳應寺	同	蜷田
觀音堂	同	馬寄
正受寺	京都郡延永	門司市大里
觀音寺	同行橋	
碧富寺	田川郡金田	
平等寺	遠賀郡鳴見	今は八幡市黒崎町
報恩寺	大分縣國東郡來繩	
虚空藏寺	同	宇佐郡山本
觀音寺	同	豊川
西源寺	同	大見尾
法華寺	同	下毛郡永添
東光寺	同	小袋
仁傳寺	同	吉岡
安勝寺	同	唐原
滿福寺	同	宮永
東陽寺	同	諫山
		同
		敗壞
		敗壞

威光院 同 萬田

眞貝庵 同 唐原

無量寺 佐賀縣小城郡三日月

朝日寺 同 佐賀

○其他山城國にて伏見の聖恩寺企救郡にて龍華院(大城寺)養徳院此寺元と大城寺にありしが今は京都郡行橋に移る等あり。

○以上山内外の末寺を羅列したるを見ても其の盛時に於ける廣壽山の壯觀を察するに足り、眞に海西の法窟としての實を有し一本山の形を現し禪堂には四方より集り來りし雲水の日夜參禪讀經を怠らざりしは誠に鎮西佛教界の偉觀たりしと云ふべし。而かも春秋移りて慶應丙寅の兵火に罹り一部の復活ありしと雖も往時の盛に比すべくもあらざるを遺憾とする所なり、然れども境域尙ほ廣く黃葉宗に於ける重鎮なるは今も變ることなく屢々大本山に管長を送り小笠原伯爵家との關係も密なるものあり。

## 六、山内の名所舊蹟

### (一) 著名なる墳墓

小笠原忠貞の墓 (小倉小笠原家第一代碑銘は法雲の撰なり。

永貞院の墓 (忠貞の側室第二代忠雄の生母碑銘は法雲の撰なり。

小笠原忠雄の墓

小笠原忠嘉の墓

小笠原忠幹の墓

(以上舊藩主)

廣壽歴代の墓

島村志津摩の墓 慶應丙寅の變動にあたり小倉軍の重鎮として活躍した勇將なり。

平井淳磨の墓 明治維新に當り軍事に藩政に功あり。

島村みつの墓 蓮門教會教長

田代郁彦の墓 海軍大佐、門司市長

征矢野半彌の墓 代議士、福岡日日新聞社長

(二) 坐禪石 即非坐禪の石なり、其の下方に頭陀石あり、藩主此の石により即非と法談したりと

傳ふ、此の附近には點々として大石あり、坐禪石に近き石には、雲深處と刻し他の一石には、廣壽山の三字あり、頭陀石の傍の石には法談の折鹿現れて列をなし、隨聽したりと傳ふるものありて、鹿嶋の二字を刻す。

(三) 庭園 靈屋及庫裡の後にあり、老楓數株、秋日の紅葉賞すべきものあり、南方は老樹物古り

て、蒼古の感あり、庭石の配置亦宜しきを得て、庭園學上の好參考と稱せらる、普通靈舟の庭と稱せらる。

(四) 壽山十六景 即非禪師の撰ぶ所、今其の場所と即非の作なる詩を記録せん、

○不老峯 (本山の主山、不老庵あり、其の上方の高峯)

巍々壽算等乾坤 今古具瞻海嶽尊 道富德豊扶不動 青巒圍繞萬兒孫

○足立峯 (奥の妙見、山外にあり)

了無眠眼無孤忠 一片丹心捧日紅 萬仞峰頭獨足立 翻身破大虛空

○萬松軒（萬松庵附近か）

經年積翠鎖林巒 四座陰生六月寒 山磬一聲松子落 等閒敲碎玉棋盤

○十八松（方丈の前にあり）

丁固腹中無此種 豊君掌上植多年 春來未許驚雷變 留取空山伴鶴眠

○瑞鹿居（方丈の後にあり坐禪石の邊か）

當年鹿苑始開場 應運重來祚國昌 由是居名安瑞鹿 時々衝到百花香

○看雲亭（方丈の右にあり）

濟物垂慈問出山 了無蹤跡落人間 多情最是亭前月 時拉清風伴往還

○放生池（本堂の東方にあり）

源遠流長限自深 一泓定水湛禪心 就中養就千頭角 他日期爲布雨霖

○應城鐘（鐘樓の鐘か）

心空自解癸圓音 普應群機不許程 來去本無通塞礙 晨昏響答更分明

○望海樓（忠真の墓の附近にありしものゝ如し）

漫將折筋撓滄溟 入望蓬萊一點青 何處屢樓飛到此 滿山靈氣帶龍腥

○吐月嶺（後方足立山中の一角か）

泥牛口向嶺頭開 吞却何如吐得來 一自靈山標指後 分光夜々到樓臺

○脩竹徑（山門より望海樓に至る間の小徑に脩竹を植るとあり）

慮心君子傳消息 留待新春引鳳遇 有路可通青漢表 清川千畝未爲多

○白雲室 (別圖白雲亭か)

奇峯時布雨花陰 狄老休傷親舍吟 霜露洗清無半點 一輪獨露老婆心

○豊田洋 (小倉北方間の平原を指せり)

綠雲萬頃是西疇 歲々豊登樂有秋 心地福田收不盡 平生知足富無求

○白鷺洲 (寒竹川若くは紫川の洲を指せしか)

長鯨一吸露莎汀 雪容飛來點々氷 到處家山堪自適 無勞的對憶金陵

○大硯海 (北方の海洋)

大千爲硯海爲池 倒浩須彌筆數枝 點化蚊龍昇碧漢 滿空雲雨漫淋漓

○文字關 (壽山とは三里を隔て、相見る能はず)

向上玄關別一重 縱横是字了無文 之乎者也望崖退 觀破還他格外群

○以上十六景の内、不老峯、足立峯、吐月峯は山外の足立山中にあり、豊田洋、向鷺洲、大硯海、文字關は全く山外にのり。

七、賣物

慶應丙寅の變動に焼失したのも少からず、其後散佚を憂ひて豊津なる小笠原別邸に保管を委託せり。

軸類の外賣物と稱するに足るものなし。

廣壽山福聚禪寺賣物目錄

軸類

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| 一、惠心僧都畫三千佛     | 一 | 軸 |
| 一、永貞院殿藕絲織      | 三 | 幅 |
| 一、立山像          | 一 | 幅 |
| 一、普大士像         | 一 | 幅 |
| 一、開祖舍利讚        | 一 | 幅 |
| 一、同斷           | 一 | 幅 |
| 一、百丈祖師像開山老祖自畫讚 | 一 | 幅 |
| 一、柳澤保明贈法雲老祖書簡  | 一 | 幅 |
| 一、文珠像龍畫        | 二 | 幅 |
| 一、虛空藏菩薩像       | 一 | 幅 |
| 一、十六羅漢隱山君贈鎮的   | 一 | 幅 |
| 一、維摩大士像        | 一 | 幅 |
| 一、出山像          | 一 | 幅 |
| 一、文殊大士像        | 一 | 幅 |
| 一、列祖圖像         | 四 | 幅 |
| 一、伽藍神韋駄天達磨像    | 三 | 幅 |
| 一、大涅槃像         | 一 | 幅 |
- 明范石甫筆



一、開山和尚自讚法像

一、同

一、師禮兩筆 忠真公

一、開山和尚辭世偈

一、同 遊戲像

一、普照國師爲即老祖進塔法語

一、寒山拾得 山田道荈筆

一、源夫人送法衣偈

一、木和尚寄遠洲太守書翰

一、普大士圖 長高公筆

一、木庵和尚墨跡 贈右近大夫

一、即老祖墨跡 豊主天下傑

一、木和尚祝即老祖半百偈

一、普照國師像

一、禮佛祝壽偈

一、法雲老祖自讚法像

一、同 自讚法像

一、普照國師祝開山半百初度偈

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

一 幅

- |    |              |   |   |
|----|--------------|---|---|
| 一、 | 豐主忠雄筆 廣壽萬年松  | 一 | 幅 |
| 一、 | 新豐主請開堂疏      | 一 | 幅 |
| 一、 | 忠逢公寶像 壽山千古翠  | 一 | 幅 |
| 一、 | 三祖像          | 二 | 幅 |
| 一、 | 木和尚自證法像      | 一 | 幅 |
| 一、 | 重興祖送忠雄公晚山號   | 一 | 幅 |
| 一、 | 開山老和尚塔銘      | 一 | 幅 |
| 一、 | 大股上梁偈 雲老祖筆   | 一 | 幅 |
| 一、 | 開山和尚末後示衆法語   | 一 | 幅 |
| 一、 | 即和尚示更晚禪人偈    | 一 | 幅 |
| 一、 | 忠真公筆 (廣壽萬年松) | 一 | 幅 |
| 一、 | 普照國師贈雲老祖偈    | 一 | 幅 |
| 一、 | 妙法院堯廷親王筆     | 一 | 幅 |
| 一、 | 花鳥猫 王一濟筆極書添  | 一 | 幅 |
| 一、 | 探信栗書         | 一 | 幅 |
| 一、 | 慧雲和尚墨寶       | 一 | 幅 |
| 一、 | 雲老祖筆         | 一 | 幅 |
| 一、 | 一乘法親王寶偈      | 一 | 幅 |

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 一、柳澤居士贈雲老祖詩        | 幅 |
| 一、佛祖宗派             | 幅 |
| 一、洪濟寺殿額三代和尚傳法書簡    | 幅 |
| 一、當代三代和尚授與福田衣千良巖君偈 | 幅 |
| 一、富士繪 探信筆          | 幅 |
| 一、鸞 書 探信筆          | 幅 |
| 一、朱字觀音經 開祖直蹟       | 幅 |
| 一、東照宮五十回忌法語        | 幅 |
| 一、拂子箭              | 個 |
| 一、福聚禪寺殿尊影 開祖題讚     | 軸 |
| 一、靜照院殿尊影           | 軸 |
| 一、洪濟寺殿尊影           | 軸 |
| 一、諦觀院殿尊影           | 軸 |
| 一、淨國寺殿尊影           | 軸 |
| 一、瑞巖院殿尊影           | 軸 |
| 一、戀林大士尊影 月潭和尚題讚    | 軸 |
| 一、即和尚文殊畫木和尚讚       | 軸 |
| 一、出山像 靈舟筆          | 軸 |

一、中西王母左右梅麿

二 軸

右の外歴代住職齋像あり。

◎此の稿を草するに當り吉永卯太郎氏、酒井匠氏の援助を受くること大なり。

## ダイサギ *Hedias timoriensis* (Cuvier) の調査

調査委員 川口 孫治 郎

### 一、ダイサギに関する既存記載

日本鳥類圖説に云

本種ノ分布ハ日本及ビ北清ニシテ南方ハ馬來半島ヨリ濠洲ニ至ル迄達ス。

本邦ニテハ千島ヨリ臺灣ニ至ル迄、廣ク此種ヲ見ルモ其數多カラズ。

川口云、此鳥大型にて純白色、人目を惹くこと著し、従つて狩獵法改正前、濫獵酷獲せられて絶滅に瀕し、非狩獵鳥となりし今日にても極めて稀に見得るものなり。

### 二、ダイサギの實驗例

昭和四年六月廿三日縣下山門郡兩開村橋本農場内銃獵禁止區域瀕留地附近水溜り北方に方つて午前八時半白色大型のサギ三羽を認む、葦間を潜みつゝ近寄りて靜觀するに、

嘴は純黄色にして脚は黑色なり、

依つて引返して南堤なる觀察舎内より双眼鏡によりて注意を續く、午前十時十分、相伴ひて飛立

ち、中堤なるアヲサギの静止せる處と同一線なる西方に下る、靜觀するに、

アヲサギより稍小型に見ゆる大さなり。

即ちダイサギなることを確かむ。

此時アヲサギ頸を曲げてダイサギに接近せしに、ダイサギは頸を伸ばしたるまゝ、避け氣味となりしが、青鷺は三米突近くに達して以後進まず、數分にして東に引返す、大鷺亦程なく徐歩して其後に進み、兩者相距る依然として三米突許、そこに何れも静止して羽虫をとらむつゝ立つ。

十餘分にしてダイサギ三羽共淺洲に入つて、鰯の幼きを狙ふ、水をはねつゝ逃げ去る鰯を追ふ、此習性はアヲサギの静止して鰯の接近するを待つて狙ふに比して、性急なり、日中のみに食を取る鳥としては當然とことなるべし。

午前十時五十分、三羽同一地域に接近集合す、同十一時半前、北の方葦生の間の空地に飛行く、爾後葦に遮られて觀察不可能となる、午後〇時半、接近し行きしに、ダイサギ三羽の外、アヲサギも休息し居りしと見え、共に飛立つ、飛翔の容姿相對照して優美に見ゆ。

ツバメチドリ *Gareola orientalis* (Teach) の調査

調査委員 川 口 孫 治 郎

## 一、ツバメチドリに関する既存記載

日本鳥類圖説に云、

東南西比利亞蒙古支那印度、びるま、まらい諸島、北濠洲等ニ廣ク分布スル種類ニシテ、

本邦ニテハ臺灣ニハ多數棲息スルモ、内地ニテハ、極メテ稀ニシテ、常陸相模酒匂等ニテ一二度捕獲セラレタルノミナリ。

以上の外文獻の存するもの、森間川口の耳目に觸れしものなし。

## 二、ツバメチドリの實驗例

昭和四年九月一日縣下山門郡兩開村橋本農場内(銃獵禁止區域)水溜り附近の生々乾きの沙上に休息せるシギ、チドリ類の調査中、午後五時廿分愈々潛行を斷念して露出して極めて徐ろに接近せしに、ダイシヤクシギ先づ飛び去り、チウシヤクシギ程なく之に次て起つ。アリアシギ復た之に次ぐ、アジサシ約百五六十羽平然として靜止す。トウネン五六十羽其附近に散在して、何れも

忙しげに食を漁りつゝあり、それ等に、メダイチドリ二羽、コチドリ三羽混じて移動す。

観察者の漸次接近するに従つてコチドリ、メダイチドリ等飛び立ち、トウネン亦之に倣ふ、アジサシの群のみは猶ほ靜に休む、其灰白色の群れの靜止せる一方に、四羽の黒みを帯びたる赤褐色の特異の鳥を認む、注意を集中して接近せしに、

(い) アジサシの群の飛立ちし後、やつと飛び立つ。

(即ち観察者に對する警戒性の寛なるを明示せり)

(ろ) 一旦飛立ちて、水溜(約五萬坪)を一巡して後、再び戻り來つて、観察者がそこに靜止してゐるに頓着なく僅に三十米突先きの元と靜止し居りし附近の沙上に下る。アジサシ亦それに倣つて群れて下る。

右進退の明確實につきとめ得しこと左の如し、

(は) 飛翔は軟かみ多く煽ほり進むを特性とす。

(に) 飛翔中の大きさはアジサシよりも稍々太みあれも尾の短き丈けに、總じて圓く短く見ゆ。

(ほ) 頭頸部は赤褐色、眼は圓く黒く見ゆ、嘴は短く黒し。

(へ) 背部は褐色、上尾筒より尾の基部にかけて白色、尾の中央より末は黒し。

(と) 腹部は白色、飛翔中を下方より仰視すれば翼裏は淡褐色なれど其末端は黒み勝ちなり。

(ち) 右四羽相伴ひて進退す内二羽は色彩鮮やかにして他の二羽は比較的淡はし、多分雄と雌との色彩なるべし。

昭和四年九月七日前掲銃獵禁止區域に、下村兼二氏と同行靜察にかゝる。正午の計算にて、



ダイシヤクシギ二百以上、アヲアシシギ三百以上、ヲグロシギ二百許、ヲバシキ百許、キアシシギ百前後、ホーロクシギ七八十羽、チウシヤクシギ四十羽許、反嘴鷗十羽、トウネン僅に二三羽、ダイゼン百前後、チウサギ三羽、アヲサギ十八羽、カルガモ十四羽、新渡來のコガモ三羽、アジサシ四十羽許。

此鳥群の散在せる間、アジサシの群れの沙上に静止せる邊に、唯一羽のツバメチドリ（ツバメチドリ）の静止せるを認む、地點は前回認めし處なり。下村氏共飛翔中を幸にして撮影するを得たり。

## ヘラサギ *Plataea L.* の調査

調査委員 川口 孫治 郎

### ヘラサギの第六例

昭和四年三月三十一日發行本縣史蹟名勝天然記念物調査報告書第四輯に五例を挙げたるを以て茲に第六例を加へん、

昭和四年十一月五日日本縣山門郡兩開村橋本農場内水溜り銃獵禁止區域を觀察せしに、從來の情勢に比して著しく異狀を呈し、シギ、チドリが多かるべき豫想に違ひ全くシギの片影をも認められず、チドリの中僅に、コチドリ五六羽のみ一ヶ所に集りて靜止し少しも移動せず、確に異變のありしを直覺せしめらる。

乃ち其雷ならぬ異變の原因の調査にかより、從來シギ、チドリ等の休息所となりし地域を踏査せしに、杭を立てし跡と、シギ、チドリ羽毛の生々しく散り亂れゐるを見出し、加之、附近の芝生の中に、一羽のオバシヤの落ち居るを發見し、檢案の結果、銃傷の痕全く無く、全く締め殺されし後、何人か遺失したるものなるべきを察知し得たり。

茲に端なくも確に思ひ當ることは、三四日前より大牟田市内八百屋店頭に夥しくシギ、チドリ

其他各種の水禽を吊り下げ居れること、而してそれ等は皆山門郡方面より到來せしものなること等、大牟田市内知人より報告しくれむたることは是なり。

仍て兩開村に引返して調査せしに、果して、

右記橋本農場銃獵禁止區域内に於て、各水禽が安全地帯として安堵し居れるに乘じ、五六日前より深夜、網を張り密獵せる者あること、七日小職柳河署に出頭管内に甲種狩獵免許状を受けし者の有無を尋ねしに、無しと判明したり。

密獵水禽は、ダイシヤクシギ、ホーロクシギ、オバシギ、アヲアシシギ、チウシヤクシギ、ダイゼン最も多く、最も悼ましきは「ヘラサギ」一羽にして、右は既に他人に賣られて其買受け人が何心なく其肉を食ひ、特異の嘴と脚と風切羽のみ散亂しむたることを確めたりき。

他の買受人の尙ほ完全體のまま所持し居る中より、後の參考資料として、ダイシヤクシギ、中シヤクシギ、ラバシギ、ダイゼン各一羽を買取りよきたり。

### 天然紀念物保護に關する希望

右今回報告せし參種の將に絶滅せんとして僅に存する本土内に於ける天然紀念物たる鳥類の出現せしは、共に本縣山門郡兩開村地先、干拓地橋本農場内にして、

同地が斯く珍禽をして來遊せしめ安息せしめし重要理由は、該地域が銃獵禁止區域に制定せられ居るに存す。

然るに當獵期に入つて、夜陰網を以て密獵する者現はれ、其成功に味を覺えて今や甲種狩獵免

狀を受けて公然と網獵をなし、又は爲さんとする者現はるゝに至れり、

斯くの如くして却つて天然紀念物虐殺を繁くするの虞なしとせず、

曩に第四輯に於て保護を希望しおきたるが、今にして更に痛切に其必要を感ぜしめられつゝ、あり茲に重ねて高配を煩はし少くとも、

當該地區を現在の銃獵禁止區域より進めて禁獵區域に制定せられむことは切望に堪へざる所なり。

宗像郡上西郷村西法寺所在

## ザロンウメの調査

調査委員 額 額 理 一 郎

### 一、ザロンウメの解説

*Prunus Mume* var. *pleiocarpa* Maxim.

ザロンウメ(坐論梅)は一花に數個の雌蕊を有する事を以て其主要特徴とす。随つて花後一花より數個の果實を生ずる事となる。雌蕊の全部が完全に果實となる場合少く、多くは一部が未熟に終るか或は次第に落果して少數の果實を熟せしむる事となる。これ坐論梅の名の起れる所以なりと。

元來梅は一花に一本の雌蕊を有するを以て普通とし、花瓣の數を増して複瓣花となるものに於ても、雌蕊は一本なるを普通とす。總て一雌蕊を普通とする種類の花に多數の雌蕊を生ずることは植物學上心皮の多葉化と稱せられ、植物畸形學上の事實として、其例必ずしも稀ならずと雖も、植物形態上の好個の證據資料として、貴重なるものにて、殊にそれが古來我國の主要なる園藝植物の一として、一般人士に親まらるゝ梅の類に此例を持つ事は、植物學普及上最も都合よき事實なりとす。

メウシロザC 門山B 堂本A 景奈寺法西 圖一第



(氏部古職住はるて立に御樹 寫りよ御堂本) メウシロザの寺法西 圖二第





第四圖 西法寺のザロンローズ  
花を着けたる枝



古來我が國に於て梅の珍品として、或は八房梅或は品字梅等の名によつて知られたるものは、何れも坐論梅と同じ類に屬するものと認めて可なるべく、此種の梅の中、越後國蒲原郡小島村所在の親鸞聖人舊跡八房梅として知られしもの、それに附會せられし傳説と共に、最も廣く世に知られしものゝ如し、此種の梅は恐らく我が國各地に産すべしと雖も、一般には餘りよく注意せられず、我が福岡縣内に於ても可なり各所に所在するもの如く、隨つて珍中の珍とする程のものにはあらざるも、學術上の生標本としてその所在を明かにし、之を現地に於て保護する事は、地方的天然紀念物保護上、無意義にはあらざるべし。

宗像郡上西郷村西法寺に存する坐論梅は、八房梅の名によつて、梅の珍品として可なり廣く世に知られ居り、その來歴は明かならずと雖も、同寺住職占部潤生氏母堂の言によれば、少くとも五十年前より同寺に所在せしもの如く、同寺が眞宗の寺院なる事と、前記越後の親鸞聖人舊跡八房梅の傳説との間には、一脈の關係あるを思はしむ、隨つて縣下に於けるザロンウメの所在地として、先づ同寺を世を紹介せんとす。

## 二、調査の經過

宗像郡上西郷村本木は九州本線福間驛より自働車の便あり、約十五分にて到着す、昭和五年二月二日九州帝國大學農學部職員竹内亮及び花田主計兩氏を調査補助員として現場に向ふ、西法寺は同村一六六四番地に在り、住職占部潤生氏の厚意により、必要なる調査を遂げ得たり、茲に同氏及び竹内花田兩氏の厚意と勞とに對し、感謝の意を表す。

尙同寺所在のザロンウメに就ては大正十五年三月中前記竹内亮氏及び當時の九州帝國大學



農學部職員にて現在宮崎高等農林學校教授なる日野殿氏によりて調査せられし當時の記録が、九州帝國大學農學部植物學教室に保存されあり、本調査は之によつて少なからず便宜を得たり、茲に之を記して謝意を表す。

### 三、調査の結果

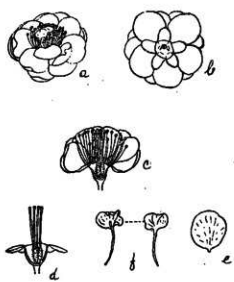
西法寺所在の問題のザロンツメは同寺の本堂第一圖Aの向つて左側の空地に在り(第一圖C)八重咲紅梅にして枝張り大なる可なりの老木なり、幹の基部地上十種の個所にて圍り七十一種、主幹の地面より一米二十種の個所、地上一米に於ける圍り四十四種、樹高約四米半、枝張り約六米に達す、樹勢可なり旺盛にして無數の花を着く、本年は氣候溫暖なりしたため例年より早く開花し、調査當時既に七分咲の程度にて、美觀を呈せり、満開時の美觀は更に一層なりと(第二及第三圖)。

花は優美飽滿の感を與へ(第四圖任意の枝より採集したる百十七花に就て調査したる所によれば、雌藥二個のもの九花、三個のもの八十二花、四個のもの二十四花、五個のもの二花の割合にて三雌藥を有するもの最も多數を占む、萼は普通の梅花の如く五片よりなるを普通とし、百十七花の中、僅か二花に於て六片萼を有するを見たり、花瓣の數の十五個のもの最も多く、最少十四個より最多十八個の間に變異し、雌藥の數も亦、單瓣の普通梅花のに比して多少増加し居るものの如く、六十本内外のもの最も多く、最少五十本より最多七十一本の間に變異するを見たり、尙花の構造が畸形化する傾向可なり大にして、雄藥と花瓣との中間性を有するものを持つ花多く、雌藥の着生位置にも變異少なからず(第五圖)。

時季の關係上、果實に就ては之を調査するを得ざりしも、住職占部氏の言によれば、成熟時には

一花より二個又は三個の果實を生じ居るもの最も普通なりと、同寺貯藏の梅干によれば、一花より生じたる果實には、特殊なる連絡部を生じて互に合着し居るを見る。

同寺には尙別株のザロンツメ若木三本あり、何れも山門(第一圖B)の前を流るゝ小川の岸、同所を通る道路の傍にあり、その中二本は紅梅なるも他の一本は白梅なり、任職の言によれば、この若



第五圖

西法寺のザロンツメの花の構造

- a 花の表面観
- b 花の裏面観
- c 花の縦断面
- d 花弁及び雄蕊を取り去りたる花の縦断面に  
より雌蕊を示す
- e 花弁
- f 花弁と雄蕊との中間的形態を有する花葉

木紅梅二本は、前記の親木より實生によりて生じたるものを移植したるものなりとの事にて、一見するところ、大體親木と同じ性質を持つもの如し、然るに白梅に就ては其由來明かならず、任職は之も多分同一の親木より分れたるものならんも明かならずと言へり。

この白梅は花色に於て前記の親木と異なるのみならず、花の構造にも少なからず差異あり、即ち同樹の任意の枝より採集したる七十六花に就て調査したるところによれば、雌蕊は全く無き

もの一花一本のもの五花二本のもの二十八花三本のもの三十九花四本のもの三花にて、雌蕊の数は紅梅のに比して一般にやゝ少きものの如し、萼片の数は五片のもの六十八花六片のもの六花七片のもの二花花瓣の数は十五瓣のもの五十二花あり、最少十四瓣のものより最多十八瓣のものとの間に變異するを見、雄蕊の数は大體紅梅の場合に似て六十本内外のもの最も多く、最少五十四本のものより最多七十四本のものとの間に變異するを見たり。

尙山門前の若木三本につき、その大いさを調査したる所によれば、

基部地上十種の個所の太さ(圍り) 樹 高

白 梅 若 木 二十八種

四米七十二種

紅梅若木一號 十九種

三米十五種

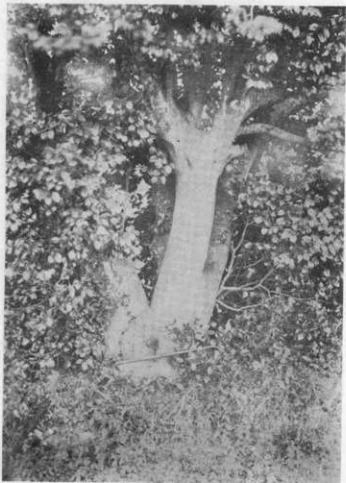
紅梅若木二號 二十七種

三米四十五種

#### 四、結 語

以上西法寺所在ザロンツメの調査の結果によれば、その親木一本は梅としては可なりの大木なる拘らず、樹勢の旺盛なる事、所在地が寺院の境内にある事等より見て、現地保存に最も適せるものと見るべく、前記解説に於て説ける如く、ザロンツメの所在地は縣下に於ても他に例なきに非ずと雖も、必ずしも其例多きに非ず、之を保護し之を保存して、學術上の參考資料とする事は、少くとも地方學術の進歩の上に、少なからざる利益を與ふるものなりと信ず。

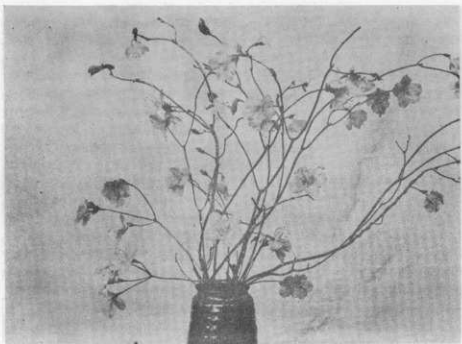
三池郡銀水村の樺



田川郡春岳カスラガミズ



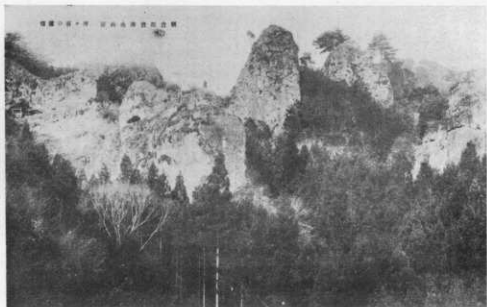
ヂ、ツイカング



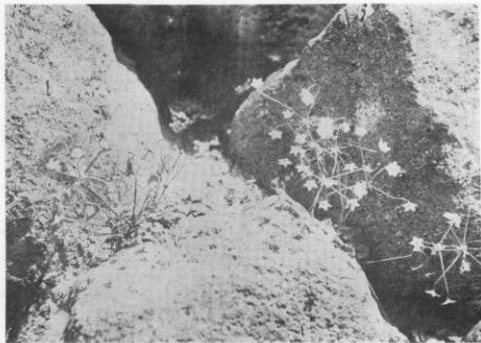
開滿地生自ヂ、ツイカング



屋岩村山珠寶郡倉朝



ラクザコンキンナ村末松



# 香春岳に關する調査報告

調査委員 額 理 一 郎

同 鍋 島 與 市

## 一、地理及び植物生育相

香春岳は福岡縣田川郡香春町に在り、遠賀川の上流伊田盆地の北側に聳え、最高標高五百〇八米に達する孤立的の山岳にして山體南北に延びて、一の岳標高四百九十一米、二の岳及び三の岳（標高五百〇八米）に別れ、全山の山骨は殆んど石灰岩よりなる。

山頂に於ける山骨露出の程度は、三の岳、二の岳、一の岳の順序に、可なり著しき差異を呈し、随つて山頂部に於ける植物生育相に著しき變化過程を示し、三の岳頂上及び二の岳北面に於ける、石灰燥原的植物生育相と、二の岳山頂及び一の岳頂上附近の密林に於ける植物生育相との間に、興味ある比較對稱を示し、加ふるに一の岳山頂は古城跡なる關係上、山上植物生育相に對する人為的影響の跡を止め、植物生態學上好個の參考資料に富む。

## 二、調査の主要目的

香春岳は、からすがまづみ（の我が國內地に於ける唯一の産地として知らる）同植物は亞細亞大陸の東北部に分布し、我が國にては朝鮮北部に産する外、内地の他所には發見せられず、恐らく香

春岳を以て、我が國に於ける同植物分布の南限地とせん。

尙同山にはいはつくばねうつきつくしもつけ等植物分布上特殊なる植物を産する外同山は自生する植物の種類多き事を以て知らる。

随つて之等を調査し、天然紀念物として保護すべき價値如何を問ふを以て本調査の主要目的とす。

### 三、特殊植物の調査

#### (一) からすがまずみ(すひかずら科)

*Viburnum burjaticum* Regel et Herder (in Gartenflora 1862)

分布區域。支那中部滿洲朝鮮北部烏蘇利東西比利亞。

我が國內地には香春岳以外には發見せられず。

香春岳に於ける生育狀態。

生育區域。二の岳南面及び西面兩側、標高二百米以上の地。

數量。可なり多數。

大きさ。灌木にして可なり大なる株を形成す。大なるものは根元の圍り十八糎、高さ一米半に達す。

(一米半以上のものもありしが、伐採せられたため、現在にては一般に小形のもののみを生ず)

同植物生育個所に於ける五米平方の一區劃内に生ずる植物の種類。



木本類

アラカシ

ニガキ

エゴノキ

コマユミ

コツクバネウツギ

クロキ

ネズミモチ

アカガシ

ゴンズキ

ネデキ

ヒサカキ

ヤマカウバシ

イハツクバネウツギ

ヤマヤナギ

ウラジロガシ

ハマクサギ

アキグミ

ガクウツギ

タブノキ

ネムノキ

ツクシシモツケ

蔓木類

スヒカヅラ

クズ

ヤマフデ

テイカカヅラ

(四) 種

(二十一) 種

草本類

ヤマシロギク

ツハブキ

ヒメヤマアザミ

ヲトコヘシ

コナスビ

シハイスマレ

モミヂイチゴ

チガヤ

シマカンギク

カウヅリナ

オホバコ

ヲミナヘシ

コスミレ

オトギリサウ

クマイチゴ

ススキ

アキノキリンサウ

ヤクシサウ

ヲトコヨモギ

タウバナ

タチツボスマレ

ススビトハギ

ヤマイバラ

アブラススキ

ホクロ

ゼンマイ

カンスダ

ベニシダ

イタチシダ

(二十九種)

蔓草類

ヒメドコロ

ヘクソカヅラ

ヤマノイモ

ヤクバドコロ

モミヂカラスウリ

(五種)

(二) *S*はつくばねうつぎ(すひかづら科)

*Abelia integrifolia* Koizumi

分布區域

我が國本島伊勢大和備中(四國土佐九州)肥後等に分布する事知られ居れども、福

岡縣内にては香春岳以外には發見せられず。

香春岳に於ける生育狀態

生育區域、二の岳及び一の岳の小區域。

數量、少數。

大いさ、岩上に着生匍匐灌木にして、最も大なるもの長さ一米半に達す。

(三) つくししもつけ(いばら科)

*Spiraea Kiusiana* Nakai

分布區域、我が國九州に産し、大分縣福岡縣内に局所的分布す。

香春岳に於ける生育狀態

生育區域、各所。

數量、多數。

大いさ。灌木にして高さ一米半に達す。

#### 四、香春岳に産する植種類の調査

香春岳に産する植物の種類は甚だ豊富にして、羊齒植物以上の高等植物百二十六科千〇五十五餘種に達す。

別紙附録 植物目錄參照

#### 五、結 辭

本調査の結果を要約するに、香春岳の如き限られたる一小區域に種々の植物生育相を表はし實に千〇五十餘種の植物を産する事は注目に値する事にて野生植物標本の現地保存區域として價値あるのみならず、からすがまづみいはずくばねうつぎつくししもつけ等の分布上特殊なる植物を産する事は、保存區域としての價値を一層高むるものにして、就中(からすがまづみ)の現今知られたる我が國に於ける分布區域の南限地として、之が保存に適當なる方法を講ずる事は植物學上及び郷土天然紀念物保護の趣旨より見て必要有益なる事なりと信ず。

尙一の岳頂上に古城趾の存する事、山頂附近の密林中に野生猿の生存する事等は、歴史的及び動物學の見地より、保存の價値を加ふるものなり。

# 香春岳産植物目録

調査委員 鍋 島 與 市

植物自然分類法に随ひ、高等なるものより下等なるものへの順序にて記すれば次の如し、  
一、き く 科 (七十八種)

ノブキ	ヤマヒヨドリバナ	ヤマデノギク
ヤマハハコ	スマダイコン	シラヤマギク
ヒメヨモギ	ホソバノヤマハハコ	センボンギク
アレノギク	ヨモギ	ヤブタバコ
ノコンギク	ヒゴシオン	ヒメガントピサウ
タウコギ	コンギク	マアザミ
ガントピサウ	モミヂガサ	ヤマヂワウギク
ハマカンギク	ゴヤブタバコ	アレチノギク
ノアザミ	ヒメヤマアザミ	キクバヒヨドリバナ
タカサブラウ	ヤマアザミ	センボンヤリ
キンモンヒヨドリバナ	ヒメムカシヨモギ	キツカフハグマ

二、ききよう科 (六種)

ヲトコヨモギ  
ヒメシラン  
ヤマシロギク  
センダングサ  
サジガングピサウ  
トキンサウ  
ヤナギアザミ  
オニタビラコ  
ヒヨドリバナ  
サハヒヨドリ  
アキノハハコグサ  
チチコグサ  
サハラグルマ  
メナモミ  
ノグシ

ハハコグサ  
キツネアザミ  
スキラン  
ラグルマ  
ホツバラグルマ  
ヂシバリ  
シロバナニガナ  
ニガナ  
ヤクシサウ  
アキノノグシ  
ホソバアキノノグシ  
ノニガナ  
ヤマボクサ  
コメナモミ  
シロバナタンポポ

ムラサキニガナ  
イハニガナ  
コヤブタビラコ  
ヤブタビラコ  
ヲタカラカウ  
メタカラカウ  
ツハブキ  
フキ  
カウゾリナ  
シュウブンサウ  
ヒメヒゴタイ  
タウヒレン  
ツクシメナモミ  
アキノキリンサウ  
ヲナモミ

ツリガネニンジン  
タニギキヤウ  
キキヤウ

ミゾカクシ  
ヒナギキヤウ

三、う り 科 (七種)

ゴキヅル

カラスウリ

オホカラスウリ

モミデゴキヅル

キカラスウリ

アマチヤヅル

モミヂカラスウリ

四、をみなへし科 (四種)

ヲトコラミナヘシ

カノコサウ

ヲミナヘシ

ヲトコヘシ

五、すひかづら科 (十四種)

イハツクパネウツキ

ミヤマウグヒスカグラ

ニハトコ

ヲトコヨソゾメ

コヤブデマリ

ツクシヤブウツギ

ギダチニンダウ

ザンゴジュ

ゴマキ

ミヤマシグレ

ソクヅ

スヒカヅラ

ガマズミ

ヤブデマリ

六、あ かね 科 (十八種)

アリドウシ

キクムグラ

オホバノヤヘムグラ

カハラマツバ

ジユズネノキ

ヨツバムグラ

クルマムグラ

クチナシ

ヤヘムグラ

コバノヨツバムグラ

ホンバノヨツバムグラ

ツルアリドウシ

ハシカグサ

オホアカネ

七、おぼばこ科 (一種)

オホバコ

八、はえどくそう科 (一種)

ハエドクソウ

九、きつねのまご科 (三種)

ハグロソウ

十、たぬきも科 (三種)

ムラサキミミカキグサ

十一、はまうつぼ科 (一種)

ナンパンギセル

十二、ごまのはぐさ科 (二十五種)

シソクサ

アブノメ

ススメノトウガラシ

トキハハゼ

ミゾホホヅキ

キダチイナモリソウ

アカネ

ヘクソカヅラ

カギカヅラ

ラギノツメ

キツノネマゴ

ミミカキグサ

タヌキモ

キクモ

タチゴメグサ

アゼタウガラシ

サギゴケ

クチナシグサ

トラノズカケ

サハタウガラシ

アゼナ

ミヤママコナ

シホガマギク

十三、なす科 (八種)

コシホガマ  
ヒキヨモギ  
カハヂサ  
オホイヌノフグリ

ヒナノウスツボ  
ウリクサ  
タチイヌノフグリ

ゴマノハグサ  
イヌノフグリ  
ムシクサ

イガホホヅキ

ホホヅキ

セシナリホホヅキ

ハシリドコロ

ヤマノホロシ

ヒヨドリジャウゴ

イヌホホヅキ

ハダカホホヅキ

十四、唇形科 (四十二種)

カミハドリ

キラリサウ

アフギカヅラ

ニシキゴロモ

ウツボグサ

クルマバナ

タウバナ

ヤマタウバナ

ミヤマタウバナ

ヒロハテンニンサウ

ナギナタカウジュ

ヲドリコサウ

ホトケノザ

ヤマヂワウ

キセワタ

メハジキ

マネキグサ

シロネ

サルダイコ

ヒメサルダイロ

ハツカ

ヒメジソ

イヌカウジュ

イヌハツカ

カキドホシ

スズカウジュ

ヤマハツカ



アキチヤウジ

アキノタムラサウ

ヒメナミキ

コバノタツナミサウ

イヌゴマ

十五、くまつづら科 (八種)

ムラサキシキブ

ゴボノヤブムラサキ

ハマクサギ

十六、紫 草 科 (十種)

サハルリサウ

チシヤノキ

ムラサキ

タビラコ

十七、ひるがほ科 (四種)

コヒルガホ

ネナシカヅラ

十八、ががいも科 (六種)

ヒキオコシ

アキギリ

タツナミサウ

ヤマタツナミサウ

ニガクサ

コバノムラサキシキブ

コムラサキ

クマツヅラ

クマツヅラ

クマツヅラ

ハナイバナ

ヒロハチシヤノキ

ヤマルリサウ

ヤマルリサウ

ヒルガホ

ヒルガホ

イヌヤマハツカ

ユキハリサウ

シソバタツナミサウ

ナミキサウ

ツルニガクサ

ヤブムラサキ

クサギ

クサギ

クサギ

クサギ

オホルリサウ

イヌムラサキ

ミヅタビラコ

ミヅタビラコ

マメダホシ

マメダホシ

フナバラサウ

コイケ

キジロウラン

ガガイモ

スズサイコ

コカモメヅル

十九、きゆうちくとう科 (三種)

チカキカヅラ

ケライカカヅラ

チヤウジカヅラ

二十、りんだう科 (八種)

ツルリンダウ

リンダウ

コケリンダウ

ハルリンダウ

フデリンダウ

アケボノサウ

ムラサキセンブリ

センブリ

二十一、まちな科 (一種)

ホウライイカヅラ

ネズミモチ

二十二、ひひらぎ科 (二種)

コバノトネリコ

クロキ

ハヒノキ

二十三、えごのき科 (一種)

エゴノキ

二十四、はいのき科 (四種)

サハフタギ

ミミヅバイ

二十五、かきのき科 (一種)

ヤマガキ

二十六、さくらさう科 (五種)

ミヤマタバコ

コナスビ

サハトラノヲ

ミヤマコナスビ

スマトラノヲ

二十七、やふかうじ科 (三種)

マンリヤウ

ヤブカウジ

イヅセンリヤウ

二十八、しやくなけ科 (八種)

アクシバ

ヤマツツジ

ウスノキ

ネデキ

コバノミツバツツジ

スノキ

アセビ

シヤジヤンボ

二十九、いちやくさら科 (三種)

ウメガササウ

ギンリヤウサウ

イチヤクサウ

三十、リヤウふ科 (二種)

リヤウブ

三十一、みづき科 (五種)

アラキ

ハナイカダ

クマノミヅキ

コバノハナイカダ

ミヅキ

三十二、繖形科 (二十種)

ヨロイグサ

ツボクサ

ミツバ

チドメグサ

ヤブジラミ

シロバナノダケ

ムカゴニンジン

三十三、うこぎ科 (八種)

ヲカウコギ

ウド

コシアブラ

三十四、ありのたふぐさ科 (一種)

アリノタフグサ

三十五、あかばな科 (七種)

タニタデ

アカバナ

ヒシ

三十六、うりのき科 (二種)

シシウド

セントサウ

ハナウド

ノチドメ

ヒメノダケ

ミツバグサ

ヤブニンジン

メダラ

カクレミノ

トチバニンジン

ヲヤブシラミ

ミツバセリ

オホバチドメグサ

セリ

ノダケ

オニミツバ

タラノキ

キヅタ

ミヅタマサウ

チヤジタデ

ヒシ

イハアカバナ

マツヨイグサ

モミヂウリノキ

三十七、みそはぎ科 (五種)

ミソハギ

ミヅキカシグサ

三十八、ぐみ科 (三種)

ツルグミ

三十九、ちんちやうげ科 (四種)

コセウノキ

ミヤマガンビ

四十、きふじ科 (一種)

キブシ

四十一、いぎり科 (二種)

イイギリ

四十二、すみれ科 (十三種)

エゾスミレ

スミレ

ケマルバスミレ

ミヤマスミレ

ウリノキ

エゾミソハギ

ホザキノキカシグサ

ナハシログミ

オニシバリ

キカシグサ

アキグミ

コガンビ

クスドイグ

タチツボスミレ

コミヤマスミレ

ナガバタチツボスミレ

ナガバノスミレサイシン

コスミレ

アフヒスミレ

フモトスミレ

ツボスミレ

シハイスマミレ

四十三、おどぎりさう科 (七種)

ミヅオトギリ

トモエサウ

コオドギリ

ヒメオトギリ

キンシバイ

ツキシキオトギリ

コケオトギリ

四十四、つばき科 (四種)

ヤブツバキ

ヒサカキ

サカキ

チャ

四十五、さるなし科 (二種)

サルナシ

マタタビ

四十六、あふひ科 (一種)

フヨウ

四十七、しなのき科 (三種)

カラスノゴマ

ヘラノキ

ラセンサウ

四十八、ほるとのき科 (二種)

ホルトノキ

コバンモチ

四十九、ぶだう科 (六種)

ノブダウ

ヤブガラシ

ウタ

ナンカクヅル

アマヅル

エビヅル

五十、くろうめもどき科 (三種)

クマヤナギ

ネコノチ

クロウメモドキ

五十一、ほうせんくわ科 (二種)

ツリフネサウ

五十二、あまかつら科 (三種)

アハブキ

ヤマビハ

ミヤマハハソ

五十三、むくろじ科 (二種)

ムクロジ

五十四、かへて科 (十種)

チドリノキ

ウリカヘデ

コミネカヘデ

カヘデ

イロハモミヂ

ヤマモミヂ

エンカウカヘデ

イタヤカヘデ

ウリハダカヘデ

タウカヘデ

五十五、みつばうつぎ科 (一種)

ゴンズキ

五十六、にしきぎ科 (九種)

ツルウメモドキ

イハウメヅル

ツルマサキ

サハダツ

ツリバナ

マユミ

コマユミ

ニシキギ

オホコマユミ

五十七、もちのき科 (十一種)

シヒモチ

イヌツグ

アラハダ

モチノキ

タラエフ

ナナミノキ

ソヨゴ

サハフタギ

クロガネモチ

イヌウメモドキ

ウメモドキ

五十八、うるし科 (五種)

フシノキ

ヤマハゼ

ハゼノキ

ヤマウルシ

ウルシノキ

五十九、つげ科 (二種)

アサマツゲ

ヒメツゲ

六十、たかとうだい科 (十三種)

エノキグサ

ヒメユヅリハ

ユヅリハ

トウダイグサ

ニシキサウ

コニシキサウ

カンコノキ

アカメガシハ

ヤマキ

コバンノキ

ヒメミカンサウ

コミカンサウ

シラキ



六十一、ひめはぎ科 (二種)

ヒメハギ

ヒナノカンザシ

六十二、にがき科 (一種)

ニガキ

六十三、へんるうだ科 (九種)

マツカゼサウ

カラスザンセウ

コカラスザンセウ

マツカゼサウ

ミヤマシキミ

センセウ

六十四、かたばみ科 (四種)

ミヤマカタバミ

カタバミ

タチカタバミ

アカカタバミ

六十五、ふうろさう科 (二種)

フウロサウ

六十六、まめ科 (四十二種)

クサネム

ホド

カハラケツメイ

タスキマメ

ヌスビトハギ

ミンナヲシ

グング

オホバヌスビトハギ

ヒロハヌスビトハギ

ヒメノハギ

フデカンザウ

クサハギ

トキハヤブハギ

ノササグ

ノアヅキ

ヤブマメ

ツルマメ

コマツナギ

ヤマフデ

フデ

キハギ

マルバハギ

ネコハギ

ハヒメドハギ

メドハギ

イヌハギ

マキエハギ

ミヤコグサ

イヌエンジユ

ヤハズサウ

ナツフデ

ヤブツルアヅキ

クヅ

トキリマメ

タンキリマメ

クララ

クサフデ

スズメノエンドウ

ヤハズエンドウ

ツルナシヤハズエンドウ

カスマグサ

ナンランハギ

六十七、いばら科(三十五種)

キンミヅヒキ

ザイフリボク

ヘビイチゴ

ヤブヘビイチゴ

ビハ

ダイコンサウ

ヤマブキ

ヤマナシ

カハラサイロ

ツチグサ

キジムシロ

ミツバツチグサ

ヲヘビイチゴ

ウシコロシ

ウメ

モモ

ヤマザクラ

シロヤマザクラ

リンボク

テリハノイバラ

ピロウドイチゴ

ミヤマフユイチゴ

ヒメバライチゴ

コゴメウツギ

六十八、まんさく科 (二種)

イスノキ

六十九、とべら科 (一種)

トベラ

七十、ゆきのした科 (十四種)

クサアデサイ

ヒメウツギ

ノリウツギ

チャルメルサウ

ユキノシタ

七十一、べんけいさう科 (九種)

イハレンゲ

ノイバラ

ヤマイバラ

クマイチゴ

ニガイチゴ

クサイチゴ

ツクシシモツケ

マンサク

ヤマネコノメサウ

ウツギ

ゴトウヅル

ウメバチサウ

イハガラミ

ツメレンゲ

ヤブイバラ

フユイチゴ

ナガバキイチゴ

モミヂイチゴ

ナハシロイチゴ

コガネコノメサウ

ヤマアデサイ

ガクウツギ

ジンジサウ

ベンケイサウ

メノマンネングサ  
ヲノマンネングサ

コモチマンネングサ  
マルバマンネングサ

ギリンサウ  
チチツバメンケイサウ

七十二、十字科 (三種)

イハハタザホ

スズシロサウ

ハタザホ

七十三、けし科 (五種)

クサノワウ

ムラサキケマン

ツルキケマン

ヤマエンゴサク

タケニグサ

七十四、くす科 (十二種)

カゴノキ

クスノキ

ヤブニツケイ

ヤマカウバシ

カナタギノキ

シロモジ

クロモジ

ケクロモジ

アラガシ

タブノキ

イヌガシ

シロダモ

七十五、もくれん科 (五種)

シキミ

サネカヅラ

ホホノキ

コブシ

マツブサ

七十六、つづらふち科 (三種)

アラツヅラフデ

オホツヅラフデ

ハスノハカヅラ

七十七、あけび科 (四種)

ミツバアケビ

ムベ

ゴエフアケビ

アケビ

七十八、うまのあしだか科 (十八種)

レイジンサウ

オキナグサ

ニリンサウ

シユウメイギク

サラシナシヨウマ

キケンシヨウマ

ボタンヅル

サキシマボタンヅル

タカネハンシヨウヅル

コバノボタンヅル

ウマノアシガタ

キツネノボタン

タガラシ

ヒメウヅ

シギンカラマツ

カラマツサウ

アキカラマツ

ノカラマツ

七十九、きんぎよも科 (一種)

キンギヨモ

八十、めぎ科 (二種)

メギ

ナンテン

八十一、ひつじぐさ科 (三種)

ジュンサイ

カハホネ

ヒツジグサ

八十二、なでしこ科 (十四種)

ノミノツヅリ

ミミナグサ

ナンバンハロボ

カハラナデシコ

フシグロセンノウ

フシグロ

ケフシグロ

オホヤマフスマ

ツメクサ

ウシハコベ

タチハコベ  
ハコベ

ヤマハコベ

ノミノフスマ

八十三、すべりひゆ科 (二種)

スベリヒユ

タチスベリヒユ

八十四、つるな科 (一種)

ザクロサウ

八十五、やまごぼう科 (一種)

マルミノヤマゴボウ

八十六、ひゆ科 (五種)

キノコヅチ

ヤマギキノコヅチ

アヲビユ

ノゲイトウ

イスビユ

八十七、あかさ科 (二種)

アカザ

コアカザ

八十八、たて科 (二十七種)

タニソバ

ニハヤナギ

ナガバノヤノネグサ

ヤナギタデ

サクラタデ

サナヘタデ

イヌタデ  
シロバナサクラタデ  
ウラジロサナヘタデ

オホネバリタデ

ヤノネグサ

ヤナギタデ

アキノウナギツカミ

オホミゾソバ

ハナタデ

ヌカボタデ

オホイヌタデ

イシミカハ

ヤマコノシリヌグヒ

ミヅヒキ

スイバ

シンミヅヒキ

ウラジロイヌタデ

イタドリ

ハルトラノヲ

ネバリタデ

ギシギシ

八十九、うまのすずくさ科 (二種)

ウマノスズクサ

カンアフヒ

九十、やどりぎ科 (一種)

オホバヤドリギ

九十一、びやくだん科 (二種)

カナビキサウ

九十二、いらくさ科 (十七種)

ヤمامミヅ

ヤブマヲ

ナガバヤブマヲ

コアカソ

ウハバミサウ

ムカゴイラクサ

サンセウサウ

オホサンセウサウ

ミヅ

コケミヅ

マヲ

ヒメウハバミサウ

カラシサウ

キミヅ

ミヤمامミヅ

イラクサ

イハガネ

九十三、くは科 (十一種)

ツルカウゾ

カウゾ

クハクサ

イヌビハ

イタビカヅラ

オホイタビ

カナムグラ

ヤマグハ

九十四、にれ科 (五種)

ムクノキ

エノキ

アキニレ

ケヤキ

九十五、穀斗科 (十五種)

クリ

ブナノキ

シリブカガシ

スダジヒ

クスギ

ナラガシハ

イチキガシ

コナラ

シラカシ

ツクバネガシ

九十六、かばのき科 (三種)

クマシダ

アカシダ

九十七、くるみ科 (二種)

カチノキ

ホンバイヌビハ

ヒメイタビ

ハルニレ

ツブラジヒ

アカガシ

ミズナラ

アラカシ

ウラジロガシ

イヌシダ



オニグルミ

九十八、やまもも科 (一種)

ヤマモモ

九十九、やなぎ科 (五種)

タチヤナギ

シバヤナギ

百、ちやらん科 (二種)

ヒトリシヅカ

百一、はんけしやう科 (二種)

ドクダミ

百二、らん科 (十八種)

エビネ

ムカゴトンボ

アケボノシユスラン

ヒメケイラン

ジンバイサウ

カシノキラン

百三、しやうが科 (二種)

ノグルミ

コゴメヤナギ

ヤマヤナギ

フタリシヅカ

ハンゲシヤウ

ギンラン

サイハイラン

シユスラン

オホバノトンボサウ

ヤマサギサウ

モヂズリ

ネコヤナギ

キンランシ

ホクロ

ムカゴサウ

ツレサギサウ

マツラン

カヤラシ

ハナメウガ

メウガ

百四、あやめ科 (三種)

ヒアフギ

シヤガ

百五、やまのいも科 (四種)

ヤマノイモ

ニガガシユウ

ヒメドコロ

キクパドコロ

百六、ひがんばな科 (三種)

キンバイザサ

ヒガンバナ

百七、ゆり科 (二十五種)

ソクシンラン

ノビル

ハウチヤクサウ

シロバナシヨウジヨウバカマ

ヤブクワンザウ

ミヅギバウシ

イハギバウシ

コオニユリ

ノギラン

シヤノビダ

オホバワウセイ

オモト

サルトリイバラ

ホソバシホデ

タチシホデ

ヤマガシユウ

アマナ

ヤマホトトギス

ウバユリ

ノクワンザウ

ギバウシ

ヤブラン

ナルコユリ

ツルボ

シホデ

キツネノカミソリ

百八、ぬ 科 (七種)

キ

カウガイゼキセウ

イマスズメノヒエ

タチカウガイゼキセウ

ハリカウガイゼキセウ

ホソキ

スズメノヒエ

百九、みづあふひ科 (二種)

ミヅアフヒ

コナギ

百十、つゆくさ科 (三種)

イボクサ

ツユクサ

ヤブメウガ

百十一、ほしくさ科 (三種)

イヌノヒゲ

イトイヌノヒゲ

ホシクサ

百十二、うきくさ科 (二種)

ウキクサ

アヲウキクサ

百十三、てんなんせう科 (七種)

シヤウブ

セキシヨウ

ヒメウラシマサウ

ムサシアブミ

ムラサキムサシアブミ

マムシグサ

ハンゲ

百十四、かやつりぐさ (五十種)

イトテンツキ

イトハナビテンツキ

シヨウジヨウスグ

アラスグ

ナキリスグ

ヒメカンスグ

ヒナスグ

エナシヒゴクサ

ヒメシラスグ

ミノボロスグ

タマガヤツリ

コゴメガヤツリ

スマハリキ

ノランツキ

ヒヅリコ

ヒンジガヤツリ

イスノヒゲ

ホタルキ

シンジュガヤ

クサスグ

ミヤマカンスグ

ナルコスグ

ジユズスグ

シラスグ

イトスグ

ラキリスグ

ガウン

カヤツリグサ

クログワキ

クロランツキ

ヤマキ

タグ

イガクサ

ヒメホタルキ

コシンジュガヤ

ヤハラスグ

イハカンスグ

ミヤマジユウズスグ

ヒゴクサ

タチスグ

カンスグ

チヤガヤツリ

アゼガヤツリ

ハリキ

シカクキ

オホランツキ

ヒメタグ

コイスノハナヒゲ

アイバサウ

カンガレキ

百十五、 禾 木

カモジグサ

科 (七十七種)

コスカグサ

ヌカボ

スズメノチツホウ  
ラガルカヤ  
シロコブナグサ  
ネヅサ  
カラスムギ  
ヒメコバンソウ  
ヤマアハ  
ギヤウギシバ  
ヲヒシバ  
スズメガヤ  
ドシヨウツナギ  
アシカキ  
ススキ  
シバ  
ノビエ  
ハイヌメリ  
メヒシバ  
タキキビ

セドガヤ  
モロコシガヤ  
コブナグサ  
トダシバ  
ミノゴメ  
キツネガヤ  
ヒメノガリヤス  
カリマタガヤ  
イトスズメガヤ  
ナルコビエ  
デガヤ  
ササクサ  
ネズミガヤ  
ヌカキビ  
タビエ  
サチキビ  
スズメノヒエ  
クサヨシ

ウシクサ  
ヒメアブラガヤ  
メダケ  
オニトダシバ  
ヤマカモジグサ  
サイトウガヤ  
ジュズダマ  
ラウセンガリヤス  
カゼクサ  
トボシガラ  
チゴザサ  
トキハススキ  
コチデミザサ  
ミヅヒエ  
アキメヒシバ  
コメヒシバ  
チカラシバ  
ヨシ

デシバリ

ホライチク

アシボン

ヤダケ

キンエノコロ

オカメザサ

メガルカヤ

百十六 とちかがみ科 (四種)

スブタ

ミヅオホバコ

百十七 おもだか科 (二種)

ウリカハ

百十八 いばらも科 (二種)

イバラモ

百十九 ひるむしろ科 (二種)

エビモ

モミ

百二十 まつ科 (四種)

ハチク

ミゾイチゴツナギ

ササガヤ

ウシノシツベイ

エノコログサ

アブラスキ

カニツリグサ

クロモ

オモダカ

マダケ

イタチガヤ

ヒエガエリ

オホエノゴロ

ムラサキエノコロ

ネズミノヲ

トチカガミ

ヒルムシロ  
ヒノキ

アカマツ

クロマツ

百二十一、いちぬ科 (二種)

イスガヤ

カヤ

百二十二、いはびば科 (三種)

カダビバ

ヒメクラマゴケ

イハヒバ

百二十三、くらまごけ科 (一種)

タフグシバ

百二十四、うらじろ科 (二種)

ウラジロ

コシダ

百二十五、うらぼし科 (三十九種)

カウザキシダ

トラノヲシダ

チャセンシダ

コモチシダ

トキハシダ

イブキシダ

ヒメワラビ

イワヒメワラビ

オホミツデ

ホシダ

ホソバノイタチシダ

ラクマワラビ

リヤウメンシダ

イヌガンソク

フモトシダ

イスシダ

ホラシノブ

タチシノブ

コヤマイヌワラビ

キジノヲシダ

オホキジノヲ

スカボシシダ

ミツデウラボシ

ノキシノブ

ヒメノキシノブ

アラガネシダ

サジラン

キノデ

ツヤナシキノデ

カナワラビ

ホンバカナワラビ

ヤブソテツ

イタチシダ

ワラビ

オホバノキノモトワウ

キノモトソウ

アマクサシダ

シシラン

オホカグマ

百二十六、こけしのぶ科 (四種)

カウヤコケシノブ

ホンバコケシノブ

コケシノブ

ウチハゴケ



# 椿、なんきんこざくら、げんかいつつじの調査

調査委員 鍋 島 與 市

## 椿の大樹

- 一、場 所 三池郡銀水村大字怒繩田字大方屋敷と字辻との中間作道の傍
- 一、目 的 椿樹の大木として稀なるものにして保存したき爲め
- 一、附 近 銀水村稻荷山(海拔約五百尺)の西方に低夷するところ洪積層と思へる高臺地をなす、畠地であるが一側に近く人家あり。
- 一、太 一、莖幹周囲 根元より一尺の處九尺二寸

### 樹幹扁側

- 一、根元より二尺にて大小二極に分岐す
- 一、大なる分岐せる周り四尺二寸
- 一、五尺の處に於ては五岐せり

一、高 二十尺

一、枝 張 三十尺

椿、なんきんこざくら、げんかいつつじの調査

一、樹 勢 頗る隆々として生氣潑濶たるものあり、

一、同地傳説

大方屋敷字名は昔時貴人の邸宅地のありし處ならんと明治の中年頃迄は此所に四五軒の人家ありしも皆一向に繁冗せぬ故次第に附近の外の地に引越したり又右字の一部椿樹の隣接地に小森あり荒神様ともいふ、昔時は一本の小竹さへ崇ありとて取るもののがなかつた今も一部は其儘になつてゐる。

辻字名の一部に化粧池と稱する小池あり貴人の化粧水をともし處と傳ふ、茲に天水湧き如何なる年にも涸れたることなし。

此地より數町稻荷神社の山麓には古墳群あり、其他にもあり、中には前方後圓の大古墳もある、蓋し此附近一帶の地形に鑑み且つ古墳の多きを思ふとき往時貴人地方の豪族の住したることは想像するにかたからず。

追 記

一、ツバキは五十年にして幹高二十尺周圍一尺となり老大なるは幹高三十尺周圍三尺に及ぶといふ説あり。

之に依つて此木を算すると四百五十年の齡を有する。

りうきうこざくら

一、場 所 朝倉郡松末村

一、分布區 分布上珍らしきものなり本縣は此の地のみなり

一、數 量 此所にても少區域にて量も多らず

一、太 極小草木にて花萼五寸位

一、花 期 五月廿日前後七日間位

一、環 境 水田の畦畔に群生するものにて其の水田の開立にてもなす場合は實に悲き場合に立至らんと保し難いのである。

一、生育状態 好適地と見えて他のそれに比しよく肥り居る感がある。

寫真二枚は花少く過ぎたるとき撮影したるものである。

### けんかいつゝじ

一、場 所 朝倉郡寶珠山村

一、分布區 朝鮮北部より北韓地の植物にて内地には餘り生育せる所なし、本縣内にては英彦

山に少し生育するも此所に比れば僅なり。

一、數 量 前記の通り多量あり此地の切立られたる集塊岩の山には殆ど生じ無數といふべ

し。

一、太 澁木にて株立なり一株百本も立てるあり莖の太さは一寸位周るものは太きもの

なり。

一、高 五尺位のものゝ高さものなりとす

一、花 期 三月廿日頃より十日位の間非常に早咲きにて春の彼岸には何如なる年にては花

咲き初むるを以て此地にては(彼岸つゝじ)の名あり

二枚の寫眞は昭和四年三月二十九日に撮影したるものなり之により東京帝大理學部斯學界にては三好氏始め中井本田其他の人より賞讃を得て寫眞及標本の所望を受けて多く送りたり。

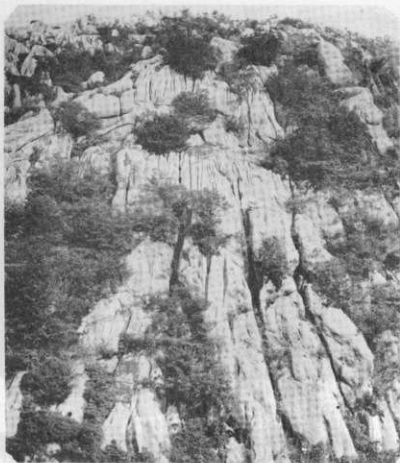
一、環 境

寶塚山村に岩屋神社として神社あり、此の境内附近一體風景絶大の勝地あり、此れに生じ滿開の頃は相應して殊に美觀を呈せり。

一、生育状態

元より水引宜敷所を好む故切立られたる岩上に生育せり、又小苗多く生じ宛あり、

カルレンの出来初め



下關要塞司令部許可済

カルレンフェルドの若きもの



下關要塞司令部許可済

カルレン  
フェルド墓石地方



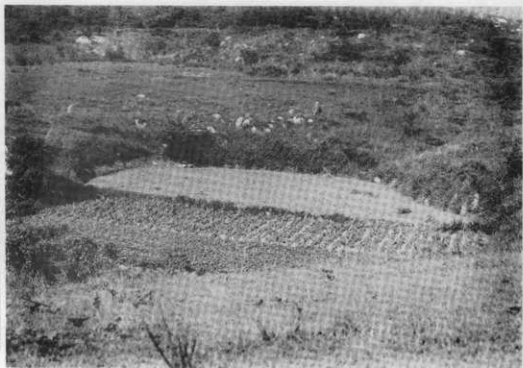
下  
關  
要  
塞  
司  
令  
部  
許  
可  
濟

ウ  
バ  
ー  
レ  
ー  
コ  
ツ  
ク  
ピ  
ツ  
ト



下  
關  
要  
塞  
司  
令  
部  
許  
可  
濟

血狀ドリネ



下關要塞司令部許可済

部落の前に昭和三年六月出来たるドリネ



下關要塞司令部許可済

ドクエネホリエ



下圖要塞司令部許可済

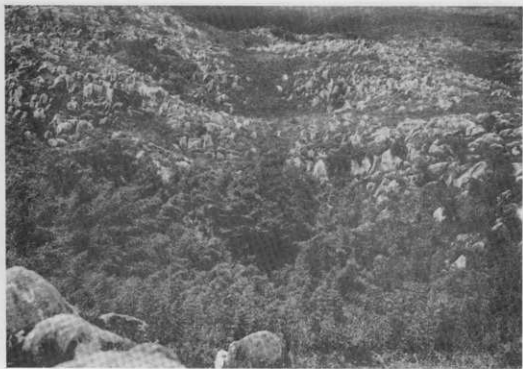
井狀ドクエネ



下圖要塞司令部許可済



大ドリーネ「オキクボ」

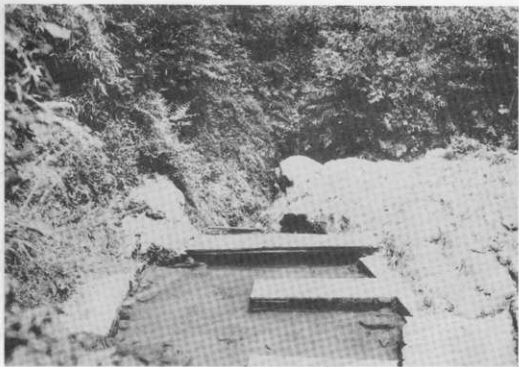


下關要塞司令部許可済

漏斗状ドリーネ



下關要塞司令部許可済



下關要塞司令部許可済



下關要塞司令部許可済

# 千佛鐘乳洞の調査

調査委員 栗田 鼎 造

## 一、所 在 地

福岡縣企救郡東谷村大字新尊寺宇道金<sub>俗に千佛と稱す</sub>にありて其附近は京都郡椿市村大字高來の大石高平氏の私有地に屬す日豊線行橋驛より西に約九軒の所にあり行橋より山麓福丸の地迄は定期自動車及馬車の便あるも殘餘の一軒半は縣道とは云へ急傾斜なれば勢ひ徒歩せざるべからず然るに道幅も廣く石礫も割合に少ければ婦人子供と雖下駄穿きの儘にて容易に登り得べし尙他の通路によるならば小倉鐵道石原町驛より急傾斜の坂路又は陸軍用の通路によれば二三時間の後には到着し得べし。

## 二、名 稱

千佛の名は本洞の側にある千佛大師堂昔より弘法大師の像を安置しあり靈驗あらたかにて新四國の一として賽客多しの名より來れるものらしく洞窟も數年前迄は全く自然に放任され人の殆知る由もなかりしに此山麓なる京都郡椿市村大字高來の大石高平氏が此事を知り大に發憤し單身洞内の探險を試み其雄大奇觀に驚き廣く天下に之を紹介し且は郷土の開發にも資せんものと種々奔走の結果遂に私財投じて之を買收し附近の名所「千佛瀧」「大師堂」「不動窟」「鳩

穴「青龍窟」等と共に世の研究家探勝客を待つて之を案内紹介し一生の事業として之れが爲に身を公益に献げんとせり。

### 三、附近の地質と地形

附近一帯は陸軍の要塞地域なれば全く地形圖を欠き且つ地質圖も亦適當なるものなきを遺憾とす。北九州古生層は北東より南西の方向に走れり其内に廣く分布せる石灰岩よりなれる平尾臺地あり。鍾乳洞は其臺地の西側約三百米の斷崖中に存在す。平尾臺地とは企救郡貫山附近より南西龍ヶ鼻に至る十一軒を長軸として千佛、内藏線の東面斷崖と井手浦呼野の西面斷崖との間約二軒を短軸とする長方形の地域内に存在する高さ四五百米の起伏緩漫なる浪原性の臺地メーナ(Mena)を總稱す。該臺地中の龍ヶ鼻の六六七米を最高とし平尾部落の四百米を最底とす。此の全臺地は悉く花崗岩等により接觸變質を受けたる粗粒狀の石灰岩よりなる。臺地の東側に於ては約三百米以下の斷崖には古生層に屬する雲母片岩千佛附近乃至は黝色珪岩内藏附近の存するを見る。向すれば其等を貫ける花崗岩あり。崖錐を愈々下り盡くれば溪口より展開せる扇狀地(Fan)と共に境界もなく續ける廣き冲積平野となれり。

前記の千佛鍾乳洞も其石灰岩と雲母片岩との境界面に近く存す。

西側の石原町よりの登り口邊にては三十度位に急斜せる中腹以下には珪岩層の存せるあり。南西端は採銅所の河谷に一大斷崖を以て臨み北東は貫山の花崗岩地に續く。

臺地の東西兩側共に殆全部の地層は北六十度東の走向を有し東側登り口なる千佛附近にては北西へ六十度乃至八十度の傾斜をなし西側登り口にては東南へ急斜せるを以て此附近は向

斜層をなせり。

茲に注意すべきは此臺地と千佛鍾乳洞との關係なり、由來石灰岩は雨水に對して抵抗すること弱く容易に化學的に之を溶解するを以て他の岩石とは全然異なる地形景觀を作り其地貌を異にするを普通とす、此特有なる姿をカルスト地形 (Karst Topography) と稱し斯る地方をカルスト地方 (Karst Region) と稱ふ、蓋しカルストとはアルプ山脈の東南即ユーゴスラビヤの西北端なる石灰岩よりなれる、礫礫不毛の高臺地の名にて斯る特別奇妙なる地形が人の能く知る所となり遂にこの固有名詞が一般の石灰岩地方の特種地形を表はす普通名詞となれり。

山口縣秋吉臺地は我國最大の石灰岩露出地でカルスト地形をなせることは周知の事實なるが本縣田川郡船尾山も小規模なる該地形をなせり、因にカルスト地形の主なる要素として次の要素を擧ぐることを得る。

#### 第一 カレンフェルド (Karrenfeld)

車を泥土上に縱横に引廻したる際に生ずる轍の跡を思はせる如き細き溝の縱横に石灰岩上に印せられたる地帯を云ふ。

カレンフェルドの老境に臨んだるものは石灰岩中に含まれたる水に不溶解性なる不純物が殘滓土となりて其石灰岩上を一面に被ふ至る此の如き所を被覆カルストと云ふ。

#### 第二 ドリーネ (石灰鉢) (Doline)

石灰岩の龜裂に沿ひ雨水が流れて化學的に侵蝕作用により其龜裂の周圍が削剝さる其始めの孔は垂直の方面に其側壁が直立すれど後には其傾斜は緩漫となり、漏斗形又は漏斗狀の孔

となる此の如き孔をドリリーネと云ふ。ドリリーネは以上の方法により生ずる外に石灰洞窟の天井が自己の重量の爲に陥落して生ずることもあり、ドリリーネの形を分類すれば次の如し。

狀皿ドリリーネ 皿の如き平たき孔をなすもの

漏斗狀ドリリーネ 皿狀ドリリーネより稍孔深くなり漏斗狀をなせるものを云ふ

井狀ドリリーネ 井戸の如き深きものにて側壁は殆垂直せるものを云ふ

### 第三 ウバール(石灰盆)(Wvale)

ドリリーネの成長するにつれ數個のドリリーネが接近して存在する其境界をなす岩層は細く狭くなる之をコックピット(Cockpit)と云ひ其コックピットも侵蝕作用が進むにつれ遂に消失するに至れり數個のドリリーネの境界が連結され大なる盆地となれるものを云ふ。

### 第四 ポリーエ(石灰平)(Polje)

ウバールの大なるものにて其内に人家あり田畑等のある所を云ふ。

### 第五 ポノール(吸込孔)(Ponor)

ウバール及ポリーエ等の大規模のものゝ窪地の底の流水が地中に潜入し地下水となる其地下水路の入口をポノールと云ふ。

### 第六 地下 水

カルスト地方は地形の表面に水流を缺ぐが常であるが地中には地下水が縦横に流通して極めて複雑なる水系を形造る。

### 第七 湧 泉

カルスト地方の地表には流水を缺ぐことは前述の通りなるが湧泉が少くない之れ高所のポ  
ノールより入りたる水が低き所に流れ稍上方に排水口を求めて出ずるが爲に生ず。

#### 第八 石灰洞窟

多くのポノールより流れ入りたる水が地下水となり此の地下水流が多く集りて山の側壁よ  
り流れ出ずる時に石灰洞窟を作る。

前記千佛鍾乳洞の如きはカルスト地形の一要素なれば鍾乳洞を研究せんとするものは其根  
元をなすカルスト臺地よりせざるべからず左の千佛鍾乳洞をなすに其原因となれる平尾カ  
ルスト臺地につき述べん。

#### 一、平尾カルスト臺地

前記の一大カルスト臺地をば假りに其臺地上に存する一部落の名によつて平尾カルスト臺  
と命名せん廣さに於ては秋吉の其には遂に及ばずと雖猶本邦に於て其類少き程度の規模を有  
する事は前述の通りなり而もカルスト臺地として各要素の悉皆を有せることドリネ其他の  
要素の完全なるもの多きこと其變化に富み各地形變遷の過程を具現せる事水陸展望の便なる  
事等に於ては秋吉臺地に劣らざるもの少なからずと信ず且つ交通至便近世文化の一大中心地  
たる北九州に位置し廣く天下の研究者乃至は探勝者をして最簡單容易に其目的を達せしめ得  
べきものは之を措て他になしと云ふも過言にあらず。

唯惜むらくば此地は陸軍省の所有地なるのみならず陸軍演習地にて且陸軍要塞地帯なりよ  
つて其中に入りて地圖寫真スケッチ其他事實を正確公正に記録して之を研究家に紹介せんと

する作業の一切を禁止され居ることなり。今日迄此の稀なる景觀が一般人にも將た學者にも全く知られざる理由も之に外ならず、千佛鍾乳洞の如きも此の珍らしき地形を研究調査して此のカルスト地形の一要素として天下に紹介發表してこそ其價値の百倍するを見ん。

臺地は一般に西側に高く東に向つて緩斜し所々長軸に直角なる低地存在す、爲にドリネの如き東側に多く且つ點々弧立的なる小盆地をなす、今縣道に沿ふ所の平尾盆地を中央として臺地を大觀して區分せんに南西部と北東部との二部となすを得。

#### 南西部區域

長軸の長さ約七杆に及び北東部に比し一層高く一般に輪廻期よりすれば老いたる姿にてカレンフェルドをなせる石灰岩も地上に現はるゝ部短く間隔も廣しドリネも井狀のもの少くウバーレーに化せるものは残滓土により其底を被はるゝもの多く且つ概して草原に化せるより見るに残滓土は相當に多く被覆カルストに移化せんとするものなり。

而も大小のドリネは約百五六十にも達するが如し、大凡臺地の走向と同方向に走れる二乃至三列の裂線(?)に沿ふて存在するものゝ如し、カレンは稀少なるも其排列は前者と略々直角をなすもの多し中央に六百米の高臺の山麓地帯には放射狀に多くのドリネ存在す、其南西麓には曾て好景氣時代に採掘せる粗質の褐鐵鑛の堆積しあるを見る、尙東方内蔵への通路にはウバーレーの大なるもの二個迄も存在し、一方には大根、牛蒡、ソバ、芋等の植付けあり、屋下には伏流の湧出するもの多し。

内蔵(人家五戸)は千佛(人家五戸)と共に下方の平地より退却しある瀑布千佛瀧は高さ百五十米



を斜に數段に落つの上に殘存せる小臺地にして後背は直にカルスト臺地の斷崖に續く、されば此邊湧泉を動力として石粉を作る水車を點々散見す。(千佛)

#### 北東部區域

最北東端の西方部は未調査區域ながら東方部には一大ドリネの附近に青龍窟と呼ぶ洞穴あり、洞口の幅八米高さ四米、上下二孔ありて互に反對方向に伸ぶ蓋し一連のものならん、上洞は老年性のものにして洞内廣闊地下水なく鍾乳石、石筍の見るべきものなし、往古土蜘蛛の住みし所と傳ふ、洞窟の下部十數米の下方に伏流湧出す、附近は石灰と花崗岩との接觸する所にして石灰岩をなせる方解石の結晶の大なるものあり

中央區をなす千佛鍾乳洞の上方には大小無數のドリネ存在す、概して走向と同一方向なる北六十度東の方向に二列乃至三列に並べること、は南西部の場合に等し、コツクビットは低くドリネは石塊磊々たる幼年末期乃至壯年のもの多く、ボノールの底には消々たる水流の音を聞く、ドリネは漏斗状のもの多く最大なるはオキグボとフカクボにて前者は直徑四百米に近く深さ五十米を超えん底に竹藪を生じ、四圍にはカレンフェルド顯るゝも後者は全く其等を欠ぎ恰も若き噴火口の如し、此の中央區域にはカルレンの美事なるもの甚だ多く、殊に北より南面せる又は東より西面せる傾斜面には或は幾千の白衣の行者が蟬集せるが如く、或は無數の白羊を牧養せるが如き其壯觀言語に絶するものあり、墓石地方の名を負へるも亦宜なるかな、

カルレン中の大溝は概して臺地の走向と直角の方向に並べ、るもの多く、小溝はドリネに向

つて求心的に生ぜるが如し。

本區域の南西部の稍下りて低地をなせる所に至ればドリネは稍初老の姿となり今迄の裸出カルストは幾分に残滓土なる赤土に蔽はれ底部には耕地を存し桐芋、ンバ、牛蒡等を培養し臺地上にも松林の散點せるを見る。

概して北東部區域は南西部區域の其れに比して規模小なるも若き裸出カルスト多く變化にも富み頗美觀を呈し交通にも便にして且集約的なれば研究にも探勝にも此方面を推賞す。

次に平尾の部落と兵舎とのある中央盆地に就て見るに地は企救郡井手浦より京都郡福丸への一大裂線に沿ふて生せる一のボリーエなり盆地は厚き残滓土にて全然被覆され耕地相當に廣し、中央北端の一大ドリネの下底にはポノールあり其南側より湧出せる水は再び北東側の深孔に入る、爾來此の湧出せる水を飲料水又は洗濯其他雜用水に用ひ平尾十七戸の民家は生を保てり、其東側には兵舎用の炊舎あり、近來貫山方面より鐵管にて引水し軍用の外は民家にも配給すれど元來此臺地上に彼等の祖先が部落を作りしは全く此のポノールの水ありしに因ること明なり、井戸の側には古き石造の水神ありて古來感謝の意を表せる事を示す。

斯る別天地に凡ゆる不便を忍んで、單級小學校あれど高等小學校は企救郡福丸迄下り、水田もそこ迄作り下る、彼等の住居せる其原因を探るに彼等の殆ど全體が壹岐村、壹岐本などを姓とせるよりすれば或は長崎縣壹岐島に溢るゝ人口の移動轉住せるものには非ざるかを思はしむ。

部落の四周の一段高き臺地に續く方面には亦多くのドリネ存在す、東方福丸に通ずる縣道

の傍にも多数あり小さくして直径僅に二米位のもの多く中には四米位にして底知れずの井状ドリーネもあり附近に尙ほ鳩孔式のものありて大石を投ずれば一分間位も落つる音を聞き得東南端にも雄大なるドリーネ三個あり皿状ドリーネの中に更に若返れるものもあり。

或民家の中庭に近頃一夜の中に大音響と共に生ぜりと云ふ直径三米深さ四米位のドリーネの赤ン坊とも稱すべきものを見たり氣の毒なる事ながら石灰洞の天井が自己の重量の爲に陥落して急に生じたるものにて學術上には興味ある現象なりそれより西方西原町に通ずる縣道の沿路には老幼種々のドリーネ又はウパーレを見る點々カルレンをも存在す老いたるドリーネやウパーレは底部を悉く耕地に利用せり西方礮灘方面の見晴らし良き鞍部の所には直径四十米深さ十五米許りの底を耕地とせる模式的のドリーネの存在を見る。

全臺地を通じて大小のドリーネの總數は三百以上に達するものゝ如し實に珍らしき地方なり其臺地末端の側崖より湧出する伏流並に其が溶蝕して作れる鍾乳石の數亦夥し就中最雄大にして且つ各種の現象を具して學術上にも探勝上にも價値の大なるものを千佛鍾乳洞なりとす。

## 二、千佛鍾乳洞

千佛洞は前記カルスト臺地中の北東部區域の中央部に屬する東南斷崖面即ち臺地より急傾斜の一山路を下ること約四百米高さに非ず許りの右方石灰岩採取場隣にあり洞の深長九百米以上にして尙終點を究め得ずと云ふ天井の最高き部は約六米幅最廣き所は約十五米にも及ぶ洞の入口には大小三十餘個の鍾乳石垂下して大偉觀を呈し其低く地に迫りたる状態は一見

入洞し得るかを疑はしむ、然るに一度洞門を潜れば身の洞内にある忘れしむる位に開けて或は高く廣く或は低く狭く、廣庭と云へる所に到れば洞中最廣き部分なり、石壁の一部に白銀の石灘と命名されたるは方解石の微晶の燈火を受けて白く耀けるに因る。

〔天蓋岩〕群鐘〔巨乳〕龍神の瀧淵を経て道は上下に分る、下なるは清泉涼々として流れ深くして膝を没す、上なるは溪流に渡せる橋に似たり而も數十米にして兩者合して一となる、磁針の示す所によれば其方向概して臺地の走向と一致しドリネの主たる分布線の直下を進めるが如し、此邊を名付けて「瀧路干路」と云ふ、或は巨石を横へたるが如きあり、或は白堊を以て塗れるが如きあり、名付けて「倒れ石」〔天井の大鐘乳石の崩落せるもの〕「白堊殿」と呼ぶ。

第一の難所を過ぐれば「難段」〔天柱〕あり、後者は高さ約八米と註されたる一大石柱あり、路は忽ち窮するが如くにして復忽ち開けて石筈叢生し奇巖怪石重疊す、其間に清流の足を洗ふあり、冷寒にして悚然たらしむ、洞口より此處に到る約三百米なり、路は所々直角に曲る所あれども概して北東に進み來る路窮まりて「親不知」の嶮にかゝる伏流の器械的化學的の合營力に依りてなれる深溝の深さ十數米兩岸迫りて其間數米、足の踏むべき路なく手に攀ずべき何物もなし、今は大石氏の苦心にて板橋を架けたる爲其名の適當ならざる感あれど橋なき時は人は兩岸を跨ぎ危く踏みはずさんとし「親不知は事ゝ命不知」とも改むべき程なりし、其附近幅狭く垂直的に深し之れ洞穴の青年期なることを示すものなり、降雨續けば濁流洞底に溢れ水流量なれば流さるゝ水と礫削剝作用及水の化學的侵蝕作用は進て僅づゝ洞窟の廣さを増すべし。

細流に流されたる礫を見るに大なるは人頭小なるは指頭大なれと普通は直徑五六糎位のも

の多し、種類は角閃片岩、雲母片岩等多く、僅に石灰岩をも混入せり。

洞内を横切れる幅三十程位の角閃片岩層を發見す、走向は北六十度東にて北西に八十度の傾斜をなせり、即走向傾斜共に他の部と同様なり。又洞内には大小種々の獸穴(Coebite)あり、又天井高さ所の天井附近の岩石の破れ目にも腰部位の高さの部にも石礫ありて、石灰にてセメントさる蓋し、過去は伏流の床高かりしものが伏流となれる水の化學的器械的作用及石礫の削磨作用にて甚だしく削り下げられ、今日の如き状態となれるものなり。

「羅生門」胎内潛「不動瀧」或は「空中達磨」或は「鐘岩」「佛手柑岩」と謂へるあり、「獅子の口」と呼ぶが  
あり「日暮し天井」二天の岩戸「弘大師の手洗池」「鬼柱」「掘鑿門」等、愈々進めは愈々奇なり。

「發音の乳」と云ふものあり、平板狀の鍾乳石にして、誠に石にて之を叩けば殷々たる聲、洞内に響く更に「地獄トンネル」に至れば通路狹隘となり、入洞中々困難なり。

此の所入口より六百七十米の奥にあり、トンネルの長さは約六十米に及び、其間天井極めて低し、甚だしきは匍匐せざれば通過し得ざる箇所あり、加之に水滴の降下するもの多く、通過頗る困難なり、然れども一度困難を忍んでトンネルを過ぎんか、高さ數十尺行けども盡くる所を知らずと云ふ、仍て探險趣味を有せらるゝ仁の外普通の探勝家はトンネルの入口にて其奥に入らず。

「佛手柑岩附近に蝙蝠城」及「金殿」なる所あり、通路より約四米程岩石を上りたる所の南方の一支洞なり。一の横の洞孔にて平坦にして奥に進むに困難ならず、奥に入るに從ひ焦土の色をなせるもの次第に加はり、遂には一米位の小山の形をなせるもの、又半米位の厚さにて數坪位に廣がれるものあり、其量凡そ二十石に及ばん、之れ萬古の蝙蝠糞なり、其天井を望めば多數の黑色をなせ

る蝙蝠が煤煙の天井に下される如くぶら垂れる又燈火に驚きて互に飛び交ふるもの多きを見る。此の部に學術上最興味多きものあり、それは長さ約二米の鍾乳石が天井より垂れる其下に一米半位の石筍を生じ兩者將に相連り石柱とならんとし、上下が未だ接せざるものなり。蝙蝠城より通路に出でんとする左方に金殿あり高さ丈餘にて天井より大小無數の鍾乳石垂下し千載萬戈の森然として倒垂せるが如し、又石筍も又少なからず、蓋し洞内隨一の鍾乳石處女林なり、誠に其名に背かず此の部は學術的に頗る價值ある所なれば特に保護の必要あり。

## 三、希

## 望

前述の通り平尾カルスト臺地は我國稀に見る學術的價值ある所にて、千佛鍾乳洞も亦相當の規模を有する鍾乳洞なり、此の兩者を併せば猶更價值あり興味あるものとなる、依て一日も早く兩者を併せて天然記念物として永く保護し保存すべきものと思惟す、殊に鍾乳洞内は今や多くの見學者探勝者に依つて次第に荒され鍾乳石は叩き折られ、石筍はもぎとられ剩へ見苦しき石を以て傷けたる、又墨にて記せる樂書多し、洞主は懸命の努力をなすも及ばず天下の學術的珍奇なるものも斯くして年ならず悉く汚損され終らんとす、之れ單に洞主に氣の毒なるのみならず、縣下公衆、否天下の一大損失ならずして何ぞや。

平尾カルスト臺地は前述の通り陸軍演習地なるのみならず、要塞地帯なり然るに當局の理解ある許可により其一部を寫真に撮影し得たれど軍機の障害とならざる最小限度に於て、スケッチ、ドローイング等の測量、カルスト景觀の部分的略圖（ドローイング）分布圖、カレンの方向と分布圖の如き等の作業許可を得ること何よりも肝要なり。

縮尺 100 1/1000

# 福岡縣若屋郡若杉村

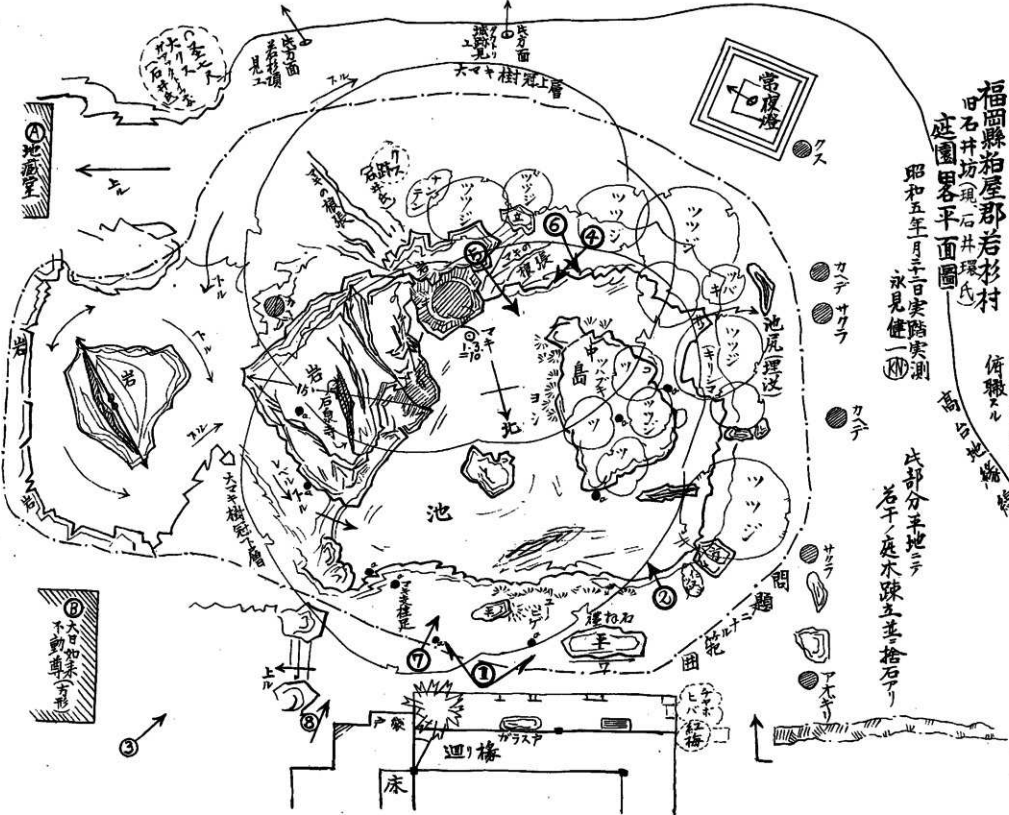
下三ヶ分畑ヲ  
倚職スル

旧石井坊(現石井環氏)  
庭園若手平面圖

昭和五年三月廿日実踏実測  
永見健一

高台地端線

此部分平地ニテ  
若干ノ庭木疎立基捨石アリ



クス

カテサクラ  
カテ

ササ

カササギ

ササ

カササギ  
ササ

大木  
見工損

大木  
樹冠上層

常夜燈

④ 地蔵堂

ツツジ

岩

大木  
樹冠上層

① 大木  
不動尊  
下層

② 櫻石  
手

③ 花  
園

④ 間

⑤ ヒバ  
紅梅

⑥ 床  
廻廊

⑦

⑧ 大木  
如來  
不動尊  
下層

⑨

⑩

照參文本

園庭坊井石





石 井 坊 庭 園



石 井 坊 庭 園



## 舊、石井坊庭園遺構調査

調査委員 永 見 健 一

位 置 縣下糟屋郡若杉村の一角、本冊子の他項にもあらう如く、篠栗驛下車、縣營林道に添ふて南方若杉太祖神に昇る山峽の高臺にあり、舊石井坊跡を繼ぐ石井環氏邸の奥座敷前に展開し、背後は前記の往還を俯瞰する涯地となる。

現 況 略々方形の平地、此地積凡百坪許りの内、真に問題となり得る部分は其中央六十坪許り——平面圖上——印の範圍である。

平面地割の大體、中央正面に地積二十坪許りの泉地を穿ち、池中右寄りに中島一個、他に捨石一——二個、池の手前に禮拜石、長徑七尺

池縁奥正面稍左寄りに老槓一本と一大巨岩の抱き合せの一聯景があつて之が全體の主景となり、之から池縁に添ふて石廻りにツツジ類を配植し若干の捨石をあしらひ、此主景の受けとする、中島にもツツジ。

主景をなす老槓は本幹周圍實測凡一〇尺、地上六—七尺の處から四—五幹に分枝し、直徑六一七間以上に廣がる樹冠を地上十尺—二十尺の處に展開して十數本の支柱で糊造りに受ける、更に上層樹冠層あり、總樹高目測八間許り、樹枝にムカデランを宿し、又カヒガラムシが多い、樹勢稍

衰頹の傾向がある。

發、古のムガデランに關しては、昭和五年一月二十六日附、邸主、石井積氏よりの奉諭の一節に左の文字があるから暫く其處附記して置く。

○前略、龜井南冥、松松爾ノ七律アリシモ今ヤ散逸セリ云々

次に此楨と拘き合せの巨岩は一見地下の基岩が露出して浸蝕されたものを洗出したものと見受けらるるも或人の考證に背後の山地から崩れ落ちたものであらうかといふ意味の事を申されたとの説明がある然し、正しい決定には猶詳しい調査を要するのである。孰れにしても確かに個體と考へられる部分だけで平面方十五尺に達し、全體の平面積は其倍以上あり表面にある數條の浸蝕凹所には雨水を貯へ其最大なるもの土地の口饒石泉寺即ち石井坊の起原として居るとの説明があつた。猶此巨岩の岩質は表面の風化が激しいから新鮮な断面を得ぬ限り決定的な事は判別し難いのである。

次に以上の全體に附屬して、其左手に地面が池畔より心持ちに小高くなつて居る一小區域があつて、其の南東北の三面は岩盤組の縁取で外高となり、内面の中央部に岩質同前の巨岩一個が蟠居する。

細部は毀損甚敷、前記の主景をなす巨岩が、少くとも外觀基岩の洗出し様に蟠居して居る外、見るべき人工的な岩組を欠いて居るから、此庭のありし日の細部の手法を想像する事は殆んど全く絶望である。

現状から受ける感じは善惡兩意味に於て、地方的であつて、素朴な枯淡さがあり、或種の誤解の危険を侵して云へば、雪舟的である。

沿革口傳 石井坊の沿革に就いては、本冊子の他項に詳しいであらうから、此處には述べず、庭園には傳、雪舟、と稱するも右を確證する文献は元よりない。

考 察 現在主景をなす老樞と巨岩の一聯は作庭當初よりの主景であつて、それより左に附屬する最左翼の一角は當初一種の瀉口の構へであつたと考へるが一番妥當と思ふが、但し此體殿は現在の建物がつと西寄りに、そして正南面に廻轉する場合を、若くは其儘で東へ少くとも廻り縁かなにかで、此方面も南面と同時に眺め得らるる様な觀點の存在等を前提とするを要すると信ずる。

而して、若しそうだとすれば地割の上だけでは同じ傳雪舟假山を口傳する處の例へば英彦山龜石坊庭園と同型となる。即ち一種の築山、山水型の庭園である。而して之に關聯して更にありし日の此處の姿に關する第二段第三段の憶説が可能になるのであるが、それ等に關しては、少くとも今少し何等かの此庭の、今少し前の姿に關する見聞其他が集まらない以上、此處にそれを公に云ふをばかるのである。

次に以上の憶説によらず、現在のまゝで此庭を観ずると、

之は寧ろ所謂林泉型の極小規模なものとするか、若くは多少變態的の築山、山水型と觀じなければならず、従つて、ありし日の此庭の美的價値が餘程削引されなければならぬ可能性が甚多い事になる。而も此場合、最左翼部の構への説明が甚困難となるのである。

扱、孰れにしても庭の現状善惡兩様の意味で田園味、感、即、之を余等の間でいふ所の地方的色彩を多分に存し、之を審美的に眺めて最良のものから去る事相等遠いと云はざるを得ぬのである。

が他面庭其物に相等の二時代がついて居り、それに前記の傳説があり、一種の日本式築山山水風の庭園型を踏襲して居るとも考へられるのであるから、之を邸其物の財寶として、永く保存さるるならば、以て日本庭園技術史研究上、此地方が有つ有力な一資料となり、率いては此郷土の誇りともなる事は疑を容れざる處であらう、而して此場合獨り平面圓形上——印の範圍に止まらず、其附近の改竄に就ても相當慎重な考慮が望ましいのである。

追記以上を以て余の小著北九州所在傳雪舟作庭遺構調査報告の第二報とする、而して同報告第一報九大農學部學藝雜誌第三卷第一號—昭和三年五月の記事中、結論B、調査物件の價值の條、第二類研究及鑑賞上の價值相等あるもの（従つて其の保存が望まじきもの）の中に、本庭を加へ、其註釋を、No.15、7、8とする、又、本庭を余の九州古庭苑遺構調査通番中No.115とする。

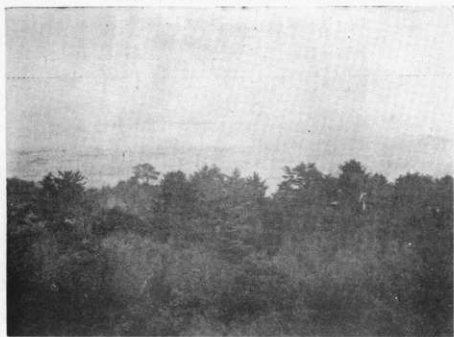
〔以上昭和五年一月二十二日實地踏査 昭和五年一月二十八日記〕

内境音観山油東

(博多灣の觀賞地點)



景風の灣多博るため眺りよ内境音観山油東



風景觀賞地點としての

## 東油山觀音境内の調査

調査委員 木村尚文

### 一、緒

古來著名なる風景なるものは風景國我日本にありては幾多數ふる事を得べきも其風景の主體たる景材及之が觀賞地點に就きて明瞭なるもの少なし。

風景地の保護開發を爲さんには先づ之等を闡明しおかざるべからず其闡明の方法には幾多有る可きも假りに次の順序の方法によりて調査を進めむとす

#### 1 著名ならしめたる文献口傳類の蒐集

右文献類による景材並に觀賞地點の推定

#### 2 實測圖面を使用して右推定景材並に觀賞地點より知り得る形式美の審査

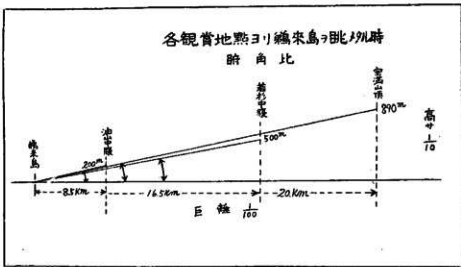
#### 3 日照、月明、地勢等より知り得る

色彩美、光線美の審査

#### 4 實地踏査に依る右推定、審査の當否判定

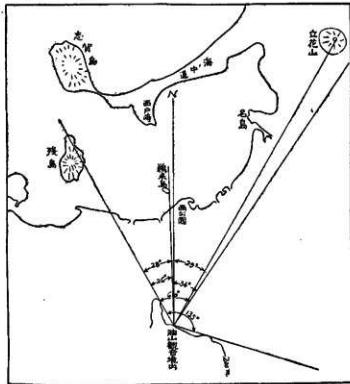
### 二、著名なる博多灣の風景

共 一 圖



東油山觀音堂内の調査

共 二 圖





1 著名ならしめたる文献口傳

A. 猶寺録

〔雪舟禪師文明年中の人にして明國に渡り歸朝の時博多に着し當時の住僧と法友なるに依り暫く逗留あり或時和尚柏屋郡香櫃瀧那多の白河に絶景あり寫し呉れよと所望あり依りて石地の景を寫し置き現に再び其地を實見して自筆如何程盡す共及ばじと筆を捨てたり依りて此地に筆捨松と申傳ふ地今に在り云々〕

B.

頼三陽之詩

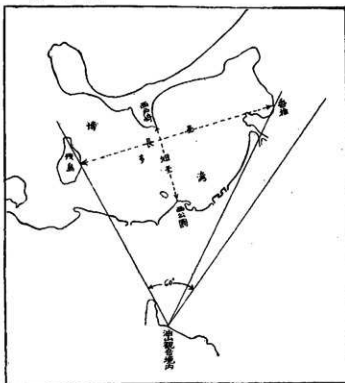
〔松林横截大洋潮 萬疊波間碧一條

此景何緣在西僻 直顔存僕命天橋〕

〔沙塘岸遠漁村白

松樹山高島路青〕

共 三 岡



C 幽齋之歌

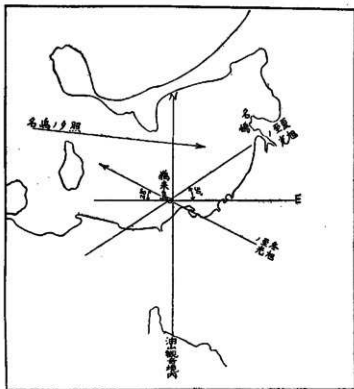
〔名にし負ふ龍の都の趾止めて 波を分けゆく海の中道〕

東海山觀音境内の調査

D. 宗祇法師之歌

「秋更けて松の博多の時津風」

其四圖



管家之歌

「宮崎や千代の松原石壁」

F. 博多八景の中博多灣に關係あるものは左の五を數ふ(作者不詳)

荒津の夜雨  
奈多の落雁  
箱崎の晴嵐  
名嶋の夕照  
博多の歸帆

F. 海の中道を彼の天の橋立に似て、しかも、之に優れたりとなすものあり、此景更に歴史的立體

美を加ふるが故なり、曰く或は古雅なる神話美、或は武威嚇々たりし神功皇后の三韓親征、及中世の一大國難元寇來襲の活舞臺たりし歴史美、

以上博多八景を除きては何れも博多灣並に海の中道全般を、景材にとれるものなる事は明な

るも何處より觀賞せしものなるや、判然たるもの一もなし。

之を推するに往昔風景を云々せしものは多く、僧侶又は之に交はれる文人雅客にして彼等の交際場たる寺院の多くが山丘上に位置せし事實より主として之等寺院ありし山丘上より觀賞せしものなるべし。

若杉山腹の左谷右谷東油山中腹等、この外地形上立花山頂、寶満山頂等、好個の觀賞地點たらずんばあらず。

## 2 實測圖面を使用して右推定景材並に觀賞地點より知り得る形式美、

博多灣を主たる景材とする以上、灣の形體は最主要なる形式美の要素を成す、今灣形を灣の直上より見れば、長徑短徑の比は五對二となり、略落付きある隋圓をなせり、之を陸地上より見れば、細長き隋圓となり、直上に近き形を眺め得る處程可とすへし、即附角の大なるを以てより、良き觀賞地點なりとす。

附角は距離及高さによりて算出し得る(附圖其一)

觀賞地點名	鶴來島迄の距離	高さ	附角の大小順位
若杉山中腹	一六・五 <sub>軒</sub>	五〇〇 <sub>米</sub>	3
寶満山中腹	二〇〇	八七〇	2
東油山中腹	八・五	二〇〇	1

(備考) 立花山頂は海の中道と陸に見て、之が景の強色を暗んど失へるが故にして之を除外せり。

右表により東油山山腹の最たるを知れり。

因て更に同山中腹附近にして知られたる觀賞地東油山觀音境内を中心とし、博多灣を一時の下に收め得るや否やを検するに左記の如くなりて、視角六十度内に完全に之を眺め得て十分なるを知る(附圖其二)

全視界百三十五度

鶴來島を焦點とする六十度視角内に

殘島左二十六度

立花山右三十四度

其灣形は

長徑對短徑比 二十乃至十八對一(實感十對一位)

是の如き距離にありて徑比十對一(實感五對一位)ならば申分なき形體

即距離に於て過度なるも高さに於て稍不足せるを認めざる可らず。

### 3

日照の方向より見たる光線美

旭日の方向

冬至南二十八度

夏至北三十度

景材と觀賞地點との位置上の關係より旭光は冬に近き程陽景を夏に至る程陰景を呈せしむ之に反し落陽は冬に至る程陰景を夏に至る程陽景を呈せしむ、今陽陰景共に其極をとるとせ

ば旭日落陽共に冬季に於て優れたる美感を呈せしむべし。かれども冬の旭日は山嶽の爲に投影角稍大にして、むしろ光線強度を加ふる春分秋分の旭日にしかず。唯秋分より冬至に又冬季より春分に至る落陽は玄界灘より直に湖上に投射し來れるが爲に極めて優れたる色彩美を現出せしむべし。名島の夕照の名を得たるは之なり。(附圖四)

月明に依る光線美

中秋の月明は東東南より出で湖上に登る頃既に其形小さく印象稍薄き嫌あり。

地勢に依る色彩美

海洋の紺碧陸地の白砂青松、空氣の清澄は夏季殊に優れたる色彩なり。

此地特に春五月頃菜種の花の黄金波を作る特色ある色彩を呈す。

向常風の方角暴風雨の方角等に依り四時の色彩、光線の變化を推知するの要あるも之等は各觀賞地點によりて異なる條件たらざるものなり。之を略す。

#### 4 實地踏査による推定審査の當否

以上要するに形式美に於ては比較的備ひ光線美色彩美に於ては特に油山に限りて出色せるものなきも一般的に優れたるものなるを推定せり。今實地各觀賞地點を踏査せるに大略に於て右推定に誤りなく、博多灣並に海ノ中道の風景に就ては油山觀音境内附近を最上の觀賞地點なりと認定せざるべからず。世評亦之に贊するもの多きが如し。

おわび

奥付の覆版月日を誤植していますので  
昭和四十三年十一月一日と訂正致します。

昭和五年三月二十九日印刷  
昭和五年三月三十一日發行

福  
岡  
縣

昭和四十三年一月一日覆版

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市東光町二六五  
電話 (四一) 六三二〇